学 生

覧

便

平成 21 年度

京都大学

# 学生便覧

2009



京都大学

## 京都大学の基本理念

京都大学は 創立以来築いてきた自由の学風を継承し 発展させつつ 多元的な課題の解決に挑戦し 地球社会 の調和ある共存に貢献するため 自由と調和を基礎に ここに基本理念を定める。

#### 研究

- 1. 京都大学は 研究の自由と自主を基礎に 高い倫理性を備えた研究活動により 世界的に卓越した知の創造を行う。
- 2. 京都大学は 総合大学として 基礎研究と応用研究,文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる。

#### 教 育

- 3. 京都大学は 多様かつ調和のとれた教育体系のもと 対話を根幹として自学自習を促し 卓越した知の継承と創造 的精神の涵養につとめる。
- 4. 京都大学は 教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ 地球社会の調和ある共存に寄与する 優れた研究者と高度の専門能力を持つ人材を育成する。

#### 社会との関係

- 5. 京都大学は 開かれた大学として 日本および地域の社会との連携を強めるとともに 自由と調和に基づく知を社会に伝える。
- 6. 京都大学は 世界に開かれた大学として 国際交流を深め 地球社会の調和ある共存に貢献する。

#### 運 営

- 7. 京都大学は 学問の自由な発展に資するため 教育研究組織の自治を尊重するとともに 全学的な調和をめざす。
- 8. 京都大学は 環境に配慮し 人権を尊重した運営を行うとともに 社会的な説明責任に応える。

## -京都大学環境憲章 -

#### 基本理念

京都大学は、その伝統によって培われた自然への倫理観と高度な学術性や国際的視野を活かし、環境保全のための教育と研究を積極的に推進し、社会の調和ある共存に貢献する。

また 本学は 人類にとって地球環境保全が最重要課題の一つであると認識し 大学活動のすべてにおいて環境に配慮し 大学の社会的責務として環境負荷の低減と環境汚染の防止に努める。

#### 基本方針

- 1.環境保全の活動を積極的に進めるため本学のすべての構成員(教職員学生常駐する関連の会社員等)の協力のもと継続性のある環境マネージメントシステムを確立する。
- 2. 教育・研究活動において 環境に影響を及ぼす要因とその程度を充分に解析し 評価するとともに 環境保全の向上に努める。
- 3.環境関連の法令や協定を遵守することはもとより 可能な限り環境負荷を低減するため 汚染防止,省資源 省エネルギー 廃棄物削減等に積極的に取り組み 地域社会の模範的役割を果す。
- 4.環境マネージメントシステムをより積極的に活用し 地域社会と連携しつつ 本学の構成員が一致して環境保全活動の推進に努める。
- 5.本学構成員に環境保全活動を促す教育を充実させるとともに 環境保全に関連する研究を推進し、その成果を社会へ還元する。
- 6. 本学が教育と研究における国際的拠点であることから 環境保全面での国際協力に積極的な役割を果す。
- 7.環境監査を実施して 環境マネージメントシステムを見直し 環境保全活動の成果を広く公開する。

## 平成21年度学年暦

前期始まり 4月1日 学 式 4月7日 入 修士学位授与式 5月25日 創立記念日 6月18日 夏 季 休 業 8月6日~9月30日 9月24日 修士学位授与式 前期終わり 9月30日 後期始まり 10月1日 11 月 祭 11月下旬 冬 季 休 業 12月27日~1月4日 修士学位授与式 1月25日 修士学位授与式 3月23日 博士学位授与式 3月23日 卒 業 式 3月24日 後期終わり 3月31日

## 平成21年度七曜表

金 土 5 6 12 13 19 20 26 27 金 土 4 5 11 12 18 19
12 13 19 20 26 27 金 土 4 5 11 12
19 20 26 27 金 土 4 5 11 12
金 士 4 5 11 12
金 土 4 5 11 12
4 5 11 12
4 5 11 12
11 12
18 <b>19</b>
25 <b>26</b>
金土
4 5
11 12
18 19
25 <b>26</b>
金土
5 6
12 13
19 20
26 27

## 新入生のみなさんへ

#### 京都大学総長 松 本 紘



京都大学へ入学おめでとうございます。

大学というこれまで経験したことのない世界を前に,漠然とした不安や未知への好奇心で一杯のことでしょう。希望を持って前向きに大学生活を始めてほしいと思います。

これから大学で受ける教育はこれまでとかなり異なっています。これまでは正解のある問題を解くための方法や考え方を,用意されたカリキュラムの下で習得することが主な学習スタイルであったのではないでしょうか。京都大学では,自分をどのように育てるのかを自らデザインし,そのデザインにかなうように進んで学業を修めていくことが期待されています。これは

112年の本学の歴史において、その濫觴(らんしょう)からもちつづけ、大切にしてきた「自得自発」及び「自学自習」という教育理念による学びの姿です。みなさんはこれまで、自分の学ぶ方向や方法を自らでデザインし、実行するという経験に乏しいかもしれません。しかしそのことは心配には及びません。そのために教員・職員が皆さんの「自得自発」及び「自学自習」を助けるために組織化され、みなさんとの対話を待っているのです。京都大学の誇る多様な環境において、これまで考えることもなかった先端的あるいは深遠な知識や研究に触れることを通じて、自らを育ててほしいと思います。

国際会議などで海外の研究者と食事をともにする場合など、彼らが専門のみならず、人文学、社会科学、自然科学のそれぞれに広範な知識を持っていることに驚かされることがあります。幸い、みなさんが学ぶ京都大学は10の学部、12の研究科、1つの学堂、2つの研究部と2つの専門職大学院からなり、自らが専門とする分野以外の知識にも学内で容易にアクセスすることができます。また、カリキュラムとしては国内最大級の多様性をもつ科目が全学共通科目として提供されており、それらを受講することができます。

本学は、上述した多くの学部・研究科に加え、日本最大の研究所・研究センター群を擁して

います。大学院へ進学した場合に,これらの先端分野で研究を進める研究者やそこで学ぶ人々と出会うことは,将来みなさんの人生を豊かなものにするでしょう。学部時代にも是非,自ら進んでこれらの多くの人と出会い,様々な考え方や知識および経験に触れてください。

昨年,本学から益川敏英先生,小林誠先生のお二人がノーベル賞を受賞されました。ノーベル賞を始め,様々な国際的な賞の受賞者の画期的な研究は,30歳前後の若い時期に行われています。このように,若い時期の熱意に満ちた研究はその後多くの成果を生みます。人生を私は木に例えていうことがあります。大木が育つには衍沃な大地が必要です。土地を富ますことなく,外見のみを整え,栄養を与えるだけでは大木は育ちません。自らを衍沃な大地とするために,また人間力を豊かなものにするためにも,これから始まる数年間をみなさんの礎をつくる時期として大切にしていただき,是非,自らを鍛え,自らに恃むことができる人(自鍛自恃の人)になっていただきたいと思います。

あわせて,大学における勉学には大学生としての生活基盤の確立が重要です。健康で安全な生活が送れるように生活の場を整えてください。また,大学生はすでに自立した個人であり,社会的な義務および責任が課せられています。好む好まざるにかかわらず,我々は集団の中で生活しています。人とのかかわり方や意見交換の方法をしっかりと身につけるとともに,自らの言動に責任をもち,他人を尊敬尊重することにも心掛けてほしいと思います。

大学生活において悩みを持つこともあるでしょう。その場合には、大学には多くの先輩や教職 員がいますので相談してみるものいいでしょう、また、みなさんの相談に乗ってくれるカウン セリングセンターや学生相談室もあります。

最近,グローバル化という言葉を耳にする機会は多くなっています。京都大学は世界に開かれています。留学生の友をつくり,世界の文化に触れる機会を楽しんでください。私はグローバル化というキーワードはすでに古くなっており,みなさんが活躍する未来は,地球規模さらに宇宙規模でものを考えた人類生存を真剣に見据える時代となっていると思います。その意味でも,地球資源枯渇の問題や温暖化といった環境問題を自らの問題としてとらえ,その解決に寄与することをみなさん一人一人に期待しています。

京都大学の卓越した教育・研究環境を自らのために利用し,みなさんが有意義な大学生活を 過ごされんことを総長として願っています。

## 知的好奇心、友人、習慣づけ

理事(教育・学生・国際担当) 西村 周三



ご新入学生のみなさん,ご入学おめでとうございます。受験 勉強はさぞお疲れであっただろうと思います。受験勉強中に限って,受験の縛られない好きな勉強がしたくなったという記憶 はありませんか?おそらくそういう経験をみなさんがお持ちだ と思います。晴れて入学されたわけですから,かなり思いきっ て好きなことができますね。正規の勉学にはもちろん励んでい ただきたいですが,同時に,多くの新入生諸君は,これからは, これまでと比較にならないくらい自由な時間を持て,好きなこ とができると思います。

そんな環境のもとで,皆さんにいくつかお奨めしたいことが あります。まず旺盛な知的好奇心を持っていただきたいという

ことです。これから数年のうちに、大部分の学生諸君は次第に専門の勉強へ進むことになります。言い換えると、自分が専門とすること以外にも広く関心を持ち、学ぶことができる機会や時間は、将来はそう多くないということです。極端に言えば、今だけが手当たり次第に関心を広げることができる貴重な時期であると言えます。そして京都大学は、こういう時期に幅広い多くのことを学ぶ絶好の場を提供しています。

総合大学に入ったことの利点を最大限に利用して下さい。専門とする分野以外の勉強を行う ための絶好の環境を利用しない手はありません。全学共通科目を担当される教員には,数多く の,質が高くて,かつ「面白い」先生方がいます。

第二にお奨めしたいことは、いろんな種類の友人を作る努力をして欲しいということです。 体育会や文化サークルなどの活動を通じて、他学部の学生諸君と接することができますし、ま た講義の前後に(あるいは講義中にも)受講生と知り合いになる努力をすると、いろんなタイ プの学生と知り合うことができます。

私の経験では,入学直後から1~2年の間は,自信喪失と自信回復の繰り返しでした。「京都大学の学生には,こんなにも優秀な人がいるんだ,こんなにも自分にない能力に恵まれた人がいるんだ」と感じたり,「でも自分も一生懸命勉強すれば,彼/彼女らより,少しは能力を発揮する分野もあるんだ」などと悩んだり,嬉しく思ったりしました。自分にないすばらしい才能

を持つと尊敬する友人が,意外にも自分を高く評価してくれていることを知った時の喜びは, いまだに忘れません。友人を作る過程は,苦いことや甘いことの入り交じった過程です。

今から思えば、こういう悩みを経ながら、人々は成長していくのだと懐かしく思います。もちろん友人を作ることはそれほどたやすいことではありません。自分がわがままであれば、相手はやはり敬遠します。そういう挫折を繰り返しながら、自らの人格を陶冶(とうや)していって欲しいのです。

京都は友人を作るにも格好の土地です。友人を誘って寺社の拝観に行ったり,茶の文化を学ぶこともいいでしょう。コンサートに出かけることも友人を誘うきっかけになります。そのとき,事前に密かに勉強をしておいて,友人に蘊蓄(うんちく)を傾けることもいいでしょう。最後にもう一つ,現実的なお奨めがあります。それは何事も「良い習慣」を身につける努力をして欲しいということです。私にはこういう経験があります。学生時代,若かったものですから,しばしば徹夜をしました。もちろんそれは,勉強であったり,遊びであったり,いろいろな状況でのそれでした。数日続けて徹夜をしたこともありました。ところが3日ほど続いたとき,自分の生活習慣が昼夜逆転していることに気づきました。そして,夕方に目を覚まして,朝方に寝る日が数日続くと,とても憂鬱な気分に,つまり周りが何事も自分に不利に働いているのではないかと,落ち込んでしまったのです。太陽の明るさを見ない暮らしが続くと,人は憂鬱になるという真理を発見しました。

それ以来,私は「無茶をすることができる」という特権を行使するにあたっては,それが習慣化しないよう,肝に銘じてきました。あることを習慣づける努力をするというのは,何か年寄り臭いものように思えますが,若者にとってもとても大切だと思います。たとえば喫煙というのは,若い頃は「大人になった証」のように錯覚することが多いのですが,こういう誘惑に乗らないというのも,逆習慣化とも言うべき注意点です。

ともあれ,皆さん,学生生活を,それぞれの計画のもと,有意義に過ごされることを願って おります。

## 目 次

主な	窓口案内(こんなときはこちらへ)	8
Ι	学生対応の事務組織	11
1 :	学生関係窓口・建物配置図	12
2 .	各学部・研究科の窓口・事務部配置図	14
II	学生生活	17
1	 諸手続き等	
(1)	学生証	18
(2)	入学当初及び在学中の諸手続き	19
(3)	証明書等自動発行機について	23
2	一般的留意事項	24
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	学生相談	29
1		30
(1)		
(2)		
(3)		
` ′	<b>健康相談</b>	
(1)		
(2)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(3)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(4)		
(5)		
3	就職相談	
(1)		
(2)		
(3)	留学生相談室	42
(4)	スポーツ指導・相談室	43
(5)	メールによる学生相談	43
	課外活動	45
	課外活動団体	
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
2	課外活動施設	
(1)		
(2)		51
	大学行事	
(1)		
(2)	課外教養の行事	53

4	その他の課外活動関連	54
(1	) 課外活動用物品の貸出	54
(2	団体運賃割引証明書	54
(3	) 課外活動のための諸証明	54
(4	) お願い	54
5	「学生ボランティア」学校サポート事業	54
6	学生表彰制度	55
7	キャンパスメンバーズ	55
8	学生コンサルティング室	55
V	福利厚生	57
1	住居	58
(1	) 学生寄宿舎	58
(2	) 下宿・アパート等	59
2	アルバイト	
(1		
(2		
(3	) 学内等のアルバイト	60
3	福利厚生施設	62
(1		
(2		
(2 <b>VI</b>	) その他の福利厚生施設	64
V	) その他の福利厚生施設 国際交流	64 65
VI VI	その他の福利厚生施設         国際交流         施設案内	<ul><li>64</li><li>65</li><li>73</li></ul>
VII 1	その他の福利厚生施設         国際交流         施設案内         附属図書館	<ul><li>64</li><li>65</li><li>73</li><li>74</li></ul>
VI VII 1 2	その他の福利厚生施設         国際交流         施設案内         附属図書館         総合博物館	<ul><li>64</li><li>65</li><li>73</li><li>74</li><li>76</li></ul>
VII 1 2 3	その他の福利厚生施設         国際交流         施設案内         附属図書館         総合博物館         情報環境機構	<ul><li>64</li><li>65</li><li>73</li><li>74</li><li>76</li><li>77</li></ul>
VI	その他の福利厚生施設国際交流施設案内附属図書館総合博物館情報環境機構京都大学以外の施設利用案内	64 65 73 74 76 77 79
VII 1 2 3	その他の福利厚生施設         国際交流         施設案内         附属図書館         総合博物館         情報環境機構	64 65 73 74 76 77 79
VI	その他の福利厚生施設国際交流施設案内附属図書館総合博物館情報環境機構京都大学以外の施設利用案内	64 65 73 74 76 77 79
VI	その他の福利厚生施設         国際交流         施設案内         附属図書館         総合博物館         情報環境機構         京都大学以外の施設利用案内         教育職員免許状	64 65 73 74 76 77 79 81
VII 1 2 3 4 VIII IX	その他の福利厚生施設         国際交流         施設案内         附属図書館         総合博物館         情報環境機構         京都大学以外の施設利用案内         教育職員免許状         京都大学の概況等	64 65 73 74 76 77 79 81 89 90
VI	その他の福利厚生施設         国際交流         施設案内         附属図書館         総合博物館         情報環境機構         京都大学以外の施設利用案内         教育職員免許状         京都大学の概況等         概況	64 65 73 74 76 77 79 81 89 90 91
VI	その他の福利厚生施設         国際交流         施設案内         附属図書館         総合博物館         情報環境機構         京都大学以外の施設利用案内         教育職員免許状         京都大学の概況等         概況         キャンパスマップ	64 65 73 74 76 77 79 81 89 90 91 96
VI VII 1 2 3 4 VIII IX 1 2 3 3	その他の福利厚生施設         国際交流         施設案内         附属図書館         総合博物館         情報環境機構         京都大学以外の施設利用案内         教育職員免許状         京都大学の概況等         概況         キャンパスマップ         交通案内         関係諸規程	64 65 73 74 76 77 79 81 89 90 91 96 97
VI	その他の福利厚生施設         国際交流         施設案内         附属図書館         総合博物館         情報環境機構         京都大学以外の施設利用案内         教育職員免許状         京都大学の概況等         概況         キャンパスマップ         交通案内         関係諸規程         付	64 65 73 74 76 77 79 81 89 90 91 96 97
VI VII 1 2 3 4 VIII IX 1 2 3 X XI 1	その他の福利厚生施設    国際交流   施設案内   附属図書館   総合博物館   情報環境機構   京都大学以外の施設利用案内   教育職員免許状   京都大学の概況等   概況   キャンパスマップ   交通案内   関係諸規程   付   録   京都大学学歌	64 65 73 74 76 77 79 81 89 90 91 96 97
VI	その他の福利厚生施設         国際交流         施設案内         附属図書館         総合博物館         情報環境機構         京都大学以外の施設利用案内         教育職員免許状         京都大学の概況等         概況         キャンパスマップ         交通案内         関係諸規程         付	64 65 73 74 76 77 79 81 89 90 91 96 97 125 126 128

## 主な窓口案内(こんなときはこちらへ)

ここでは,在学中の手続きや相談したいときの担当窓口を記載しています。詳細はこの「学生便覧」及び京都大学のホームページ (http://www.kyoto-u.ac.jp/) に掲載されていますので併せて参照してください。

**授業に関すること** 全学共通科目…教育推進部共通教育推進課教務運営グループ 学部・大学院科目…所属学部・研究科等教務掛等

諸証明の交付 所属学部・研究科等教務掛等及び証明書自動発行機(P14・22・23参照)

各種届出・願い出 所属学部・研究科等教務掛等(P20・22参照)

学割証の交付 証明書自動発行機で交付(P23参照)

**授業料免除及び日本学生支援機構奨学生を希望するとき** 所属学部・研究科等教務掛等 (学部1・2回生は学生センター経済担当グループ)(P21・30参照) 詳細は,各学部の掲示板に掲示します。

学生健康保険組合の加入申込 学生センター生活担当グループ(P34参照)

学生教育研究災害傷害保険の加入申込 学生センター生活担当グループ(P36参照)

学生寮に関すること 学生センター生活担当グループ (P58参照)

下宿・アパート等の紹介 学生センター生活担当グループ (P59参照) この他,京大生協でも物件を紹介しています。

アルバイトの紹介 学生センター生活担当グループ (P60参照)

けがや病気の治療・相談 保健診療所 (保健管理センター) (P33参照)

健康診断書・健康診断証明書が必要なとき 保健診療所 (P21・22参照)

悩み等の個人相談 カウンセリングセンター (P41参照)

体育活動の相談 スポーツ指導・相談室 (P43参照)

休学するとき 所属学部・研究科等教務掛(P20・22参照)

**復学するとき** 所属学部・研究科等教務掛(P20・22参照)

退学するとき 所属学部・研究科等教務掛 (P20・22参照)

海外へ行くとき 所属学部・研究科等教務掛 (P22参照)

**外国人留学生に関すること** 所属学部・研究科等教務掛及び国際部留学生課(P43・66参照) 留学生のための奨学金については,国際部留学生課で取り扱います。

**就職に関すること** キャリアサポートセンター (P39参照)

## I 学生対応の事務組織

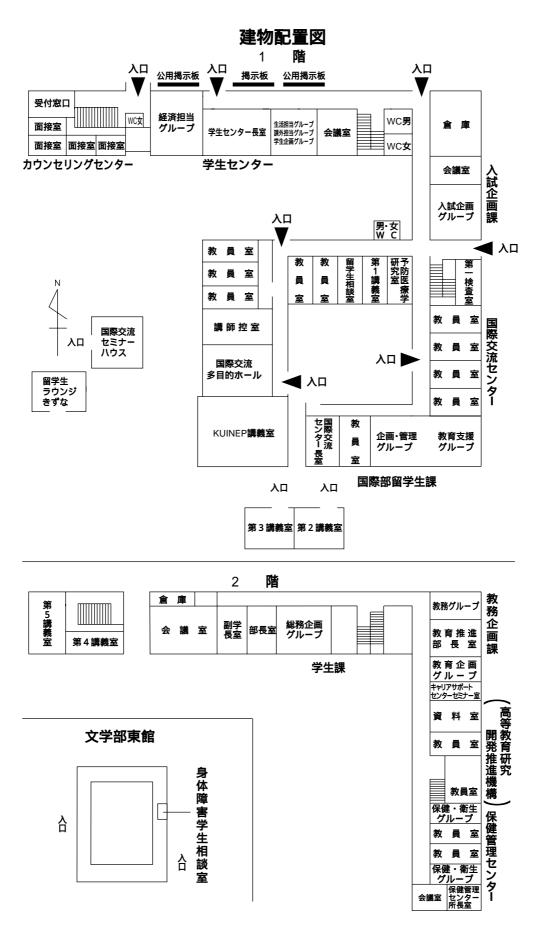
- 1 学生関係窓口・建物配置図
- 2 各学部・研究科の窓口・事務部配置図

## 1 学生関係窓口・建物配置図

住所 〒606-8501 京都市左京区吉田本町

課 センター名	グループ	電話 (内線)	担当業務
学生部	総務企画グループ	2505	学生の厚生補導に関する総括及び連絡調整
学生課	学生企画グループ	2504 2588	課外教養行事,学生ボランティアによる学校サポート事業, 総長賞,課外活動に関する企画立案
学生部入試企画課	入試企画グループ	2521 2522 2523 2524 2525	入学者選抜方法に関する研究・検討,個別学力検査の実施,大学 入試センター試験の実施,大学院入試に関すること,オープンキャンパスの企画及び実施,入試広報(入試ガイダンスの実施,入 試広報誌の発行等)
	生活担当グループ	2531 2533 2540 2539	学生教育研究災害傷害保険,京都大学学生健康保険組合,アルバイト(家庭教師・祭礼行列員等)紹介,下宿・アパート等紹介, 学生寄宿舎の管理
学 生 センター	経済担当グループ	2535 2536 2495	日本学生支援機構奨学金,民間奨学団体等に関すること,短期貸付金,入学料・授業料免除に関すること
	課外担当グループ	2511 2513 2514	課外活動施設の管理,団体・集会・掲示に関すること,文化系・ 体育系活動の支援に関すること
キャリア サポート センター	キャリアサポート グループ	2483	就職資料・情報の収集及び提供,就職ガイダンス等の企画及び実施,就職相談室等の運営
教育推進部	教務グループ	2494 2492 2499 2493 2549 2317	学生証,入学・退学・休学等の学生身分,学位,教務情報管理,教務関係の調査・統計,大学コンソーシアム京都の単位互換,他大学との交流協定,高大連携,卒業・修士修了・博士学位授与式,学部・大学院入学式,証明書自動発行機,名誉博士称号授与式,オープン・コース・ウェア 身体障害学生支援
教務企画課	教育企画グループ	2430 2528 2548 7499 2395	教育企画,教育関係委員会の運営,教育に係る競争的資金,FD, Jrキャンパス,Seキャンパス,教職課程その他資格申請,教免更 新講習
	企画・管理グループ	2242	留学生に関する調査統計,日本留学試験,留学生ラウンジの管理 運営,海外留学促進事業,留学生経費
国際部留学生課	教育支援グループ	2488 2489 2561 2546	留学生パーティー,実地見学旅行 留学生の奨学金,証明書の発行,日本留学フェア 大学間の学生交流協定,国際教育プログラム,交換留学,留学生 のアフターケア,日本語予備教育,日本語及び日本文化・日本事 情教育 国際交流科目
国際交流サー	ービスオフィス	2544 2244	留学生の宿舎, 医療, 保険, 資格外活動
環境安全 衛生部 環境安全 衛生課	保健・衛生グループ	2400	学生の保健管理及び健康統計
保健管理セン	ンター	2404	学生及び教職員の健康の維持増進に関すること
カウンセリ	ングセンター	2515	学生生活上の様々な悩みについての個人相談

外線で電話をかけるときは,075-753-内線番号 となります。



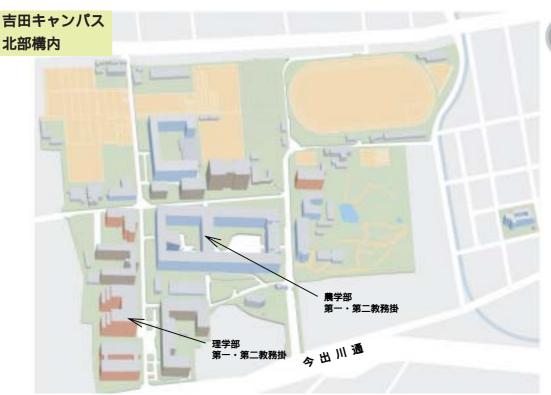
耐震改修工事のため、2009年6月~12月の間は各事務室は移設される予定

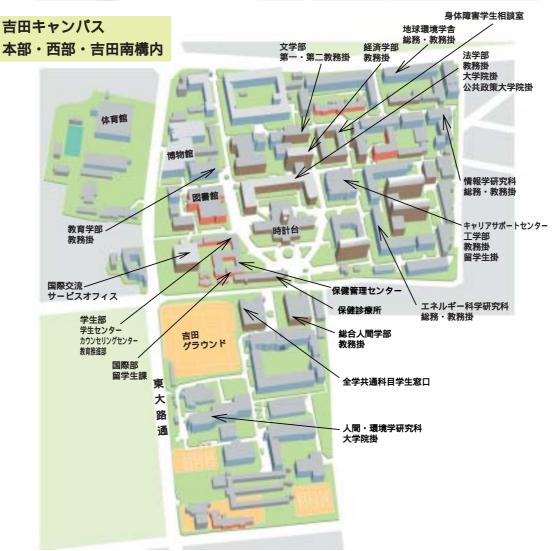
## 2 各学部・研究科の窓口・事務部配置図

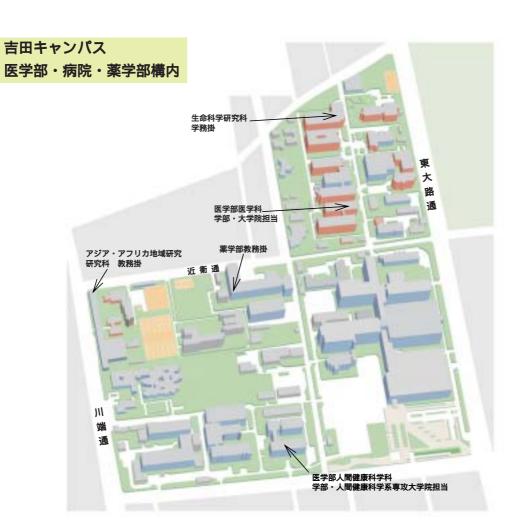
各学部・研究科及び全学共通教育の教務・厚生関係の担当掛は次のとおりです。

学部・研究科名	担当掛	電話 (内線)	所 在 地
高等教育研究開発 推 進 機 構 (共通教育推進課)	全学共通科目学生窓口	6508	〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町
総 合 人 間 学 部 人間・環境学研究科	教務掛(学部担当) 大学院掛(大学院担当)	6506 2951	〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町
文 学 部 文 学 研 究 科	第一教務掛(学部担当) 第二教務掛(大学院担当)	2709 2710	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
教育学研究科	教務掛(学部・大学院担当) 専門職員(教職担当)	3010 3012	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
法 学 部法学研究科	教務掛(学部担当) 大学院掛(大学院・法科大学院担当)	3107 3125•3110	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
経済学研究科	教務掛(学部・大学院担当)	3406	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
理 学 部 理 学 研 究 科	第一教務掛(大学院担当) 第二教務掛(学部担当)	3613 3616	〒606-8502 京都市左京区北白川追分町
医学部	教務・学生支援室(医学科学部担当) 教務・学生支援室(大学院担当)	4325 4306	〒606-8501 京都市左京区吉田近衛町
医学研究科	教務・学生支援室 (人間健康科学科学部担当・ 人間健康科学系専攻大学院担当)	19-3906	〒606-8507 京都市左京区聖護院川原町53
薬       学       部         薬       学       研       究       科	教務掛(学部・大学院担当)	4514	〒606-8501 京都市左京区吉田下阿達町
工 学 部工学研究科	教務掛(学部担当) 留学生掛(学部・大学院の留学生関係担当) 大学院掛(大学院担当)	5039 5038 15-2040	〒606-8501 京都市左京区吉田本町 〒615-8530 京都市西京区京都大学桂
農 学 部 農 学 研 究 科	第一教務掛(学部担当) 第二教務掛(大学院担当)	6012 6014	〒606-8502 京都市左京区北白川追分町
エ ネ ル ギ - 科 学 研 究 科	総務・教務掛	9212	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
アジア・アフリカ 地域研究研究科	教務掛(東南アジア研究所等事務部)	7374	〒606-8501 京都市左京区吉田下阿達町46
情報学研究科	総務・教務掛	4894 5508	〒605-8501 京都市左京区吉田本町
生命科学研究科	生命科学研究科 学務掛		〒606-8501 京都市左京区吉田近衛町
地球環境学舎	総務・教務掛	9167	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
大 学 院公共政策教育部	公共政策大学院掛(法学研究科事務部)	3126	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
大 学 院 経営管理教育部	教務掛 (経済学研究科事務部 )	3410	〒606-8501 京都市左京区吉田本町

外線で電話をかけるときは,吉田キャンパス(病院構内を除く)が 075 - 753 - 内線番号, 桂キャンパスが 075 - 383 - 内線番号,病院構内が 075 - 751 - 内線番号 となります。









## 桂キャンパス



## Ⅱ 学 生 活

- 1 諸手続き等
- 2 一般的留意事項

## 1 諸手続き等

#### (1)学 生 証

学生証は,本学の学生であることを証明するもので,常に携帯し,本学職員から請求があれば呈示してください。

この学生証は附属図書館(中央図書館等)及び総合情報メディアセンターの利用証と一体になっており,証明書自動発行機も利用できます。

なお,本学生証は通学証明書も兼ねていますので通学定期乗車券購入に際して,利用する交通機関の窓口にある当該交通機関所定の書類に必要事項を記入し,これと一緒に「学生証」を呈示してください(別に通学証明書を必要とする交通機関も若干あります。)。通学定期乗車券は大学へ届けた現住所と大学との区間でかつ通学の目的に限って購入できます。区間を偽って購入したり,通学以外の目的(サークル活動やアルバイト通勤など)で購入することはできません(不正購入となります)。

また,発行の日から1年を経過するごとに発行者の在学確認を受けなければなりません。

#### 再 発 行・磁気データ再書込み

紛失あるいは破損した場合並びに改姓等氏名変更の場合は,すぐに所属学部・研究科等の教務掛等で 手続きをとってください。

なお,再発行には約1週間かかります。

また,磁気ストライプの磁気異常時は,教育推進部教務企画課(13ページ,15ページ参照)にて,磁気データの再書込みを行ってください。

#### 注意事項

学生証の携帯,使用上の注意事項は次のとおりです。(学生証ケースに記載)

- 1)本証は登学の際必ず携帯し,本学職員の請求があれば呈示すること。
- 2) 本証は他人に貸与または譲渡してはならない。
- 3)通学定期乗車券を購入するときには定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して本証とともに差し出さなければならない。
- 4) 本証を失ったときは直ちに所属学部・研究科等の教務掛等に届け出て再発行を願い出ること。
- 5)学籍を脱したときは直ちに所属学部・研究科等の教務掛等に返すこと。
- 6) 本証の有効期限を延長する必要を生じたときはその手続きをとること。
- 7)通学定期乗車券または学生生徒旅客運賃割引証(学割証)を使用するときは本証を携帯し交通機 関係員の請求があれば呈示すること。
- 8) 本証には磁気データが入力してあるので,慎重に取り扱うこと。

#### 英文学生証

英文学生証は、学生の海外渡航に伴い、渡航先国において本学の学生であることを証明するため、希望する学部学生及び大学院学生を対象に発行します。

希望者は,申し込みの際に,貼付する写真(無帽正面上半身,無背景,縦3.0cm×横2.4cm,3ヵ月以内に撮影したもの,裏面に氏名を記入。を持参の上,所属学部・研究科等教務掛等へ願い出てください。

#### (2) 入学当初及び在学中の諸手続き

#### 大学への納付金

#### (ア) 学 費 等

授業料は,下記のとおりです。所定の期日までに,速やかに納入してください。

種 別	金 額	納 期	備	考
授業料 (学部学生 大学院学生)	円 年額 535,800 前期分 267,900 後期分 267,900 (法科大学院) 年額 804,000 前期分 402,000 後期分 402,000	前期分 4月中 後期分 10月中	の中旬頃送付します。 振込願います。 申し出により前期分 せて納入することが 授業料	改定された場合は , 改定

#### (イ) そ の 他

上記のほか学生寄宿舎に入舎している場合は,寄宿料と光熱水料を納めることになります。 これらに関して詳しいことは,58ページを参照してください。

納付に当たっての注意事項

上記の納付金を振込期限内に納めないときは 本人及び連帯保証人に督促することになりますので, 必ず振込期限内に納入してください。

特に,授業料の振込を怠った場合は,身分の取扱い(除籍)に関係します。

#### その他の諸会費(任意加入)

#### (ア)学生健康保険組合費

34ページ以降を参照してください。

(イ)学生教育研究災害傷害保険(付帯賠償責任保険を含む)

36ページ以降を参照してください。

(ウ)大学生活協同組合費出資金 20,000円以上 出資金は卒業の際に返還されます。

なお,学部によっては上記のほかに必要な会費等があります。新入生にはこれらについて別途所属 学部から通知されます。

#### 在学中の諸手続き

主な届(願)出,証明書の交付願については次の のとおりですので,必要がある場合は,22ページに記載の担当窓口で手続方法等を詳しく聞いて手続きをしてください。

(交付書類は手続きの翌日または翌々日に交付される場合があります。)

一部の証明書は,学内に設置している12台のどの証明書自動発行機(23ページ参照)でも発行が可能です。

手続きを怠ったために不利益が生じることのないよう注意してください。

#### 各種届(願)出

#### (ア)休 学 願

疾病その他の事故により3カ月以上にわたり修学を中止したり,休学をしようとする場合には,所 定の手続きを必要としますので,そのような事態になった場合は,速やかに願い出てください。

休学期間が満了になっても,なお引き続いて休学する必要がある場合は,許可されている期間が終わるまでに,休学の延長を願い出てください。

病気により休学する場合は,休学願に医師の診断書を添えてください。

休学する場合,授業料との関係がありますから,その取扱いを説明します。

第1期(前期)または第2期(後期)の初めから休学する場合は,その期の授業料は免除されますが,期の途中で休学する場合は,その期の分は免除されません。

ただし、この場合でも次の期まで続けて休学する場合は、次の期の分は免除されます。

また,期の途中で復学する場合は,その期については復学する前月までの分を月割りで免除します。

#### (イ)復 学 願(届)

病気以外の事由による休学で休学期間内に復学しようとする場合は,届け出てください。届け出なかった場合は,休学許可全期間を休学したものとして取り扱われます。

また,病気による休学で復学しようとする場合は,本学所定の「京都大学復学診断書」により医療機関の診断を受け,その診断書と共に復学を願い出てください。

#### (ウ)退 学 願

やむを得ない事情により,退学しなければならなくなった場合は,願い出なければなりません。もし,退学願を出さないで,又は許可されないままで通学しなかった場合は,引き続いて在学しているものとして取り扱われます。特に留意してください。

なお,退学の場合における授業料との関係は,学年の中途で退学する者の授業料は,授業料の年額の十二分の一に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし,当該学年の始めの月に徴収するものとします。ただし,退学する月が後期の徴収の時期後であるときは,後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は,後期の徴収の時期に徴収するものとします。

#### (エ)転学部(研究科・学舎)・転学科(専攻)願

希望する者は、10月初めに各学部(研究科等)に照会してください。

#### (オ)定期健康診断欠席届

毎年,学年始めに定期健康診断が行われます。これは全学生が必ず受けなければならないもので, これを無届けで受けない場合は当該年度の試験を受けることができませんから,特に留意してくださ い。

指定された日に病気,その他やむを得ない事情により受けられない場合は,所属学部等へ理由書 (病気の場合は診断書)を添えて欠席届を提出してください。

欠席届を提出した場合は,後日健康診断を受けてください。

#### (カ)健康診断結果通知書・健康診断証明書・健康診断書

就職や大学院受験等で健康診断結果通知書,健康診断証明書が必要なときは,証明書自動発行機で受け取ってください。(学年始めの定期健康診断を受けていない者には交付できません。)

なお,健康診断書が必要なときは,保健診療所へ申し出てください。

#### 授業料免除及び徴収猶予(分納を含む)

#### 授業料免除

経済的理由,災害等によって授業料を納めることが困難な場合は,免除の制度がありますから,指定された期間内に願い出てください。(30ページ参照)

#### 授業料徴収猶予(分納を含む)

経済的理由,災害等によって授業料を納入期限までに納めることができない場合は,徴収猶予の制度がありますから,指定された期間内に願い出てください。

#### 授業料免除京都大学特別枠

上記の授業料免除の他,後期に特別枠免除制度がありますから,指定された期間内に願い出てください。

これらの取扱期間及び取扱場所等詳細は,各学部・研究科等(学部1,2回生は学生センター経済担当)の掲示の指示に従ってください。

#### 日本学生支援機構奨学金(旧日本育英会奨学金)

学資の支弁が困難な者に対し,日本学生支援機構が行う奨学金貸与の制度があります。希望者は指定された期間内に願い出てください。(30ページ参照)

取扱期間及び取扱場所等詳細は,各学部・研究科等(学部1,2回生は学生センター経済担当)の掲示の指示に従ってください。

#### 地方公共団体・民間育英団体の奨学金

奨学団体等で,学生センター経済担当又は所属学部(研究科)の教務掛等担当窓口で取り扱っている ものは,約80団体あります。各団体で手続き方法等が異なりますから,これらの奨学金を希望する者は, それぞれの期間内に願い出てください。(31ページ参照)

#### その他

このほか,科目履修届,受験届,系列変更願,卒業論文題目届等必要に応じて願い出るものや届け出るものがありますから,所属学部・研究科等の教務掛等に申し出てください。

## 各種諸手続一覧表

			提  出  先 	
提出先等	印 鑑	学部学生	大学院学生	学 部 学 生 大学院学生
書類名		所属学部 教務掛	所属研究科 教 務 掛 等	学 生 セン ター 経済担当グループ
休    学    願				
復 学 届(願)	届× 願			
海外渡航届(願)	届× 願			
住 所 変 更 届	×			
改 姓(名)届	×			
退学願・学修認定退学願				
死 亡 届				
転学部 (研究科・学舎)・転学科 (専攻) 願				
学 生 証 再 交 付 願	×			
健康診断書(有料)交付願	×		·····································	
健康診断証明書(無料)		· 証明書	自動発行機で交付	
		一部の学部・研究科では証明書自動発行機で交付		
成績証明書交付願(日本文・英文)	×			
在学証明書交付願 日本文 卒業(見込)証明書交付願		証明書	<b>書自動発行機で交付</b>	
		一部の学部・研究	科では証明書自動発行機	幾で交付
修了(見込)証明書交付願 英文	×			
学生生徒旅客運賃割引証(学割証)		証明書	<b>書自動発行機で交付</b>	
通学証明書交付願	×			
実習用単位取得目的の実習(教育実習を除く)	所属学	部・研究科の教務窓口で	で確認してください。	
通学証明書 教育 実習	×	教育学部(教	效育実習担当 )	
授 業 料 免 除 願 書	×	3回生以上		学部1,2回生
授業料徴収猶予(分納)願書	×	3回生以上		学部1,2回生
授 業 料 免 除 京 都 大 学 特 別 枠 願 書	×	3回生以上		学部1,2回生
日本学生支援機構奨学生申請書		3回生以上		学部1,2回生
地方公共団体 民間育英団体 プッ 奨 学 生 願 書				

- (備考) ・印鑑欄の は要, は自筆署名の場合は不要,xは不要を表す。
  - ・提出先のは要を表す。
  - ・ は学部,研究科等指定の奨学金もあるので所属学部,研究科等に照会してください。
  - ・ は日本学生支援機構奨学生及び学生センターの取り扱う地方公共団体・民間育英団体の 奨学生のみ所定の手続きが必要ですので,学生センターへ申し出てください。

#### (3)証明書等自動発行機について

証明書等自動発行機は学内15カ所に設置されています。(下表の設置場所参照。設置場所は都合により変更される場合があります。)本学に在籍中の学生はいずれの発行機でも,現在及び過去(平成元年入学以降)在籍の学部が自動発行を許可した証明書の自動発行が可能です。自動発行可能な証明書の詳細は,各自の所属(出身)学部窓口にご照会ください。

自動発行可能な証明書等(自動発行可能な証明書は,所属学部,学生種別により異なります。)

- ・学校学生生徒旅客運賃割引証・・在学証明書(和文・英文)・在籍証明書(和文・英文)
- ・卒業(見込)証明書(和文·英文) ・修了(見込)証明書(和文·英文)・退学証明書(和文·英文)
- ・学業成績証明書(和文・英文) ・学業成績及び卒業・修了(見込)証明書
- ・研究指導認定(退学)(見込)証明書・健康診断証明書・健康診断結果通知書
- ·血液検査結果通知書

#### 稼働時間

月曜日から金曜日(祝日,創立記念日および12月29日から翌年1月3日までを除く)の,8時30分から18時までを基本としていますが,設置場所により異なっていますので,注意してください。

また,機器のメンテナンスや障害等により稼働出来ない場合もありますので,証明書は早めに取得するようにしてください。

#### ・証明書自動発行機稼働時間一覧

設置場所	稼働時間	管理部署
北部構内農学部総合館1階南西出入口ホール	8:30 ~ 18:00	農学部教務掛
北部構内理学研究科 6 号館南棟 1 階ホール	8:30 ~ 18:00	理学部教務掛
本部構内文学部新館1階西側ホール	8:30 ~ 18:00	文学部教務掛
本部構内法経本館1階中央玄関ホール	8:30 ~ <u>17:15</u>	法学部教務掛
本部構内工学部8号館1階教務課前	<u>8:00</u> ~ 18:00	工学部教務課
本部構内学生センター1階	8:30 ~ 18:00	学生センター
吉田南構内吉田南1号館1階	8:30 ~ 18:00	共通教育教務掛
吉田南構内人間・環境学研究科棟 1 階事務室前	8:30 ~ 18:00	人間·環境学研究科大学院掛
医学部構内医学部B棟1階ホール	8:30 ~ 18:00	医学部医学科教務掛
薬学部構内薬学部本館1階	8:30 ~ 18:00	薬学部教務掛
病院西構内医学部保健学科校舎 1 階正面玄関内	8:30 ~ 18:00	医学部保健学科教務掛
宇治キャンパス総合研究実験棟4階	8:30 ~ <u>17:30</u>	宇治地区研究協力課
桂キャンパスAクラスターA2棟3階ホール	8:30 ~ <u>17:30</u>	工学研究科教務課
桂キャンパスCクラスター事務棟玄関ホール	8:30 ~ <u>17:30</u>	工学研究科教務課
熊取地区原子炉実験所事務棟北出入口廊下	8:30 ~ 18:00	原子炉実験所事務部

#### 使用方法

証明書の自動発行の際には,学生証又は学生番号10桁と,パスワードの入力が必要です。

音声ガイダンスおよび画面の指示(日本語・英語)に従って画面タッチにより操作してください。パスワードについては所属学部のガイダンス等で各自に通知されますが、わからない場合は所属学部の教務掛に学生証(身分証明書)を持って照会してください。また、パスワードは必ず定期的に変更し、忘れないようにしてください。忘れた場合は再交付の手続きが必要になります。

成績証明書などで厳封が必要な場合や,自動発行された証明書に不備や疑問点等がある場合には,所属(出身)学部窓口にお申し出ください。

また,自動発行機の操作中に障害が発生した場合には,お手数ですが上表で示したそれぞれの管理部署 にご連絡くださるようお願いします。

## 2 一般的留意事項

#### (1)学生への連絡方法

掲示による連絡・通知

学生への連絡・通知は,原則として所定の掲示板での掲示により行われ,一度掲示した事項は周知されたものとして取り扱いします。登下校の際には必ず掲示板を見る習慣をつけてください。掲示を見落としたために生じる不都合・不利益は本人の責任となります。

受付期間を定めているような場合は、期間終了後は受付けられないので特に注意が必要です。 呼び出し・照会

保護者の方や友人等から電話による呼び出しを大学に依頼される場合がありますが、大学では学生一人ひとりの居場所について把握することはできません。従って、電話口への取り次ぎや放送は一切行いませんので、予め保護者の方や友人たちに知らせておいてください。緊急の場合でも原則として掲示板による連絡しかできません。

住所・電話番号等の問い合わせにも応じることができません、

#### (2)マイカー通学の禁止

京都大学のキャンパスでは,教育・研究の場にふさわしい環境保持及び緊急災害時の通路確保,歩行者の安全確保,騒音の防止のため交通規制を実施しており,身体障害者等特別な事情のあるものを除き,マイカー通学は原則として禁止となっています。通学に当たっては,徒歩や自転車若しくは公共交通機関を利用するようにしてください。

自転車,バイクは定められた駐輪場へ

自転車,バイクは,歩行者の安全・避難経路確保等のため,駐輪場が指定されていますので,必ず所定の場所に置き,施錠するようにしてください。また,放置自転車は強制的に撤去されることがあります。

自転車走行のモラル向上について

最近,本学近辺で本学学生が関係した自転車による交通事故が増えています。自転車による逆走や無謀な走行等が見受けられ,モラルの欠如が言われています。本学の周辺道路は,近隣住民の方々の生活と密接な関わりをもっており,生活環境の破壊や,交通事故誘発にもつながりますので,特に交通道徳を十分に順守し,自転車走行のモラル向上に努めてください。

自転車の違反と罰則

自転車安全利用五則を守りましょう。

#### く」 自転車は、 ● 車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、 歩道と車道の区別のあるところは車 道通行が原則です。

【罰 則】3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



## ( 車道は左側を通行



自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

## 歩 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、 歩行者の通行を妨げる場合は一時停 止しなければなりません。



## √4 安全ルールを守る

#### ■飲酒運転は禁止

#### 自転車も飲酒運転は 禁止。

【罰 則】5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金 ※酒に酔った状態で運転した場合



#### ■二人乗りは禁止

6歳未満の子どもを 1人乗せるなどの場 合を除き、二人乗り 禁止。

則】2万円以下の罰金又は科料



#### ■並進は禁止

「並進可」標識のあ る場所以外では、並 進禁止。

【罰 則】2万円以下の罰金又は科料



#### ■夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び 尾灯(又は反射器材) をつける。

【罰 則】5万円以下の罰金



#### ■信号を守る

信号を必ず守る。「歩 行者・自転車専用」 信号機のある場合は、 その信号に従う。

則】3カ月以下の懲役又は 5万円以下の罰金



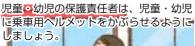
#### ■交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識を守 り、狭い道から広い 道に出るときは徐行。 安全確認を忘れずに。

【罰 則】3カ月以下の懲役又は 5万円以下の罰金



## 





## 運転中の携帯電話へりましょう





傘さし運転

#### 交通事故相談

交通事故にあったとき,無料で相談できる窓口が京都府に設置されています。損害賠償・示談・保 険請求など専門の相談員がアドバイスし、また必要により弁護士にも無料で相談できます。

相談・問合せ先:京都府交通事故相談所 電話 801-7810,801-7812

受付時間:午前9時~11時30分,午後1時~4時(土・日・祝日・年末年始は休みです。)

#### (3)コンパ等での飲みすぎに注意

新入生歓迎の行事やコンパなど飲酒の機会が多いですが、近頃大学生の飲酒事故が多発し、死亡事故も発生し ています。「イッキ飲み」等危険な飲酒は絶対にしないよう、またコンパなどでは無理に他人にすすめたり、先 輩のすすめだからといって安易に飲まないようにしてください。飲酒は満20歳を過ぎてから。イッキは危険!

#### (4)「悪徳商法」にだまされないために

学生をねらった悪徳商法が多発しています。これらの悪徳商法は,学生の社会的経験の少なさなどにつけ こみ、「楽して儲かる」といった気持ちを起こさせ、時には脅迫まがいの方法で引き込んだりします。次に あげるような悪徳商法の他にも巧妙な新しい手口もでてきていますので、くれぐれも注意してください。 《キャッチセールス》

街で「アンケートに答えてください……」などと呼び止められ,営業所に連れて行かれて,高価な化

粧品や会員権などの契約をさせられます。

あいまいな態度をとらず,はっきり断ること!

#### 《アポイントメントセールス》

「格安で海外旅行ができ、レジャー施設も安く利用できる」などと電話で営業所に呼び出され、実際には別の商品(ビデオ教材等)とのセット販売で結局高額な商品を買わされることになります。

見知らぬ人からのうまい話に要注意!

#### 《マルチ商法》

「人を紹介するだけで,どんどん収入がふえる」などのうまい話で誘われます。商品を買って会員になり,知人や友人を紹介して商品を買ってもらうと,リベートがはいり,さらに孫・ひ孫からのリベートがはいるというものです。手軽にできるアルバイトと思って契約したものの,結局残ったのは買い込んだ商品と借金だけということにもなりかねません。

うまい話はありません。もうけ話には注意しましょう!

#### 《振込め詐欺》

電話で「オレだよ,オレ」と言って息子や孫を装い家族に交通事故示談名目やサラ金等借金返済名目で現金を騙し取る手口や,警察官や弁護士などを名乗り示談金を騙し取る,いわゆる「振込め詐欺」が 多発しています。本当の出来事かどうか,振込む前に家族と学生は相互に確認をしてください。

すぐに振り込まない。一人で振り込まない!

#### (5)大麻等の薬物乱用はダメ,ゼッタイ!

大学生等の若年層の大麻等の薬物乱用事件が多発しています。大麻等の薬物乱用は本人の精神と身体の両面を破壊しつくし, さらには友人や家族関係の崩壊にもつながります。このためその使用等は大麻取締法等の法律で禁止され, 違反者には厳罰が処せられます。また, 大麻の不正栽培は大麻取締法で禁止されており, 大麻の種子を所持したり, 提供したりすることは大麻取締法の処罰対象となります。

学生の皆さんには,大麻・麻薬・覚せい剤・MDMA・MDA・シンナー等には "絶対No"という自覚と行動をお願いします。

薬物乱用については下記のホームページに詳しく掲載されています。

麻薬・覚せい剤乱用防止センター・ホームページ http://www.dapc.or.jp/info/index.htm

#### (6)カルト集団,過激活動集団などの勧誘に注意

信教,思想の自由は憲法で保障されています。もちろんそれらは自由であるべきです。しかし,そのことを逆手に取り,世の中には嘘や違法行為を勝手な解釈で「良し」とする反社会的なカルト集団や過激活動集団も存在します。

時には学生になりすまし、彼らは巧みに学生の皆さんに近づきます。本人は気づかぬ内にマインドコントロールされる、そうなると正常な判断力を失い、脱会は難しくなります。

#### (7)海外旅行へ行く前に安全性の確認を

夏季休業等を利用して海外旅行に行く機会もありますが,特定の国・地域によっては治安の悪化等により,渡航を自粛したり,特別の注意が必要な場合があります。海外旅行へ行く前に旅行先の安全性を詳しく調べるようにしましょう。

これらの安全惜報は,外務省から提供されていますので活用してください。また旅行社でも確認するようにしてください。

相談・問合せ先:外務省海外安全相談センター( http://www.pubanzen.mofa.go.jp/ ) 電話 03-5501-8162

#### (8) クレジットカード

学生証ですぐ借りることができる学生ローン,また,サインするだけで手軽にショッピングやレストラン等の利用ができるクレジットカードを安易に利用すると,その返済に追われ学生生活の継続が危ぶまれることになります。

本学では、「学生援助会」という無利子の短期融資貸付制度がありますので、病気、不慮の事故、送金の延着等により、急に出費が必要となった場合は、学生センター担当窓口で相談してください。

#### (9)国民年金への加入

国民年金は,高齢や不慮の事故などによって私たちの生活が損なわれることのないよう,前もってみんなで保険料を出し合い,経済的にお互いを支え合う制度で,日本に住む20歳から60歳までのすべての人が加入することになっています。本学の学生諸君も20歳になれば必ず国民年金に加入してください。なお,加入手続きは,住民票を登録している市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。

また,収入がない学生のために「学生納付特例制度」があります。詳しくは,担当窓口に問い合わせてください。

(10)災害に備えるあなたの身の回り(防災・ボランティアハンドブックより抜粋)

#### 地震から身を守る

 まず、わが身の安全を すぐ机やテーブルの下にもぐり、頭を覆い、机の脚を握る。も ぐる、翼う、握るの三つの動作が 身を守る。

あわてて外に飛び出さない。危 険の中に飛び込むことになる。 2 すばやく火の始末・消火 台所やストーブ。タバコの火を 消す。アイロンなど使用中の電気 製品のスイッチを切る。

大が出たらすぐ消火。でも、天 井に大が肩いたら初期消火の限 界。ガスの元栓を閉め、電気のブ レーカーを下ろして逃げよう。 3 危険な場所から離れよう 津波は追いかけて来る。急いで 高台など安全な場所へ。また屋崩 れの危険を少しでも感じたら、す ばやく避難すること。

川べりや狭い路地は危険。プロ ック塀や円柱、石垣、自動販売機 など倒れる危険がある物に近寄ら ない。 4 正しい情報をつかもう ラジオや地域の緊急非常放送から正確な情報を得る。根拠のない デマに感わされないこと。















#### 非常持ち出し品の例



水や鉄料。電気、ガスの偶給が出まっても、2~3日は自力で満ごせるだけの物を 非然用にまとめておく、持ち罪べる項をに収まるよう耐力し、食品の質味期限・品質 保料期限やライトの場合などを定期的に点検する、放料本は1人1日3リットルが日 安、このはか予備の顕数など、人によっても必要な物が異なる。携帯コンロや風料料 用、レジャーシートなど、役に立つアウトドアグッズも多い。自分にとってもの場構 を考え、身近な同じ個えておきたい。 取料・決路大震災では、トイレットペーパー、ウェッオスやガーゼの代わりに使い 持ての域製品が役立った。ラップを潜に掛ければ負額として制度も使えた。大型ビニール会は他の穴をあければ両合利、投手ールに重ねて使えば関係トイレにもなる。

#### 5 避難を徒歩で身軽に

動きやすい服装で、緊急車両の 妨げになるので、車は使わずに歩 いて非難する。

6 地域の人たちと冷耕に協力 力を合わせて救助を、近所に逃 げ遅れた人はいないか確かめる。

秩序を保って行動する。声をか け合って冷静に。







#### ACT INSPIRE TO THE SEE

新	しい震度階級	
職度 0	人は揺れを感じない。	
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れ を感じる。	
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。 電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
3	期内にいる人のほとんどが、揺れを感 じる。相にある食器報が音を立てるこ とがあり、屋外では電線が少し揺れる。	
4	かなりの思味感があり、一部の人は身 の安全を図ろうとする。 つり下げ物は大きく揺れ、様の食器類 は音を立てる。座りの思い質物が倒れ ることがある。 屋外では電線が大きく揺れ、歩いてい る人や白虹車を運転している人を揺れ を感じる。	
5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。 棚や書標の物が落ちることがある。往 りの思い質物の多くが倒れ、家具が移 動することがある。 場外では、窓ガラスが落ちて割れたり、 種強されていないブロック層が倒れる ことも、耐質性の低い住宅、健物では、 壁や目が破損したり、壁などに亀姿が 生じる。	
5強	非常な恐怖感を感じる。多くの人が行動に支ಾを感じる。 種や調整の物の多くが落ちる。歌い家 はが倒れたり、ドアが関かなくなることも。 足がでは、基強されていないブロック 類の多くが開れ、並石も多くが倒れる。 耐震性の低い住宅・建物では、壁や柱 が破損したり、傾くものもある。	
6 弱	立っていることが困難になる。 固定していない家具の多くが移動、内 数する。 かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラ スが傾相、落下する。 耐震性の高い住宅・建物でも、壁や柱 が破損したり、大きな私質が生じるも のがある。	
6強	立っていることが不可能になる。 多くの建物で、壁のタイルや密ガラス が破損、落下する。補強されていない プロック解のほとんどが遅れる。 耐潤性の低い任宅では領境するものが 多い、耐異性の高い建物でも、壁、柱 が破壊するものがかなりある。	
7	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガ っスが緩慢、落下する。 補強されてい るプロック舞も倒れるものがある。 耐震性の高い住宅・建物でも、輝いた り、大きく破壊するものがある。	

## Ⅲ 学 生 相 談

- 1 経済相談
- 2 健康相談
- 3 就職相談
- 4 その他の相談

## 1 経済相談

#### (1)授業料の免除

授業料免除と徴収猶予

経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者を対象に、本人の申請により、学内選考機関の議を経て、当該期分の授業料の全額又は半額に対して免除、又は徴収猶予が認められます。

出願選考は,年度を前・後期の二期に分けた区分により行いますので,必ず各期ごとに願い出てください。

出願手続きについては,毎年前期分は2月初旬,後期分は7月初旬に,各学部・研究科(学部1・2回生は学生センター経済担当)の掲示板に掲示しますので,希望する学生は所定の期限内に願書等を受領し,所属学部(研究科)の教務掛等担当窓口(学部1・2回生の学生は,学生センター経済担当)へ必要事項を記入の上,必要書類を添えて,期限内に提出してください。

授業料免除京都大学特別枠

出願資格として学業優秀を条件としていないことが,授業料免除と異なっている点で,後期分の授 業料を免除する制度です。出願手続は7月初旬掲示により通知します。

#### (2) 奨 学 金

学業成績が優れかつ健康であって,経済的に困窮し,修学に支障をきたす者には,願い出に基づき選 考の上,奨学金が貸与又は給与されます。

奨学生に採用されても,学業成績又は修学態度などの状況により奨学生として不適当と認められた場合には,奨学金の廃止・停止その他の措置がとられますので,注意して勉学に励んでください。

学生センター経済担当で取り扱っている奨学金には,日本学生支援機構,地方公共団体並びに民間育 英団体の奨学金があります。

日本学生支援機構奨学金 ホームページアドレス http://www.jasso.go.jp/

日本学生支援機構奨学金は第一種奨学金(無利子貸与)と,第二種奨学金(有利子貸与)があります。なお,第1学年(編入学生の入学年次を含む)において奨学金の貸与を受ける者は,希望により,初回振込時(又はその翌月)に一時金として増額貸与(有利子)される入学時特別増額貸与があり,10万,20万,30万,40万,50万の中から選択できます。

#### 奨学生の採用

#### (ア)学部予約採用 [「進学届」の提出]

前年度に高等学校に於いて平成21年度大学第一種奨学生・第二種奨学生採用候補者に内定している者は,入学後採用候補者決定通知等を学生センター経済担当へ提出し,所定の期日までにインターネットにより,進学届提出の手続を行ってください。

この「進学届」を期間内に提出しないと、辞退したものとして処理し、奨学生として採用されません。

#### (イ)学部在学採用

年1回4月に募集します。募集期日等は,1・2回生にあっては学生センター経済担当で,3回生以上は各学部の教務掛で掲示しますので注意してください。

第一種奨学生として採用された場合には,月額3万円又は自宅通学者45,000円,自宅外通学者51,000円が貸与されます。第二種奨学生として採用された場合には,貸与月額3万,5万,8万,10万,12万円の中から選択できます。

#### (ウ)大学院奨学生採用

大学院の各課程ごとに募集します。

募集時期等は各研究科によって異なりますので。詳しいことは,それぞれ所属研究科奨学金担当窓口に問い合わせてください。

第一種奨学生として採用された場合には,修士課程・法科大学院で貸与月額50,000円又は88,000円, 博士(後期)課程で月額80,000円又は122,000円が貸与されます。

第二種奨学生の場合には,貸与月額5万,8万,10万,13万,15万円の中から選択できます。

なお,法科大学院については,15万円の貸与月額を選択した者に限り,希望により4万円又は7万円の増額貸与が受けられます。

(エ)緊急採用(第一種奨学金)・応急採用(第二種奨学金)

家計の急変(主たる家計支持者が失職・病気・事故・会社倒産・死別又は離別・災害等)により, 奨学金を緊急に必要とする場合は,学生センター経済担当窓口に相談してください。

奨学金貸与終了後の返還と返還猶予

#### (ア)返還

貸与された奨学金は,貸与終了(卒業)の翌月から6ヵ月経過後,最長20年以内に,月賦等の方法により返還しなければなりません。

この返還金は,日本学生支援機構の予算において,その年度に貸与する奨学金の財源に繰入れられますので,後輩学生のためにも返還する必要があります。

また,不慮の疾病や災害または特別な事情により,返還が困難になった場合は,願い出により,一 定期間奨学金の返還が猶予されることがあります。

#### (イ)在学中の返還猶予 [「在学届」の提出]

新入生で,高等学校又は大学等で日本学生支援機構(旧日本育英会)奨学生であった者は,奨学金貸与終了時に各学校等で配付された「返還のてびき」にとじ込みの「在学届」(日本学生支援機構HPより印刷可。)を提出しなければ返還猶予になりません。

「在学届」の提出により、正規の卒業(修了)年月まで返還が猶予されます。

学部入学者は,4月末日までに各学部教務掛に提出してください。

大学院入(進)学者は,4月末日までに所属研究科の奨学金担当窓口に提出してください。

10月入学者は、各研究科の奨学金担当窓口に問い合わせてください。

なお,予約奨学生は「進学届」を提出する際に,前奨学生番号の登録を行うことにより返還が猶予されますので,「在学届」の提出は必要ありません。

#### その他の奨学金

日本学生支援機構奨学金以外に,地方公共団体奨学金及び財団法人,民間企業等の出資による民間団体奨学金などの多様な奨学金を取り扱っています。

学生センターで取り扱っている,地方公共団体・民間奨学団体の一覧は,京都大学HP - 奨学金 - 民間奨学金一覧(http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/campus/tuition/syogaku/syogakum.htm)を参照してください。

#### (ア)地方公共団体奨学金

- ●学生センター経済担当で募集する団体は、限られています。
- ●多くは、保護者が居住している地方公共団体で募集していますので、市区町村の教育委員会に照 会してください。

●多くは日本学生支援機構奨学金と併用できないので,両方採用された場合はいずれか一方を辞退する必要があります。

#### (イ)民間団体奨学金

募集等の条件は,団体により種々異なり,採用者数も極めて限られております。募集時期は4月から5月に集中しています。(主に学部1・2回生が対象)

●学生センター経済担当で募集する奨学金には,給与又は貸与の両者があり,採用基準・採用数・金額なども異なります。

(金額は,概ね月額20,000円~50,000円です。)

- ●採用された場合は,団体主催の奨学金授与式,団体独自の行事・合宿に参加する必要があります。
- 奨学金を貸与又は給与されたことにより, 奨学生の進路を拘束されることはありません。

#### (3)小口短期貸付金(学生援助会)

学生援助会は,病気,不慮の事故,送金の延着,その他急な出費の場合に,無利子の貸付融資を行う ものです。この貸付用の資金は本学関係者の寄附によるものです。

この貸付金は,あらかじめ父母兄姉又はこれに代わる者を保証人とする「債務保証書」を学生センター経済担当窓口に提出しておかなければ利用できません。(ただし,10,000円の融資の場合は必要ありません。)申込用紙は同センターに備え付けています。

(ア)貸付金 1人1万円~5万円まで(1万円単位) ただし,2万円以上は,事前に債務保証書の提出が必要です。

(イ)返済方法 1万円の場合は,1か月以内に一括返済。 2万円及び3万円は,4か月以内に一括返済又は,分割返済。 4万円以上は,6か月以内に一括返済又は,分割返済。

- (ウ)申込方法 学生証及び印鑑を持参の上,学生センター経済担当窓口で午後5時00分までに手続き してください。
- (エ)融資方法 原則として申込日に交付します。

## 2 健康相談

学生生活の基盤はなんといっても健康です。京都大学の豊富な健康支援施設や制度を利用して,自分で自分の健康を管理することを心がけてください。

#### (1)保健管理センター

保健管理センターは本学学生の健康の維持・増進を図る施設です。学校保健法,結核予防法,京都大学学生健康診断規程などに基づいて,定期および期間外の健康診断を行います。学生健康診断規程に定められているとおり,健康診断を受けなかった場合は当該年度に実施される試験を受けることができず,また就職,奨学金申請,教育・介護実習などに必要な各種の診断書等の発行を受けることもできません。実施期間内に必ず受けてください。健康診断結果について説明を受けたい場合は,結果表を持って下記の保健診療所を受診してください。

#### (2)保健診療所

保健診療所は学内向けの医療機関で,本部キャンパス,桂キャンパス,宇治キャンパス,熊取キャンパスに設置されています。ちょっとした病気や健康相談でも気軽に受診できます。

#### 診療科

本部診療所:内科,神経科(メンタル・ヘルス),皮膚科,眼科,耳鼻科,スポーツ整形外科

桂 分 室:内科,神経科(メンタル・ヘルス)

宇治分室:内科,神経科(メンタル・ヘルス)

熊 取 分 室:内科

診療日及び診療受付時間

本部診療所:月曜日~金曜日 午前10時~午後0時30分,午後2時~午後4時30分

桂 分 室:火曜日,木曜日,金曜日 午前10時~午後0時30分

宇 治 分 室:水曜日,木曜日 午前10時15分~午後0時15分

熊 取 分 室:月曜日~金曜日 午前9時~午後5時

休 診 日

土曜日,日曜日,国民の祝日,本学創立記念日,年末年始(12月29日~1月3日),学生・職員定期 健康診断実施日(そのつど保健診療所掲示板および保健管理センター・ホームページに掲示)

#### 診療料金

学生の場合,相談や診察は無料ですが,検査や処置,投薬は実費負担となっています。ただし,正 課中に発生したケガに対しては,初回のみ治療を含めて無料です。また診断書は1通につき100円です (追加検査は実費)。

#### 所在地および電話番号

本部診療所:吉田キャンパス 京大正門西側(電話075-753-2404)

桂 分 室:桂キャンパス Bクラスター 福利棟2階(電話075-383-7308) 宇治分室:宇治キャンパス 研究所本館E棟E - 214N(電話0774-38-4381)

熊 取 分 室:熊取キャンパス 図書棟(電話0724-51-2308)

#### (3)京都大学医学部附属病院

本学医学部附属病院では,次のとおり外来診療を行っています。(初診の場合,他の医療機関からの紹介状が必要となります。)

なお,健康診断は行っていません。

診療科:内科(血液・腫瘍内科,内分泌・代謝内科,循環器内科,消化器内科,呼吸器内科,免疫・ 膠原病内科,老年内科,糖尿病・栄養内科,総合診療科,神経内科,腎臓内科),外科(消 化管外科,乳腺外科,肝胆膵・移植外科),眼科,産科婦人科,小児科,皮膚科,泌尿器科, 耳鼻咽喉科,整形外科,精神科神経科,歯科口腔外科,放射線科,麻酔科,脳神経外科,形 成外科,心臓血管外科,呼吸器外科,外来がん診療部

受付時間:午前8時30分から午前11時まで

診療開始時間:午前9時

休 診 日:土・日曜日,祝祭日,年末年始(12月29日~1月3日),京都大学創立記念日(6月18日)

#### (4)京都大学学生健康保険組合(健保)

京都大学では,本学学生が,病気やケガにより学内外の医療機関(保健診療所及び医学部附属病院外)で治療等を受けた場合,学生相互に医療費を補助することを目的とした,「学生健康保険組合」を昭和25年から設置しています。

この保険組合は,学生の全員加入(日本の公的健康保険制度に加入している外国人留学生を含む)を 建前としたもので,国民健康保険等の公的保険適用後の実費負担した医療費を更に補助給付する互助制 度です。

1年間(4月~翌年3月)あたり500円の組合費を納めることで、1年間に支払った医療費の総額が3万円までは50%、これを超えた場合は、超えた額の20%が補助されます。また、入院の場合は、1年間に90日を限度として1日につき1,000円が補助されます(入院期間中の医療費については、補助の対象外)組合費が安価な割りには払い戻し率が高く、是非全員が加入されるようお勧めします。

なお,加入方法・加入受付期間・納入額と加入期間・医療費補助の請求方法は,以下のとおりです。

#### 加入方法

入学手続きの際交付された郵便振替用紙で最寄りの郵便局へ所定の組合費を払込んでください。加入者には,振替払込請求書兼受領証を確認のうえ,「学生健康保険組合員証」を交付します。学生センターへお越し下さい。

#### 加入受付期間

加入受付は,年に2回行っています。(10月入学の方に限り補助対象期間は,翌年9月30日まで)

加入期	加入受付期間	加入日	補助対象期間
4月期	3月1日~4月30日	4月1日	4月1日~翌年3月31日
10月期	9月1日~10月31日	10月1日	10月1日~翌年3月31日

#### 納入額と加入期間

組合費年額×加入期間(所定の修業年限)分を一括納入してください。

	区分	加入期間	納入額	備考
学	学部	4年間	2,000円	学部第3年次編入学・学士入学学生の納入額
部	医学部(医学科),薬学部(薬学科)	6年間	3,000円	は,1,000円(2年間)になります。 転学部・過年度入学学生の加入につきまして
大	修士課程,専門職学位	2年間	1,000円	は,学生健康保険組合窓口で問い合わせ願い ます。
学	博士課程,専門職学位	3年間	1,500円	研究生,科目等履修生,聴講生,特別研究学
院	医 学 研 究 科	4年間	2,000円	生,特別聴講学生及び外国人留学生(日本の 公的健康保険制度に加入している者)もこの
אלים	一貫制博士課程	5年間	2,500円	保険制度へ加入できます。

#### 医療費補助の請求方法

医療費補助の請求にあたっては,次に留意して,手続きを行ってください。

なお,請求は,必ず受診した年度内に行ってください。年度が変わると補助を受けることができません。

#### (ア)適用医療機関(歯科・口腔外科を除く)

京都大学保健診療所(P33頁参照)

京都大学医学部附属病院(P34頁参照)

京都桂病院(桂キャンパス)

宇治病院(宇治キャンパス)

治療のために上記医療機関から転院又は紹介された医療機関(紹介状等の封筒のコピー等証明 する書類が必要です。)

外国人留学生は,京都大学保健診療所を受診した時のみ適用されます。

#### (イ)適用医療費

病気やケガにより支払った医療費で,国民健康保険等の公的保険適用後に実費負担した医療費(院外処方箋の薬代を含む)に対して適用されます。

なお,病気やケガの治療以外の予防接種,健康診断料及び文書料等の保険給付外料金の支払いに は適用されません。

#### (ウ)医療費補助請求方法

持参する物:学生証,印鑑

学生健康保険組合員証

医療費の領収書(領収書が他で必要な場合は,コピーも併せて提出)

他の医療機関への転院・紹介の場合はそれらを証明する書類(コピー可)

紹介状等の封筒のコピー等

請 求 窓 口:学生健康保険組合窓口[電話 075-753-2534]

時計台記念館西側の赤レンガ建物1階 学生センター内

受付日時:月・水・金曜日の10:00~12:00,13:00~16:30

4月全日,夏季・冬季休業中,授業休止日(創立記念日,11月祭,大学入試センター試験)の受付は行っていません。

#### (工)医療費補助額

入院の場合は,1日につき1,000円(年間90日を限度)を補助しますが,入院期間中の医療費については,補助の対象となりません。

#### (才)医療費補助額支払方法

申請者が指定された金融機関(銀行・信用金庫等)への振込によりお支払いします。(振込手数料は健康保険組合にて負担。)

## (5)学生教育研究災害傷害保険(学研災)・学研災付帯賠償責任保険(学研賠)

学生が安心して教育・研究活動を行い,生き生きとした学園生活を過ごすためには,傷害保険への加入は不可欠であると言えます。

学研災は,学生の教育・研究活動中,課外活動中,通学中の事故により被った傷害に適用される補償 救済制度として,大学関係者の強い要望により昭和51年に発足した傷害保険制度です。学生を対象にした傷害保険は他にもありますが,学研災は,大学の教育・研究活動に沿った補償制度であり,保険料も低額に設定されています。また,実験・実習,フィールドワーク等の科目の履修にあたって,学研災への加入が必要になる場合があります。インターンシップ,教育実習,介護等体験の履修にあたっては,受入先が学研災及び学研災付帯賠償責任保険(学研賠)への加入を求めるケースが増えてきています。

京都大学として学研災・学研賠への加入を強く勧めています。学生対象の傷害保険未加入者は,必ず加入してください。

加入方法,保険料と保険期間,保険金の種類と支払保険金,保険金が支払われる場合等は,次のとおりです。

#### 加入方法

入学手続きの際に交付された郵便振替用紙で最寄りの郵便局へ所定の保険料を払い込んでください。 なお,本保険は保険証券が発行されませんので,「振替払込請求書兼受領証」を保管しておいてく ださい。

#### 保険料と保険期間

#### a . 学生教育研究災害傷害保険 + 付帯賠償責任保険 ( 学研賠 )

	1 年分	2 年分	3 年分	4 年分	5 年分	6 年分
文系	1,290円	2,380円	3,520円	4,560円	5,600円	
理系	1,540円	2,780円	4,070円	5,260円	6,400円	7,440円

#### 文系の学部・研究科

【4年分】文学部,教育学部,法学部,経済学部,総合人間学部(文系)(注1)

【修士: 2年分/博士: 3年分】文学研究科,教育学研究科,法学研究科,経済学研究科,人間・環境学研究科(文系),地球環境学堂・学舎(文系),公共政策大学院,経営管理大学院(1年半コースは2年分で加入)

【5年分】アジア・アフリカ地域研究研究科

理系の学部・研究科

【4年分】理学部,薬学部(薬科学科),工学部,農学部,総合人間学部(理系)【6年分】薬学部(薬学科)

【修士: 2年分/博士: 3年分】理学研究科,医学研究科(医科学専攻,社会健康医学系,人間健康科学系専攻),薬学研究科,工学研究科,農学研究科,人間・環境学研究科(理系),情報学研究科, エネルギー科学研究科,生命科学研究科,地球環境学堂・学舎(理系)

【1年分】医学研究科(社会健康医学系専攻MCRコース)

【2年分】医学研究科(社会健康医学系)

【博士: 4年分】医学研究科

【2年分】学部3年次編入学(文系:法学部,経済学部,教育学部 理系:工学部)

(注1)総合人間学部(文科系)学生で 副専攻に理科系を選択する予定の学生は 理系で加入して下さい。

# b. 学生教育研究災害傷害保険【医学部医学科】(注2)

	1 年分	2 年分	3 年分	4 年分	5 年分	6 年分
医学部医学科	1,200円	2,100円	3,050円	3,900円	4,700円	5,400円

(注2)医学部医学科は別途に学研災付帯学生生活総合保険または医学生総合補償制度に加入して下さい。

### 学生教育研究災害傷害保険+付帯賠償責任保険(医学賠)【医学部人間健康科学科】

	1 年分	2 年分	3 年分	4 年分	2. 年次紀 2. 尚書
医学部人間健康科学科	1,700円	3,100円	4,500円	5,900円	3 年次編入学者

c . 学生教育研究災害傷害保険+付帯賠償責任保険(法科賠)【法科大学院】

	1 年分	2 年分	3 年分	   法科大学院生
法科大学院	3,250円	6,300円	9,400円	/公代八子/凡王

# d . 学生教育研究災害傷害保険 + 付帯賠償責任保険 ( 学研賠 )【研究生等】

	文 系	理系	│ │ 研究生,科目等履修生,聴講生,
1年分	1,290円	1,540円	日本学術振興会特別研究員

- (注3)2009年4月1日より付帯賠償責任保険(法科賠)の保険料及び補償内容が改定されております。 詳しくは「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を参照願います。
- (注4)保険料(保険期間)は,所定の修業年限です。第3年次編入学,学士入学,転学部,過年度入 学学生の保険料(保険期間)については,学生センター生活担当窓口へお問い合わせ下さい。

#### 保険金の種類と支払保険金

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正 課 中	2,000万円	90万円~3,000万円	治療日数(通院4日以上)	
学 校 行 事 中	2,000/1 1	90/117 - 3,000/117	6千円~30万円	1日につき
通 学 中	1.000 <b>™</b> ⊞	45 T 4 500 T T	治療日数(通院7日以上)	4千円
学校施設等間移動中	1,000万円	45万円~1,500万円	1万5千円~30万円	4十円 (180日を限定)
本学施設内にいる間 1,000万円 457		45万円~1,500万円	治療日数(通院14日以上)	(100日を限足)
課外活動中	1,000/1	40/10~1,500/10	3万円~30万円	

#### 保険金が支払われる場合

詳しくは,入学手続き時に交付,もしくは窓口に設置する「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照願います。

#### (ア)正 課 中

講義,実験・実習,演習又は実技による授業(以上を総称して,以下「授業」)を受けている間。 なお,授業には, 指導教員の指示に基づき,卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間 (ただし,私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除く), 指導教員の指示に基づき,授業の準備若しくは後始末を行っている間,又は授業を行う場所,大学の図書館,資料室若しくは語学学習施設において研究活動を行っている間を含みます。

#### (イ)学校行事中

大学が主催する入学式,オリエンテーション,卒業式など教育活動の一環としての各種行事に参加している間。

(ウ)(ア),(イ)以外で大学施設内にいる間

大学が教育活動のために所有,使用又は管理している施設内にいる間。ただし,学生寄宿舎にいる間,大学が禁じた時間若しくは場所にいる間,又は禁じた行為を行っている間を除きます。

# (工)課外活動中

学校施設内外において,大学の規則に則った所定の手続きにより,大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし,大学が禁じた時間若しくは場所にいる間, 又は禁じた行為を行っている間,危険なスポーツを行っている間を除きます。

(オ)通学中及び学校施設等間移動中

大学の授業等,学校行事又は課外活動へ参加するため,合理的な経路および方法(大学が禁じた方法を除きます。)により住居と学校施設等との間を往復する間,又は学校施設等間を相互に移動する間。ただし,経路を逸脱した場合等は含まれません。

(カ)付帯賠償責任保険(学研賠)(医学賠)

保険金額は対人賠償と対物賠償あわせて1事故につき1億円限度で, 正課中, . 学校行事中, . 教育実習中, . 介護体験活動中, . インターンシップ中, . ボランティア活動中及びこれらの往復途中での賠償責任事故を対象とします。国内外の事故を担保します。詳しくは「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を参照願います。(医学部人間健康科学科の医学賠は医療関連実習を含みます。)

#### 保険金請求の手続き

- (ア)この保険で対象となる事故が生じた場合には,速やかに学生センター生活担当窓口で「事故通知はがき」を受け取り,必要事項を記入の上,保険会社に郵送します。(事故の日から30日以内に通知がない場合には保険金が支払われない場合があります。)
- (イ)完治後の請求手続きは,学生センター生活担当窓口で「保険金請求用紙」を受け取り,必要事項を記入の上(診断書または治療状況報告書等の書類を添付),学生センター生活担当窓口へ提出します。

# 異動(転部・退学・休学)の手続き

- (ア) 転学部をした場合,保険料が変更となる場合があります。学生センター生活担当へ申し出て下さい。
- (イ)退学した場合,保険料の返還請求を行える場合があります。学生センター生活担当へ申し出て下さい。
- (ウ)休学した場合,休学の期間に応じて保険料が返還される場合があります。学生センター生活担当へ申し出て下さい。

担当窓口:学生センター生活担当(電話 075-753-2533)

上記のほかに学生生活全般を補償する学研災付帯学生生活総合保険や大学生協学生総合共済もありますので,詳しくは学生センター生活担当までお問い合わせ下さい。

# 3 就職相談

就職活動における悩みや不安などについて相談・助言できるよう各学部・研究科等では就職担当教職員が、キャリアサポートセンターではキャリアカウンセラーなど専門の相談員が学生の就職や進路に関する相談に応じています。

なお、キャリアサポートセンターでは、本学における学生の就職に関する調査統計等も行っており、毎年発行している「就職のしおり」及びキャリアサポートセンターホームページに掲載しています。

#### キャリアサポートセンター利用のすすめ

キャリアサポートセンターは学生の就職活動を支援することを目的としており、求人票やOB・OG名 簿等の情報・資料を各種取り揃えて提供しているほか、就職ガイダンス、企業ガイダンス、国家公務員本 府省業務説明会等を開催しています。

なお,キャリアサポートセンターにある就職関連図書や面接ビデオ等については貸出も行っていますので,気軽に来室して利用してください。

詳細については,キャリアサポートセンターのホームページ(http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/job)及び掲示板を参照してください。

場 所 吉田キャンパス 工学部8号館1階

宇治サテライト 生協食堂 2 F 桂サテライト 船井交流センター 3 F

利用時間 平日午前9時~午後5時

平日 午前11時~午後12時30分 午後1時30分~午後5時

#### 施設内容

- ・情報検索用パソコン(インターネット接続) 情報関連サイト集の閲覧,各企業HPの閲覧が可能
- ・複写機(生協プリペイドコピーカード使用)
- ・求人情報個別ファイル 求人票,募集要項,企業案内等のファイル,企業在籍卒業生名簿
- · 就職関連図書 会社四季報,会社年鑑,教員採用試験参考書,資格試験参考書等
- 就職ジャーナル,受験ジャーナル,教員試験,リクルートブック等
- ・面接ビデオ,企業セミナービデオ(貸出用)
- ・その他資料請求八ガキ等

キャリアサポートセンターでは,次のようなことを行っています。

- ・就職ガイダンス等の企画及び実施
- ・就職資料の収集・保存
- ・就職相談

• 雑誌

- ・求人先の開拓及び情報の収集
- ・メールマガジンの配信(登録制)
- ・その他就職に関すること

#### 「就職相談室」

就職情報企業の相談員が、みなさんの就職や進路に関する相談に対応します。 利用日時

- ・平日の午後2時~午後5時 開室日等の詳細は,キャリアサポートセンターのホームページを参照してください。 利用方法
- ・一人一回20分程度で,予約制とします。
- ・希望者はキャリアサポートセンター窓口または電話(下記連絡先)で予約してください。

就職活動や進路における悩みや疑問など何でも相談してください。

#### 連絡先

吉田キャンパス(京都市左京区吉田本町)

TEL 075 - 753 - 2483 FAX 075 - 753 - 2484

宇治サテライト (京都府宇治市五ヶ庄)

TEL 0774 - 38 - 4554 FAX 0774 - 38 - 4553

桂サテライト (京都市西京区京都大学桂)

TEL 075 - 383 - 7317 FAX 075 - 383 - 7318

# 4 その他の相談

#### (1)カウンセリングセンター

京都大学に籍を置く,学生,教職員のための,総合的な相談機関です。修学上あるいは学生生活上の悩み,さまざまな人間関係の悩みなど,どのような悩みや苦しみについての相談にも,学生相談,心理相談の専門スタッフが応じています。秘密は絶対に守られますので,実り豊かな学生生活のために,日々の充実のために,気軽に,安心してご利用下さい。こんなことを相談に行ってよいのだろうかと思うような時にもぜひ一度訪ねてみて下さい。

#### 相談のご案内

#### たとえばこんな時に

学生生活上の様々な悩みの相談に応じています。

- ・人間関係について悩んでいる
- ・自分の性格について考えてみたい
- ・異性とのつきあい方や性のことで悩んでいる
- どういうわけか研究にやる気がでない
- ・進路を変更しようか迷っている
- ・気持ちが落ち込んだり不安になることがあって苦しい
- ・指導教員から嫌がらせをうけている
- ・自分の可能性や適性を知りたい
- その他どのようなことでも

#### 相談申し込みの方法

センターまで直接来室されるか,電話にて申し込んで下さい。手紙やファクス・電子メールでも受け付けます。手紙,ファックス,電子メールの場合,所属,氏名ならびに連絡先を必ず明記して下さい。折り返し連絡します。(相談の秘密は守られます)。

#### 場所および連絡先

カウンセリングセンターは,本部キャンパス,附属図書館の南側にある赤レンガの建物の1階, 西の端にあります。なお,桂キャンパスにもカウンセリングセンターの分室があります(週1回開室)、いずれに関しても下記にご連絡・お問い合せ下さい。

住所:606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学カウンセリングセンター

電話:075-753-2515

ファックス:075-753-2594

電子メール: counseling@www.adm.kyoto-u.ac.jp

#### 受付時間

原則として月曜から金曜の午前10時から午後5時まで

#### スタッフ

心理学(臨床心理学,相談心理学,青年心理学など)を専門とするスタッフが相談に当たります。

センター長	青木 健次	教授			
	青木 健次	教授		千原 雅代	非常勤講師
	杉原 保史	教授		平田冨美子	非常勤講師
カウンセラー	村上嘉津子	准教授	カウンセラー	康 智善	非常勤講師
	中川 純子	講師		多田 昌代	非常勤講師
	和田 竜太	講師		伊藤 一美	非常勤講師

#### ハラスメントについて

もしあなたが,ハラスメントを受けていると感じているなら,一人で悩まず,誰か信頼できる人に 相談することが必要です。また,あなたの周囲でそういう事態を見聞きしたという場合も同様です。

相談しようとする人は,当該部局のハラスメント相談窓口に相談することも,カウンセリングセンター内のハラスメント相談窓口に相談することもできます。

これらの相談窓口では、相談する人の意向を尊重し、解決の方向性を探ります。相談する人はこれらの窓口を通じて、各部局の人権委員会ないしは、全学のハラスメント専門委員会に申し立てをすることができます。人権委員会またはハラスメント専門委員会はその申し立てを受けて、調査・調停を行い可能な対応を実施します。

ハラスメントに当たるのかどうかよく分からないというような場合でも,何か気がかりなことがあれば,カウンセリングセンターに問い合わせて下さい。他の相談でもそうですが,相談者のプライバシーには万全の注意を払いますので,安心して相談して下さい。

#### (2)身体障害学生相談室

京都大学では,身体に障害があるなどの理由により,修学上様々な悩みや相談ごとをかかえる学生の相談に応じるため,身体障害学生相談室を設けています。視覚や聴覚の障害,肢体の不自由,その他病弱や怪我などの理由により修学や学生生活をおくる上で,支障を感じたり,進路上の相談ごとがあるときは,身体障害学生相談室に申し出てください。

身体障害学生相談室が行う修学支援は,正規の授業保障と学内行事を基準としており,学生本人の申 し出により検討し,その必要性が認められた場合,実際の支援に応じています。

#### <支援の対象と範囲>

対象:聴覚障害,視覚障害,肢体不自由などの障害により修学上支障がある者

(必要性が認められる場合は,病虚弱や維持的な怪我などの相談にも応じます。)

範囲:講義,行事など必要であると認められる範囲

#### < 支援の内容例 >

聴覚障害 / ノートテイカーの配置, ICレコーダーの貸出など

視覚障害 / 介助者の配置,支援物品の貸出など

肢体不自由 / 移動介助,施設・設備の改善など

また,身体障害学生相談室には相談室員が常駐し日々の相談にあたるとともに,定期的に身体障害学生相談室長による相談日を設けており,様々な相談に応じることができます。

詳しくは相談室員までお問い合わせください。

場所:身体障害学生相談室(本部構內 文学部東館1階)

電話:075-753-2317 FAX:075-753-2319

E-mail: s-sien@mail.adm.kyoto-u.ac.jp

開室時間:10時00分~17時00分(月曜日~金曜日 祝日除く)

事前連絡があれば,時間外の相談も可能です。

#### (3)留学生相談室

国際交流センターでは留学生の悩み等の相談のため「留学生相談室」を開設しております。

場所:留学生相談室及び留学生ラウンジきずな(岩田・今井ピアサポート)

電話・FAX: 753-2527 E-mailによる相談(随時)

1) i53272@sakura.kudpc.kyoto-u.ac.jp : 大東教授

2 ) kawai@intl.mbox.media.kyoto-u.ac.jp : 河合准教授

3) ab-counce1@www.adm.kyoto-u.ac.jp : 白石相談員

4 ) atsuko.iwata@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp : 岩田相談員 5 ) asako.imai@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp : 今井相談員

# (4)スポーツ指導・相談室

本学では,学生の健康や体育活動に対する指導や助言を行う専門機関として「スポーツ指導・相談室」を学生部棟内に設けています。運動部学生,一般学生を対象として,健康づくりのための運動の実施方法や競技力向上のためのスポーツ活動の内容・方法について,以下のような専門的な相談・支援を行っています。運動部の方だけでなく,個人としてプロスポーツ競技者を目指している方や,生活習慣病予防のための運動プログラムの相談をしたい方々の来室も歓迎します。

#### 活動内容

- ・健康・体力づくり相談,および運動処方の提示
- ・基礎体力向上,競技力向上のための専門的なトレーニング相談
- ・クラブ運営,初心者指導法,リーダー育成方法などの現場指導
- ・スポーツ障害に関する相談
- ・生活設計,栄養,リハビリテーションに関する相談
- ・運動施設や用具に関する案内と相談
- ・健康,体力づくりに関連した参考文献や資料の紹介
- ・登山実習,海浜実習および救急看護法の講習会などの企画運営 相談受付

相談室(電話:075-753-2558または753-9356, e-mail:i52098@sakura.kudpc.kyoto-u.ac.jp), または 学生センター課外担当(電話:075-753-2513~2514, e-mail:ssens562@mai1.adm.kyoto-u.ac.jp)で相談日時を予約して下さい。来室による相談日時は,火曜日と金曜日の午前10時から午後4時までです。また,桂キャンパス保健管理センターでも指導・相談を行っていますので,お問い合わせ下さい。

# 相談担当者

田中真介准教授(高等教育研究開発推進センター)

#### (5)メールによる学生相談

学生センターでは,学生生活に関する相談や質問をメールにより受け付けています。 相談の際の個人情報は他の目的には使用しません。

相談内容の秘密は守ります。

相談内容によっては,回答できないものや他の相談窓口をご紹介する場合があります。 相談のメールには必ず学生番号と氏名を明記してください。

(相談受付アドレス) wsens565@mail.adm.kyoto-u.ac.jp問い合わせ先:学生センター生活担当 TEL 075-753-2533

# Ⅳ 課 外 活 動

- 1 課外活動団体
- 2 課外活動施設
- 3 大学行事
- 4 その他の課外活動関連
- 5 「学生ボランティア」学校サポート事業
- 6 学生表彰制度
- 7 キャンパスメンバーズ
- 8 学生コンサルティング室

# 1 課外活動団体

大学教育における人間形成は正課教育をとおして行われることは言うまでもありませんが,学生が自主的,自立的に行う文化的,体育的な集団活動は豊かな情操と健全な心身を育成する人間形成のうえで,必要不可欠なものと考えられます。

学生諸君は,この限られた学生生活の中で,各自の個性と条件等に合った団体に参加することにより 学園生活はより明るく潤いのあるものとなることでしょう。

団体に加入しようとする場合は、直接その団体に申し出てください。

以下の団体(平成20年度全学公認団体(平成21年1月現在))についての連絡先等は学生センター課 外担当にお尋ね下さい。

#### (1) 文化系サークル団体(100団体)

音 楽 部 交 響 4 書 軽 音 楽 部 能 会 能 音 楽 研 究 合 4 能 グ ブ IJ ク ラ 能 アカペラサークル・CRAZY CLEF 心 ク ブ 落 マンドリンオーケストラ 井 吹 楽 寸 奇 ダ 同 好 슸 将 G. か Ε. В. Μ. 軽音サークル・こんぺいとう 軽音サークル・ZETS 短 + 製 作 音 楽 所 踊 研 究 会 基 究 平 研 会 アマチュアダンスクラ ブ 古 叡 風 会 原 プ ァ ラ ド ク Egoistic Dancers R エレクトーンサークルKUES ケ ペ + 唯 4 vy 劇団ペーパームーンシアター コ 映 ĪЩΙ 部 韓 映 化 研 究 会 韓 画 文 究 ネ マ 研 会 留 雪 プ だ る ま 京 研 究 歴 アニメーション同好会 地 創作サークル「名称未定」 紩 美 紨 天 部 美 紨 研 究 会 粋 芸 部 生 陶 写 真 部

道 部 楽 部 観 世 숲 楽 部 宝 生 슾 楽 部 金 剛 会 狂 楽 部 言 会 茶 숲 語 研 究 숲 碁 部 研 紨 究 슾 棋 部 会 る た デジタル写真サークルDigi \* Photo 歌 ス 学 生 会 IJ 1 督 教 共 助 会 哲 学 研 会 和 究 典 に 学 ιŠί 会 理 研 究 会 ズ 1 研 究 숲 Ρ G 研 究. 슸 SF . 幻想文学研究 会 物 論 究 会 研 学生の集 リアン しし 化 会 玉 文 研 究 留 学 生 会 玉 学 会 都  $\Delta$ ス IJ  $\Delta$ 協 会 史 研 究 会 理 同 好 会 道 研 究 会 文 同 好 숲 科 学 슾 な (ന

野 生 生 究 物 研 都市公害問題研究会 環境ネットワーク4Rの会 環境サークル・えこみっと 研 究 会 Ε. S. S. エスペラント語研究 児童文学研究会・ サ 点 訳 ル 話 サ ル グッドサマリタンクラ さ LJ h め S U 放 送 局 Κ В 現 代 会 社 会 研 アジア連帯!学生キャンペーン 刑 法 研 会 探 部 農 業 研 会 MPI(経営·政策勉強会) こ 去 0 じ 专 白 然 農 法 研 究 ボランティアサークルAile ローバースカウトクラ ブ 学 生 平 和 ブ ユネスコ学 ラ 生ク ュ セ フ ク ブ ァ 1 セ ク 西部講堂連絡 協 文化サー クル連合 11 月祭全学実行委員 京 大 学 新 聞 社 都 京 学 大 生 新 聞 会

学

の

<

숲

る

科

ぽ

物

3

#### (2)体育団体

体育団体には、「体育会」所属の団体と体育会に所属していない団体があります。体育会は学生のスポーツ振興とその発展向上に努めるとともに、体育会所属の各運動部の総括部活動の援助、体育行事の開催、レクレーション施設の運営、一般学生会員に対する運動用具の貸し出しなどの事業を行っています。

体育会が一般会員に貸し出す運動用具は,卓球,野球,バトミントン,バレーボール,スキー等の用具やテント等です。これらの用具を借りたい場合は,体育会事務室に申し込んで下さい。(TEL753-2574)



弓道部



グライダー部



馬術部

#### (1)体育会所属の運動部(48団体)

アイスホッケー部 気 チェリー部 アメリカンフットボール部 ウインドサーフィン部 居 合 道 ウェイトリフティング部 ヌ 弓 手 道 道 部 部 ダ ー グ 1 剣 道 部 部 硬 式 庭 球 部 硬 式 野 ゴ ル フ IJ 部 部 イク サ カ 돖 部 Щ 部 競技 自 転 車 部 自 動 部 柔 道 部 準 式 野 部 泳 少 法 部 部 ス 技 スピードスケート部 部 相 撲 ソフトテニス部 部 ソフトボール 部 操 部 球 紨 部 バスケットボール部 バドミントン部 バーベル バ レ ー ボ ー ル 部 ハンドボール部 フィールドホッケー部 ェンシング部 フィギュアスケート部 ボ リング 部 ン グ -部 部  $\exists$ ライフル射撃 部 ラ П ス 部 ビ 陸 技 部 グ 上 競

#### (2)体育会所属 応援団

体育会所属運動部の紹介,入部手続及び体育会活動案内等については,体育会行の「濃青」(入学時体育会配布)を参照してください。

体育会に所属していない体育系団体(40団体)

京 歩 < 会 を 散 箫 会 オリエンテーリングクラブ ワンダーフォーゲル部 フリークライミングクラブ 神陵ヨットクラブ 硬 式 庭 球 同 好 会 テニスサークル・フレームショット ソフトテニスサークル テニスサークル・JUST OUT 京 大 T. C. T スキー同好会・スノーパンサー

基礎スキークラブ・ラスカル 青 城 サ ッ カ ー ク ラ ブ 翔 飛 会 持 走同 好 ク メイプル・バスケットボール同好会 バスケットボールサークル・フリークラブ バスケットボールサークル・L.E.D. テニスサークル・KIDDY KIDS 剣 道 同 好 会 · 指 薪 会 天之武産合氣道同好会 手 同 好 空 会 東洋医学拳法サークル 同 好 太 極拳 会 員 和 道 部

ソフトボール同好会・プレッシャーズ 卓球同好会SMASH×SMASH バドミントンサークル・レモンスカッシュ 会 アルバトロスゴルフ同好会 アウトドアサークル・DOWN HILL バードマンチーム・シューティングスターズ R Ε Ε 硬 式 庭 球 同 好 会 ・ フ リ ー ク  $\mid$  バレーボールサークル・JUSTICE  $\mid$  チアリーディングサークル TREVIS ブーメランサークル ウッドストック(軟式野球) Nekthy (フットサルサークル) テコンドーサークル

#### (3) その他の団体(3団体)

大学院生協議会

生協学生委員会

学生自治会同学会

学生自治会同学会(全学自治団体)は,会員の自治により,学問の自由,学園の自治,民主主 義を守りつつ,会員の文化体育活動の育成と社会経済的諸条件の改善を通じて,学生生活全般の 発展向上を図り,あわせて恒久平和と人類の福利増進に寄与することを目的にしています。

#### (4)全学公認団体結成手続き(体育会所属団体及び学部限りの団体を除く)

「京都大学学内団体規程」に基づき、結成、または更新の申請をします。

新規に全学公認団体になるには、既設の公認団体に同じ設置目的がないこと、顧問教員を置き、学生 センターで3年間の活動実績が公認団体に値すると判断する必要があります。既に結成公認済みの団体 は,毎年5月15日までに更新を申請します。

#### (5)メールボックスについて

学生センター課外担当に全学公認団体宛の郵便物や学生センター課外担当からの連絡事項等を入れる メールボックスが置いてあります。

一週間に一度は必ずボックスを確認に来て下さい。

# 2 課外活動施設

#### 部 室

西部構内47室 北部構内11室 吉田南構内6室 学生集会所12室 その他4室

# (1)課外体育施設

課外体育施設の利用については,体育会事務室(電話753-2574)に問い合わせて下さい。 また,吉田南構内の体育施設については,教育推進部共通教育推進課(電話753-6510)に問い合わせて下さい。

#### 北部構内

#### グラウンド (夜間練習の為の照明設備設置)

ラグビー・フィールドホッケー・サッカー・ハンドボール・アメリカンフットボール ラクロス・陸上競技・エアーライフル射撃・ゴルフ・ウェイトリフティング

#### トイレ・シャワー棟

男子トイレ・更衣室・シャワー 女子トイレ・更衣室・シャワー

北白川スポーツ会館 (学生合宿所) 鉄筋2階建 定員90名

宿泊室6室・ミーティングルーム・トレーニングルーム・シャワー室

# 馬場

厩舎・馬場・管理棟



北部構内グランド

#### 吉田南構内

# グランド

硬式野球・準硬式野球・ソフトボール

#### テニスコート

オムニコート6面

#### 西部構内

#### 総合体育館

ハンドボール・バスケットボール・バレーボール・バトミントン・卓球・体操・柔道 居合道・剣道・空手道・合気道・少林寺拳法・ボクシング・フェンシング・バーベル 各種トレーニング

#### プール (日本水泳連盟公認プール)

50メートル・8コース

#### 西部講堂

西部講堂の使用については,西部講堂連絡協議会(電話751-9373)に問い合わせて下さい



プ-

旧京都織物構内

バレーコート クレイコート1面

硬式テニスコート クレイコート2面 オムニコート3面

弓道場

アーチェリー場

相撲場

#### 宇治総合グランド

ラグビーグランド(夜間照明設備)

サッカーグランド

宇治学生合宿所 (木造2階建 定員33名)

居室3室 食堂 更衣室 シャワー室

#### その他

#### 石山艇庫・ボート部合宿所

ボート部(大津市螢谷)

#### 瀬田艇庫

カヌー部(大津市瀬田)

#### 大津ヨット艇庫

ヨット部(大津市鏡ヶ浜)

#### 元田中スポーツ会館

アメリカンフットボール部クラブハウス(左京区田中大久保町)

# (2)学外の施設

# 白馬山の家

長野県白馬栂池高原にあり、夏から秋にかけてはトレッキングなどで自然を満喫でき、冬から春には近くにある栂池高原スキー場で初心者から上級者までスキーやボードが楽しめます。施設は地上2階・地下1階建で、1階が食堂兼談話室、2階が寝室、地下が浴室・乾燥室となっています。

施設名	白馬山の家 (木造2階建 定員26名)				
所 在 地	長野県北安曇郡小谷村大字千国 TEL 0261-83-2405				
交 通	JR大糸線「白馬大池」下車 バス「親の原」下車徒歩15分				
申 込 先	総合体育館体育会事務室 TEL 075-753-2574				
	利用の1週間前までに申し込むこと				
	利用の1週間前までに申し込むこと				
利 用 料 金	利用の1週間前までに申し込むこと 体育会会員 2,000円 非会員2,600円 (冬季暖房費300円)				
利用料金					



白馬山の家

# 白浜海の家

南紀白浜の瀬戸臨海実験所内にあり,前がすぐ海へと続いています。海水浴はもちろんウインドサーフィンに利用でき,近くには温泉や観光名所がたくさんあります。

施設名	白浜海の家 (木造平屋建 定員30名)
所 在 地	和歌山県西牟婁郡白浜町 TEL 0739-42-2033
交 通	JR紀勢本線「白浜」下車 バス「臨海」下車徒歩3分
申 込 先	学生センター課外担当グループ TEL 075-753-2513 利用の1週間前までに申し込むこと
利用料金	1,100円
開設期間	通年(ただし12月29日~翌年1月3日及び特別な事情がある場合は除く)



白浜海の家

# 笹ヶ峰ヒュッテ

新潟県営の広大な放牧地の中の,標高1330メートルの高原にあり山岳部の登山練習や山岳スキー練習の拠点として利用されています。平成11年度に建物は全面改築され,装いも新たに生まれ変わりました。

施設名	笹ヶ峰ヒュッテ(木造3階建 定員20名)			
所 在 地	新潟県妙高市大字杉野沢字柄沢3301			
交 通	JR信越本線「妙高高原」下車 バス「京大ヒュッテ」下車すぐ			
申 込 先	体育会山岳部にお問い合わせください。			
	利用の1週間前までに申し込むこと			
利用料金	学生 1,500円(食事は自炊)			
開設期間	夏季:約2週間 秋季:10日間			

# 志賀高原京大ヒュッテ

志賀高原の中心部蓮池にあり立地条件にも恵まれ,冬のスキーはもちろん,夏山登山にも数多く利用されています。

施設名	志賀高原京大ヒュッテ (木造2階建地下1階 定員34名)
所 在 地	長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 TEL0269-34-2105
交 通	長野電鉄バス志賀高原行き「蓮池」下車 志賀高原バス「信大植物園」下車
申 込 先	未定
利用料金	未定
開設期間	通年(一部休業日有り)



志賀高原京大ヒュッテ

# 3 大学行事

# (1)11月祭

数ある大学行事の中でも,最大の学生イベントは,やはり大学祭です。

京都大学では,11月祭と称して毎年11月下旬に実施され,例年,大学学生,一般市民等約3万人が参加し,日常の研究成果の発表や講演会,映画,音楽,展示会,模擬店等々がキャンパス一帯で繰り広げられます。

11月祭は今年で51回目を数えます。



# (2)課外教養の行事

本学では、学生の教養を高め豊かにすることを目的として、正課外に次のような文化関係諸行事を実施していますので積極的に参加してください。これらの行事の案内は「京大広報」・HPの一般掲示板・学内の公用掲示板等によって行います。

# 音楽会

本学の創立記念行事として,毎年「京都大学創立記念日(6月18日)」前後に,著名な音楽家等を招き京都コンサートホールで音楽会を催しています。2009年は6月17日(水)の予定です。

#### 能楽鑑賞会

毎年12月上旬,(財)片山家能楽・京舞保存財団の協力による能及び狂言の鑑賞会を京都観世会館で催しています。



音楽会



能楽鑑賞会

# 4 その他の課外活動関連

#### (1)課外活動用物品の貸出

全学公認団体が日常の課外活動を行う際の貸出物品として,下記の物品を揃えています。希望団体は 事前に学生センター課外担当(TEL 753-2514)まで申し出てください。

#### 貸出物品

テント・長机・パイプ椅子・ハンドマイク・マイクセット・ビデオプロジェクター・OHP スライドプロジェクター・ビデオカメラ・三脚・スクリーン・暗幕・ドラムコード等

# (2) 学生団体運賃割引証明書

課外活動のため,学生8人以上と引率の教職員1名以上で旅行(全員が発着駅及び経路を同じくし, その全行程を同一の人員で乗車)する場合,JR線の学生団体乗車券を購入できます。団体旅行申込書 (旅行業者備え付け)と,証明書交付願(大学備え付け)に必要事項を記入し,学生センター課外担当 へ申し込んでください。

#### (3)課外活動のための諸証明

課外活動のための証明書(たとえばゴルフ場利用証明書)が必要な場合は,学生センター課外担当で 相談して下さい。

#### (4)お願い

西部構内の駐車は 本学学生の課外活動用や生活協同組合店舗への商品搬入等に限られていますので, これ以外の目的では駐車しないでください。

# 5 「学生ボランティア」学校サポート事業

京都市教育委員会との事業協定に基づき,高い専門知識・技能を持った学生,身近な教育現場に積極的に関わりたい学生,教職を目指す学生を市立学校・幼稚園等に学生ボランティアとして派遣します。派遣された学生は,受け入れ市立学校・幼稚園等関係者の指示・助言の下,各教科や部活動の指導補助など教育活動の支援を行います。

詳細は,本学ホームページ(http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/campus/volunteer/index.htm/)を参照,または学生部学生課(753-2504/2588)まで問い合わせてください。

# 6 学生表彰制度

本学学生で学習と研究の結果生まれた優れた成果,課外活動で全国的規模の大会や審査会等における 優秀な成績,ボランティア活動等優れた社会貢献で高く評価され,併せて本学の名誉を著しく高め他の 学生の範となった個人又は団体,その他「京都大学総長賞」に相応しい個人または団体を対象に「京都 大学総長賞」を授与し表彰します。

表彰対象者の推薦と決定は,学生課から各学部・研究科,全学学生公認団体等幅広く推薦を依頼し, 学生表彰選考委員会の審査を経て,総長が決定します。

詳細は,学生表彰規程(本便覧関係諸規程に掲載),本学ホームページ(http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/presidents)を参照,または学生部学生課(753-2504/2588)まで問い合わせてください。



# 7 キャンパスメンバーズ

京都大学近隣の美術館・博物館等との連携を図り、館が所蔵する文化財を核として文化や歴史を学ぶ場を学生に提供することを目的とした制度です。現在は京都国立博物館、奈良国立博物館、茶道資料館、京都国立近代美術館とキャンパスメンバーズの提携を結んでいます。本制度により本学学生証を提示すると、各館の入場料割引などのサービスが受けられます。

	京都国立博物館	奈良国立博物館	茶道資料館	京都国立近代美術館
平常展		無料	無料	無料
特別展	無料	400円	無料	団体料金
その他	改修工事のため	特別陳列は団体料	呈茶サービス,	学生特別会員
	平常展示は休止中	金	図録2割引等	

その他の特典についてなど、詳細は本学ホームパージ (http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/facilities/guide/index.htm/) に掲載されています。

# 8 学生コンサルティング室

「京都大学学生コンサルティング室」は学生が学生の相談にのるという形で、ボランティア活動、イベント企画、地域との交流などの相談に応じています。相談員は「京都大学総長賞」受賞者など、経験とやる気のある現役学生が務めています。課外活動でアドバイスを求める方は気軽に相談してみてください。詳細は本学ホームページ(http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/campus/contact/consult

ing.htm/)を参照、または学生部学生課(753-2504/2588)まで問い合わせてください。

# 相談の申込方法

(1) 氏名(2)所属(3)連絡先(4)相談内容(おおまかで結構です) を明記の上、件名を「京都大学学生コンサルティング室申込」として gakuseikikaku@mail2.kyoto-u.ac.jp までメールで申し込んで下さい。

相談内容によっては回答できないものや他の窓口を紹介する場合もあります。

# V 福利厚生

- 1 住居
- 2 アルバイト
- 3 福利厚生施設

# 1 住 居

# (1)学生寄宿舎

本学には学生寄宿舎として次の4寮があります。

吉 田 寮 熊 野 寮 女 子 寮 室 町 寮

# 各寮の概要

	吉 田 寮	熊 野 寮	女 子 寮	室町寮	
所在地	〒606-8315 左京区吉田近衛町		〒602-0001 上京区竹園町		
電話番号	075-753-2537• 2538	075-751-4050 • 4051	問い合わせてください。	075-431-8888	
収容定員	147名	422名	35名	19名	
対象学生	本学学生	本学学生	本学学部女子学生	本学大学院生	
建築年度	大正2年	昭和39・40年	昭和33・34年	昭和17年	
建物構造	木造2階建(3棟)	鉄筋コンクリート4階建 (3棟)	木造モルタル2階建 (2棟)	木造2階建(1棟)	
居室様式	和室8畳~10畳 (26室) 和室6畳~7.5畳 (95室)個室はありません)	洋室30㎡ 84室 (4人部屋) 洋室15㎡ 43室 (2人部屋)	洋室13㎡ 16室 (2人部屋) 洋室9㎡ 3室 (1人部屋)	和室8畳 1室 和室6畳 6室 和室4畳 12室 (いずれも1人部屋)	
付属施設	図書室・舎友室・娯楽 室・応接室・シャワー 室	食堂・談話室・図書 室・会議室・音楽室・ シャワー室	静養室・応接室・裁縫 室・自炊室・浴室・談 話室・図書室	談話室・自炊室・シャワー室	
寄宿料(月額)	400円	700円	400円	400円	
通学時間	徒歩 約5分	徒歩 約15分	徒歩 約7分	市バス 約20分	

#### 入寮募集

募集人員 各寮とも欠員数に応じた人員を募集します。

募集時期 原則として年度初め (大学入試時) に募集しますが, 欠員が生じたときには追加募集 を行うことがあります。

募集案内は,入試の当日に各門において各寮の寮生が配布しています。

出願書類 各寮で作成した出願書類(所定用紙)を提出してください。

- 入寮願
- 出願参考書類 (親の所得証明等)
- ●市区町村長の証明書(家族関係,納税等)

願書受付場所 各寮

担当窓口: [学生センター生活担当 TEL 075-753-2539・2540]

# 諸 経 費

#### 寄宿料

寄宿料は,当月分を毎月10日までに納めてください。

なお,月の途中において入寮を許可された場合は,許可のあった日から10日以内に納めてください。 光熱水料

光熱水料は各寮によって異なりますが、現在のところ月額2,000~3,500円です。

その他諸経費の納付方法は,各寮によって異なるので,各寮自治会の指示に従ってください。

# (2)下宿・アパート等

学生センター生活担当では,下宿・アパート等を紹介しています。

風呂は無く,台所・トイレも共同ですが,その分,部屋代が安価で,4.5畳で15,000円,6畳で20,000円前後のものを紹介しています。

物件は学生センター生活担当の掲示板(屋内)に掲示していますので,紹介を希望する学生は学生証 持参のうえ,学生センター生活担当まで申し出てください。

なお,京都大学生活協同組合(63ページ参照)でも,下宿・アパート,マンション等の紹介を行っています。

# 2 アルバイト

学生センター生活担当では,主に家庭教師・祭礼等のアルバイトを紹介しています。

大学生活の中心は勉学にあり、余暇は自習や課外活動のための貴重な時間であることを十分認識して、 アルバイトは最小限にとどめるよう心がけてください。

なお,紹介するアルバイトの申込み方法は,次のとおりです。

#### (1)家庭教師

家庭教師の求人があれば,学生センター生活担当の掲示板(屋外)に掲示します。申込み受付は,毎週火・木曜日の午後2時35分に行いますので,希望者は,学生証持参のうえ,掲示板前に集合してください。希望者が複数の場合は,抽選を行います。

なお,申込みにあたっては,指導科目,学年,指導場所(求人先住所)等の諸条件を熟考のうえ,責任をもって指導できる自信がある場合のみ申し出てください。

また,申込み受付日に希望者がなかった場合は,学生センター生活担当の掲示板(屋内)に掲示し, 学生センター生活担当窓口で随時,受付を行います。

#### (2)祭礼

祭礼アルバイトは,京都の三大祭(葵祭,祇園祭,時代祭)等で,行列に参加したり,山車を引いたりするもので,学生生活の思い出にもなり,学生に好評のアルバイトです。

求人があれば,学生センター生活担当の掲示板に掲示します。先着順に受け付けますので,希望者は, 学生証持参のうえ,学生センター生活担当窓口へ申し出てください。

なお, 求人は, 主に男子学生対象で, 4月・9月に集中しています。

#### (3) 学内等のアルバイト

実験補助・事務補助等の学内等のアルバイトについては、連絡先を学生センター生活担当の掲示板に 掲示しますので、直接連絡してください。

その他のアルバイトについては京都大学生活協同組合で紹介(時計台地下掲示板)しています。 また,インターネットによる紹介を下記アドレスにて行っています。利用してください。

- ・京都大学生活協同組合 http://www.s-coop.net/arbeit
- ・京都大学アルバイト紹介システム http://www.aines.net/kyoto-u

下記の表は学生アルバイトには好ましくない職種です。これは近畿の各大学において統一されたアルバイト職種の基準です。アルバイトを行う際に参考にして下さい。

	具 体 例	理 由 及 び 参 考 事 項
	プレス,ボール盤,旋盤,裁断機など自動機械の操作	*危険事故が伴う。
危	高電圧,高圧ガス等危険物の取扱い(助手も含む)	* 免許を必要とし,高度の危険がある。
険	自動車,単車の運転,自転車による重量物(30kg以上)の	*最近の厳しい交通状況から危険度も高く,ま
	配達	た事故を起こした場合の経済的・精神的負担
を		が重すぎ刑事責任まで負うことになる。
伴	線路内や交通頻繁な路上での作業(測量,白線引き,交通整理)	
う	土木・水道工事等の現場作業	
ŧ	建築中の現場作業,建物崩壊,残材片付け作業,	*落下物・転落等の危険度が大きい。(内装工
	2 階以上での高所での屋外作業(硝子ふき,器具取付等)	事は除く)
の	警備員	*会場整理,誘導,受付は除く。
	その他労働安全衛生法に定める制限職種	
人害	農薬,薬剤など有害な薬物の扱い(メッキ作業,白蟻駆除等)	
体なにも	特に高温度・低温度の作業	*健康上,人体に有害と考えられる。
有の	塵埃,粉末,有害ガス,騒音等の著しい中での作業	
	労働争議に介入するおそれのあるもの	*職業安定法20条参照
法す	万国子哦に川八ヶもの これののももの	概案文定/220示多点
令るにも	営利職業斡旋業者への仲介斡旋	│ │ * 職業安定法の趣旨(雇用関係の成立斡旋)に
違の	白州极来行派来自、沙州开行派	反する。
反	マルチ・ネズミ講商法に関するもの	ペップ。   *無限連鎖講の防止に関する法律参照
	街頭でのチラシ配り、ポスター貼り	*内容的に問題があったり,無許可の場合が多
教		ι 1 <sub>0</sub>
育	不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査	*相手側の了承が得られない場合が多く,トラ
上好		ブルの原因となることが多い。
ま	訪問販売,勧誘,専門におこなう集会	
Ų	競馬,競輪場等ギャンブル場内の現場作業	
くな	バー,キャバレー,マージャン,パチンコなど風俗営業の現	
11	場作業,長期継続の深夜作業	
も	選挙の応援に関する一切の業務	*大学としては特定の政党や候補者を応援する
の		ことは望ましくない。
	スパイ行為に類する調査	
	人命にかかわることが予想される業務	*無資格の水泳指導員,監視員,ベビーシッタ   
望	<b>当局を作がて叩座やもの</b>	一,介護等
ま	労働条件が不明確なもの	*賃金,労働時問,就労場所,労働内容,賃金     支払方法等に関することが明示されていない
b		文仏万法寺に関することが明示されていない。 もの。
<	人員の限定を条件とするもの	もの。   *例えば10人中1人でも欠けると他の9人を不採
な	八臭いrkにで示けてする OV	用とするようなもの。
しい	医院の受付業務以外の行為	*薬剤の調合等学生アルバイト業務の範囲を超
	-100-10 X (10 XX 0 XX 1 0 X 10 XX	えるケースがあるので、注意を要する。
求	学生を紹介しても採否の連絡が無かったり,正当な理由なく	
人	採用されないことがしばしば繰り返されるもの	
	各大学の判断により, 好ましくないもの	

# 3 福利厚生施設

京都大学の福利厚生施設は,学内7つの構内(本部,吉田南,西部,北部,南部,宇治及び桂)それぞれに食堂・購買・書籍部を配置し,これを京都大学生活協同組合の運営に委ねています。また,レストラン,理髪店,コンビニエンスストアについては業者委託により学生諸君の大学における生活文化の向上に資しています。

#### (1)京都大学生活協同組合

#### 運営

生協の運営は,互助の精神に基づく組合員の総意によることを原則に,組合員から選出された代表 (総代,理事)によって管理運営されています。

#### 出資金

生協加入は,出資(学生組合員の場合50口20,000円を基準)をすれば組合員となり,生協運営の各施設では組合員価格で利用できます。

出資金は卒業の際に全額返還されます。また,途中脱退の場合は90日前に申し出れば生協の事業年度末(2月末)に出資金の払い戻しを受けることができます。

#### 「学生総合共済」制度

学生生活で万一の事故・病気に備えた「学生総合共済」制度があります。生協の学生総合共済は,24時間の事故や病気が補償されること,一部の例外を除いてあらゆる事故も病気も補償対象となること,少ない掛け金で長期間(加入年数選択)の補償が行われること,学生生活にフィットした補償内容になっていること,全国の学生の要望に基づいて絶えず制度改善がはかられていること,などの特徴があります。京都大学では昨年度636件で約3.600万円の給付が行われております。

詳細はホームページ (S - COOP) http://www.s-coop.net/

# 主な事業内容及び営業時間(通常期)

### ### ### ### ### ### #### #### ###	# + 01	÷/ <del>-</del> ÷⊓	A	+ + = * + b	営 業	時間	連絡先
全部   会社   会社   会社   会社   会社   会社   会社   会	構内別		名	主な事業内容	月~金曜日	土 曜 日	(内線)
大き   大き   大き   大き   大き   大き   大き   大き		組合員センター	-	生協加入・脱退 学生総合共済加入・	40 - 00 47 - 00	88 r <del>t</del>	753-7640
時計台生協ショップ		(生協本部)			10:00~17:00	闭占	(7640)
### ### ### #### ####################			文具 食品 日用品		10 · 00 ~ 20 · 00	11 · 00 ~ 15 · 00	
本部 京大ショップ 京大オリジナルグッズ 京大間連書籍 10:00-18:00 閉 店 753-7 (76:40)		ロキキレク 4-1カト・-	<del></del> e		10.00 20.00	753-763	
京大ショップ   京大オリジナルグッズ 京大関連書籍   10:00-17:00   日記・18:00   753-752-752-752-752-752-752-752-752-752-752		時計台生協ショツノ 			10:00~18:00	閉店	(7630)
カース・フェー・アリア   アルバイト紹介 名刺・印刷 宅急便   10:00-17:30   閉 店 (76:16:17:17:18)   関 店 (76:16:17:17:18)   関 店 (76:17:17:18)   関 店 (76:17:17:18)   日曜・祝日を言葉 (75:17:17:18)   日曜・祝日を言葉 (75:17:18:18)   日曜・祝日を言葉 (75:17:18:18:18:18:18:18:18:18:18:18:18:18:18:	本部	京大ショップ		京大オリジナルグッズ 京大関連書籍	10:00~17:00		753-7630
中央食堂(工学部8号館) (喫茶ペーカリーコーナー) カフェレストラ」 「カンフォーラ」 「カンフォーラ」 「大力ンフォーラ」 「大力ンフォーラ」 「大力ンフォーラ」 「大力ンフォーラ」 「大力ンフォーラ」 「大力ンフォーラ」 「大力ンフォーラ」 「大力ンフォーラ」 「大力ンフォーラ」 「大力ンフォーラ」 「大力ンフォーラ」 「大力ンフォーラ」 「大力ンフォーラ」 「大力ンフォーラ」 「大力」 「大力」 「大力」 「大力」 「大力」 「大力」 「大力」 「大力		コンベンションサービ	ごスセンター		10:00~17:30	閉店	753-7655 ( 7655 )
では、		中央食堂〔丁学詩	₩8号館 Ì		8:00~21:00	11:00~14:00	752-0832
カフェレストラン							(7651)
古田南   一古田南   一古田南田   一古田南田   一古田南田   一古田南田   一古田南田   一古田市   一		-	-				753-7628
吉田南				期・昼・夕良 喫余 アルコール	9:00~21:30		(7628)
古田南   日野甲秋宮所   教科書   雑誌   日野甲秋宮所   教科書   雑誌   日野甲秋宮所   教科書   雑誌   文庫・新書   日野甲秋宮所   大田市   日野甲秋宮所   日野甲秋宮所   日野甲秋宮所   日野中秋宮所   日野中秋宮所   日野中秋宮所   日野中秋宮所   日野中秋宮所   日野中秋宮所   日の-15:00   日の-16:00   日の-15:00   日の-16:00   日の				文具 食品 日用品 コピー	0 . 20 . 40 . 00		752-1587
西部       昼食 軽食 ドリンク コンパ 10:30-15:30 閉 店 (761-5) (761	- 田志	(購買部・書籍	部)	自動車教習所 教科書 雑誌	0.30~19:00	团 店	(7632)
西部	口田円	吉田合告			10 · 30 ~ 15 · 30		761-9557
西部					10.30 13.30	[8] /C	(7652)
西部			書籍		10:00~19:00	11:00~15:00	771-7336 (7631)
西部							753-7636
下の		ショップルネ	P C	パソコン関連(本体・周辺・ソフト)	10:00~19:00	11:00~15:00	(7636)
加水 有別館			旅行	国内旅行 海外旅行 自動車教習所			771-6289
(住まい紹介コーナー) アパート・マンション紹介 10:00~17:00 閉店 771-6 11:00~17:00 同用店 アパート・マンション紹介 10:00~17:00 (受付信:30まで) 閉店 761-1 11:00~17:00 (受付信:30まで) 閉店 761-1 11:00~17:00 (受付信:30まで) 閉店 761-1 11:00~17:00 (受付信:30まで) 閉店 761-1 11:00~17:00 同用店 763-763	西部			レンタカー JRチケット	10:00~19:00	11:00~15:00	(7639)
(住まい紹介コーナー) アパート・マンション紹介   10:00~17:00   日転車修理   771-0   日転車修理コーナー   日転車修理   10:00~17:00   日曜七営業   761-7   11:00~14:00   日曜七営業   762-6   11:00~14:00   702-700   11:00~14:00   702-700   11:00~14:00   702-700   11:00~14:00   702-700		ルネ南側別館				閉店	751-7515
自転車修理コーナー   自転車修理		(分类)级态寸	+ \		11:00~17:00		774 0000
日転車修理コーテー   日転車修理		(住まい給ガコ	<b>-</b>	アハート・マンション紹介	10 · 00 ~ 17 · 00		111-0623
大部   日曜   日曜   日曜   日曜   日曜   日曜   日曜   日		自転車修理コー	-ナー	自転車修理		閉店	761-1579
北部   大部購買部   文具 食品 日用品 パソコン 雑誌   10:00~18:00   閉 店   753-7633   11:00~14:00   722-0706   円元   753-7645   11:00~15:00   閉 店   753-7645   11:00~15:00   円元   753-7645   11:00~15:00   円元   753-7645		カフェテリア	ルネ	昼・夕食 ドリンク デザート	11:00~21:30	日曜も営業	752-9271 (7650)
北部 北部食堂 朝・昼・夕食 8:00~21:00 11:00~14:00 722/0706		北部購買部		文且 食品 日用品 パソコン 雑誌	10 · 00 ~ 18 · 00		753-7633( 7633 )
関係「ほくと」   昼食・ドリンク   9:30~15:00   閉 店   753-7645   7	北部						722-0706( 7653 )
南部ショップ 文具 食品 日用品 パソコン	. Jan						753-7649( 7649 )
南部ショップ 医学書 薬学書 教科書 10:00~18:00 11:00~14:00 (76: 75:1586 南部食堂 厚茶「ブリュッケ」 昼食 ドリンク 11:00~17:00 閉店 75:21586 (17:43							752-1586
南部食室   昼食   11:00~15:00   11:00~14:00   752-1586   現茶「ブリュッケ」   昼食   ドリンク   11:00~17:00   閉   店   752-1586   11:00~17:00   閉   店   752-1586   11:00~17:00   日本   11:00~13:30   11:30~13:30   0774-38   (17-4   17	<b>克</b> 郊	南部ショップ			10:00~18:00	11:00~14:00	(7635)
宇治 宇治購買部 文具 食品 日用品 パソコン 10:30~18:00 11:30~13:30 0774-38 (17-4	(11)			昼食	11:00~15:00		752-1586( 7635 )
字治購員部 又具 食品 日用品 パソコソ 10:30~18:00 11:30~13:30 (17-4 77-4-38) (17-		喫茶「ブリュッ	ケ」	昼食 ドリンク	11:00~17:00	閉店	752-1586( 7635 )
宇治食堂     朝・昼・夕食     11:00~20:00     11:00~14:00     0774-36 (17-4)       桂ショップ Aクラスター 文具 食品 日用品 雑誌	= 26	宇治購買部		文具 食品 日用品 パソコン	10:30~18:00	11:30~13:30	0774-38-4388 (17-4388)
桂ショップ Aクラスター   文具   食品 日用品 雑誌   10:00~20:00   閉 店   382-0   10:00~18:00   10:00~14:00   383-7   10:00~17:00   日   10:00~18:00   10:00~14:00   383-7   10:00~14:00   10:00~14:00   383-7   10:00~14:00   10:00~14:00   383-7   10:00~14:00   383-7   10:00~14:00   383-7   10:00~14:00   383-7   38	于冶	宇治食堂		朝・昼・夕食	11:00~20:00	11:00~14:00	0774-38-4385
桂ショップ Bクラスター   文具   食品 日用品 パソコン 書籍   10:00~18:00   10:00~14:00   383-7		桂ショップ Aクラスター		文具 食品 日用品 雑誌	10:00~20:00	閉店	382-0137
桂カフェテリア (セレネ) 昼・夕食 11:00~21:00 11:00~14:00 383-7							383-7300
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	桂						383-7302
柱刀ノエ(アルノ)     軽良・ドリンツ		桂カフェ (アル	-	軽食・ドリンク	11:00~18:00		383-7278
8:00~19:00		桂ベーカリー (リ	ューヌ)	ベーカリー	8:00~19:00	8:00~19:00 日曜・祝日も営業	383-7303

その他,インターネットで購入申込みのできるインターネットショッピング事業も行っています。 事業品目は,和書,洋書,CDソフト,パソコンソフト。https://mall.seikyou.ne.jp/s-coop/

# (2) その他の福利厚生施設

大学構内には,生協運営の施設のほかに委託業者の経営による施設があり,それらは次のとおりです。

構内別	施設名		営 業	連絡先	
149 1.3 773			月~金曜日	土曜日	
<del>木</del> 如	理髪店	京大理容室	9:00~18:00	9:00~15:00	
本 部	レストラン	ラ・トゥール	11:00~15:00 17:00~22:00	11:00~15:00 17:00~22:00	753-7623
吉田南	コンビニ	ナチュラル・ローソン	7:00~21:00	7:00~18:00	
桂	レストラン	ハーフ・ムーンガーデン	8:00~14:00 18:00~22:00	11:00~14:00	383-7314
11土	レストラン	ラ・コリーヌ	11:00~15:00 17:00~22:00	11:00~15:00 17:00~22:00	382-0022

日祝営業

# VI 国際交流

# 国際交流

留学を通じた国際交流は、相互の教育・研究水準を高めるとともに、友好関係の発展、強化のための重要な架け橋となっており、近年、留学生交流の新たなニーズとして母国の大学に在籍しながら1年以内の短期間、海外の大学に留学する短期留学による交流が活発化しています。

本学においても,大学間学生交流協定校への派遣留学制度を設け,短期留学を積極的に推進しています。 留学を希望する場合は,1回生の時から十分準備をしておく必要があります。

(1)授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定校への派遣留学について

この制度は,海外の大学との「授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定」に基づいて本学の学部 または大学院に在籍しつつ,1年以内の1学期または複数学期,協定校で教育を受けて単位を取得または 研究指導を受けるものです。

春に翌年1月~3月出発希望者,夏に翌年4月~12月出発希望者を対象に募集を行い,書類選考および必要に応じ面接により派遣候補者を決定します。

募集要項および大学間学生交流協定校一覧は次のとおりです。

なお、年度により募集日程および協定校一覧等に変更がありますので、必ず学部・研究科の教務担当 掛で確認してください。

#### 応募資格

- (ア)本学の学部または大学院の正規課程に在籍する者
- (イ)留学期間が1学期以上1年以内の者
- (ウ)休学することなく留学する者で,部局長の推薦を受けた者
- (エ)派遣先大学の応募資格を有する者
- (注)本学の授業料は納め,派遣先大学での授業料は徴収されない。

# 応募に必要な書類

- (ア)申請書(募集時に,所属部局の事務室で配布・受理する)
- (イ)成績証明書
- (ウ)語学力証明書(派遣先大学の応募条件である語学)

英語圏への留学希望者は,TOEFL・IELTS,英語圏以外への留学希望者は,留学先で必要な語 学力を証明する書類を添付すること。

- (エ)学科・専攻等の長もしくは指導教員の推薦書(日本語)
- (注)本学の選考により採用された場合は,改めて派遣先大学への出願書類を作成することとなる。 その際,英文成績証明書や派遣先大学の言語で書かれた推薦状が必要な場合もある。

応募締切(年によって,日程が変わることがある。また,締切日は所属部局によって異なる。)

6月頃 翌年1月~3月出発希望者

10月頃 翌年4月~12月出発希望者

#### 留学後の報告

派遣留学生は帰国後,学部・研究科を通じて所定の「報告書」を速やかに提出すること。

#### 派遣先大学および募集人員

別紙「大学間学生交流協定校一覧」のとおり

#### (備考)

#### \*英語能力判定試験

英語圏はもちろん,他の地域へ留学しようとする場合も,TOEFLあるいはIELTSを受験する必要がある場合があります。

TOEFL (Test of English as a Foreign Language) テスト実施に関する詳細は, http://www.toefl.org/, http://www.prometric-jp.com/およびhttp://www.cieej.or.jp/を参照してください。

IELTS (International English Language Testing System)については, http://www.ielts.org/ および http://www.uknow.or.jp/を参照してください。

(2)短期留学推進制度(派遣)について(平成21年度より留学生交流支援制度(短期派遣)に変更予定) 独立行政法人日本学生支援機構が,本学と学生交流協定を締結している海外の大学へ協定に基づき派 遣される学生に対して奨学金を支給する制度です。

本制度により奨学金を受けることが出来る者は,本学の正規課程に在籍している学部学生および大学院学生(外国人留学生を除く)です。奨学金は月額8万円,派遣期間は3カ月以上1年以内です。

採用人数が限られているため、学内公募はせず、大学間学生交流協定に基づく留学者の中から選考して受給者を決定します。

#### (3)海外留学のための奨学金について

海外へ留学するための奨学金については,各学部・研究科で掲示されるもののほか,個人で応募できるものもあります。

日本学生支援機構 (JASSO) ホームページ : http://www.jasso.go.jp/study\_a/scholarships.htmlを 参照してください。

#### (4)京都大学国際教育プログラム(KUINEP)について

(Kyoto University International Education Program)

このプログラムは,海外の大学間学生交流協定校から学部学生を1年間程度受け入れて本学の学生とともに英語で教育することにより,本学学生の国際性を涵養し留学生との相互交流を活発にすることを目的としています。

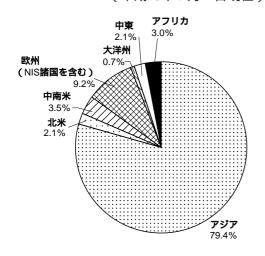
開講科目は本学の全学共通科目として提供し単位を認定します。科目の詳細は共通教育推進課で配付している「京都大学国際教育プログラムKUINEP英語講義履修案内」を参照してください。

\*これらの詳細については,国際部留学生課までお問い合わせください。

# 外国人留学生受入れ状況

# 平成20年度大学間交流協定校への派遣一覧

(平成20年5月1日現在)



国 名	大 学 名	人数
中華人民共和国	香港大学	1
イスラエル	テルアビブ大学	1
大韓 民国	ソウル大学校	3 2
台 タ イ	国立台湾大学	
タイ	カセサート大学	1
オーストラリア	メルボルン大学	2
ニュージーランド	オークランド大学	2
オーストリア	ウイーン大学	1
フ ラ ン ス	グルノーブル大学連合	5
	ストラスブール大学連合	4
ドイツ	ベルリン自由大学	1
	ミュンヘン大学	1
オランダ	ライデン大学	1
	ユトレヒト大学	3
スウェーデン	ストックホルム大学	2
	ウプサラ大学	2 2
スイス	ローザンヌ大学	1
連合 王 国     カ ナ ダ	マンチェスター大学	3
カ ナ ダ	ケベック州大学学長校長協議会	4
	トロント大学	1
	ウォータールー大学	6
メキシコ	グアダラハラ大学	2
アメリカ	ジョージワシントン大学	1
	ハワイ大学 マノアキャンパス	2
	ペンシルベニア大学	1
17カ国	22大学 3 大学群	53

# 大学間学生交流協定校一覧

	協定校名	派 遣人 数	学期(月)	必要語学	講義言語
	復旦大学	2	9月-12月	<600点 > GRE	中国語
	Fudan University		2月-5月	HSK level 6	英語(一部)
	香港科学技術大学	2	9月-12月	220点	英語
	The Hong Kong University of Science and Technology		2月-6月	院生は受入れない	中国語(一部)
	香港大学	2	9月-12月	213点 [ 80点 ] 院生は学部	英語
	The University of Hong Kong		1月 - 5月	の科目履修と研究のみ可	中国語(一部)
	香港中文大学	2	9月-12月	230点	中国語
	The Chinese University of Hong Kong		1月 - 5月	院生は受入れない	英語 ( 一部 )
中華人民共和国	南京大学	2	9月-12月	HHI∓I≣ <del>=</del>	中国語
	Nanjing University		2月-6月		
	北京大学	2	8月 - 1月	中国語の講義が受けら	中国語
	Peking University		2月-6月	れるレベル	英語 ( 一部 )
	清華大学	2	9月 - 1月	中国語が堪能であること	中国語
	Tsinghua University		2月-6月	<b>中国品が返記しのること</b>	英語 ( 一部 )
	武漢大学	2	9月 - 1月	HSK level 6 (文系)	中国語
	Wuhan University		2月-6月	level 3 (理系)	十国品
	浙江大学	2	9月 - 1月	文系: HSK level 6以上	中国語
	Zhejiang University		2月-6月	理系: HSK level 4以上	<b>丁</b>
イスラエル	テルアビブ大学	2	10月 - 1月	ヘブライ語	ヘブライ語
イスノエル	Tel Aviv University	2	3月 - 6月	・ヘノノイ語	英語 ( 一部 )

国・地域	協定校名	派遣人数	学期(月)	必要語学	講義言語
	慶 北 大 学 校 Kyungpook National University	3	3月 - 6月 8月 - 12月	韓国語・英語 (International Program)	韓国語・英語
	ソ ウ ル 大 学 校 Seoul National University	3	3月 - 6月 9月 - 12月	韓国語・英語	韓国語・英語
大韓民国	延 世 大 学 校 Yonsei University	2	3月 - 6月 9月 - 12月	韓国語 英語(International Program) 213点	韓国語・英語
	高麗大学校 Korea University	2	3月-6月 9月-12月	韓国語・英語	韓国語・英語
	浦項工科大学 Pohang University of Science and Technology	2	3月-6月 9月-12月	TOEFL提出	韓国語・英語
シンガポール	シンガポール国立大学 The National University of Singapore	2	8月-11月1月-4月	250点	英語
	チュラロンコン大学 Chulalongkorn University	2	8月 - 12月 1月 - 5月 6月 - 7月	213点またはタイ語	タイ語・英語
タイ	カセサート大学 Kasetsart University	2	6月-10月		タイ語・英語
	タマサート大学 Thammasat University	2	8月-12月1月-5月	<5000点>まにはダイ語	タイ語・英語
台湾	国立台湾大学 National Taiwan University	2	9月-1月2月-7月	央譜・中国語 	英語・中国語
	国立清華大学 National Tsing Hua University	2	9月-1月2月-6月	出国語・中語	中国語 英語(一部)
	メルボルン大学 The University of Melbourne	3	2月 - 6月 7月 - 11月		英語
オーストラリア	ニューサウスウェールズ大学 The University of New South Wales	2	3月 - 6月 7月 - 11月 3月 - 6月		英語
	シドニー大学 The University of Sydney	2	7月 - 11月	233点 (4.5) GPA3.0 [90点] - 各セクション20点以上法学	英語 
	オーストラリア国立大 学 The Australian National University オークランド大学	2	I .	系は[100点] - 各セクション 22点以上	英語
ニュージーランド	The University of Auckland ウィーン大学	2	7月 - 11月 10月 - 1月	213点(4.5)	英語
オーストリア	リィーノ人子 Universität Wien ルーパンカトリック大学	2	3月-6月	ドイツ語	ドイツ語
ベルギー	Université Catholique de Louvain	2	1月 - 5月	英語(経済関係)<550点>	フランス語
	グルノーブル大学連合 Consortium des Univer	sités de (	Grenoble (G	UEST) 以下 4 大学 	
	ジョセフ・フーリエ大学 Université Joseph Fourier		9月-12月 1月-6月	フランス語	フランス語
	ピエール・マンデス大学 Université Pierre Mendés-France	- 5	9月-12月 1月-6月	フランス語	フランス語
フランス	スタンダール大学 Université Stendhal	-	9月-12月 1月-6月	フランス語	フランス語
	グルノーブル理工科大学 Institut National Polytechnique de Grenoble		9月-12月 1月-6月	フランス語	フランス語
	ストラスプール大学連合 Consortium des Univ	ersités d	·	_	
	ルイ・パスツール大学 Université Louis Pasteur	_	9月-12月1月-6月	フランス語	フランス語・英語
	マルク・ブロック大学 Université Marc Bloch	5	9月-12月1月-6月	フランス語 	フランス語・英語
	ロベール・シューマン大学 Université Robert Schuman		9月-12月 1月-6月	フランス語	フランス語・英語

国・地域	協定校名	派遣人数	学期(月)	必要語学	講義言語
	ベルリン自由大学 Freie Universität Berlin	2	10月 - 2月 4月 - 7月	ドイツ語	ドイツ語
	ハイデルベルク大学 Ruprecht-Karls-Universität Heidelberg	2	10月 - 3月 4月 - 9月	ドイツ語	ドイツ語
ドイツ	フンボルト大学 Humboldt-Universität zu Berlin	2	10月 - 3月 4月 - 7月	ドイツ語	ドイツ語
	ミュンヘン大学 Ludwig-Maximilians-Universität München	2	10月 - 2月 4月 - 9月	ドイツ語	ドイツ語
	ミュンヘン工科大学 Technische Univeisität München	3	10月 - 2月 4月 - 7月	ドイツ語	ドイツ語
	ボン大学 Universität Bonn	3	10月 - 2月 4月 - 7月	ドイツ語	ドイツ語
オランダ	ライデン大学 Universiteit Leiden	1	9月-1月2月-6月	GPA3.2	オランダ語 英語 
	ユトレヒト大学 Universiteit Utrecht	3	2月-6月	英語 ( 学部生213点・修士 237点 ) またはオランダ語	オランダ語 英語 
	ストックホルム大学 Stockholm University	2	8月-1月	213点 	スウェーデン語 英語
スウェーデン	ストックホルム王立工科大学 The Royal Institute of Technology in Stockholm	2	8月-1月1月-6月	<550点>	スウェーデン語 英語
	ウプサラ大学 Uppsala University	2	8月 - 1月 1月 - 6月	213点	スウェーデン語 英語
スイス	ローザンヌ大学 Université de Lausanne	4	10月 - 2月 3月 - 6月	フランス語・英語	フランス語 英語
連合王国	マンチェスター大学 University of Manchester	3	1月-6月	IELTS 6.0・213点<550 点>・院生は受入れない	英語
~	シェフィールド大学 University of Sheffield	2	2月-6月	213点またはIELTS 6.0 院生は受入れない	英語
	ケベック州大学学長校長協議会 Conférence de (CREPUQ) 以下16大学	s recteur	rs et des princ	cipaux des universités du	Québec
	ビショップス大学 Université Bishop's		9月-12月 1月-4月	237点	英語
	コンコルディア大学 Université Concordia		9月-12月 1月-4月	213点	英語
	ラヴァル大学 Université Laval		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	マギル大学 Université McGill		9月-12月 1月-4月	233点 (専攻により異な る)院生は受入れない	英語
	モントリオール大学 Université de Montréal	-	9月-12月 1月-4月	/ <del></del>	フランス語
	モントリオール大学 理工科大学 Université de Montréal, École Polytechnique		9月-12月1月-4月	フランス語	フランス語
カナダ	シェルブルック大学 Université de Sherbooke	5	9月-12月1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 モントリオール校 Université du Québec à Montréal		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 トロワ・リヴィエール校 Université du Québec à Trois-Rivières		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 シ ク チ ミ 校 Université du Québec à Chicoutimi		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 リムスキー校 Université du Québec à Rimouski	-	9月-12月1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 ウ タ ウ エ 校 Université du Québec en Outaouais		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 アピチピ・テミスカミング校 Université du Québec en Abitibi-Témiscamingue		9月-12月 1月-4月	/ <del></del>	フランス語

国・地域	協定校名	派 遣人 数	学期(月)	必要語学	講義言語
	ケベック大学 州 立 科 学 研 究 所 Institute National de la Recherche Scientifique		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 州 立 行 政 学 院 École Nationale d'Administration Publique		9月-12月 1月-4月	フランス語 │	フランス語
カナダ	ケベック大学 高等工科大学 École de Technologie Supérieure		9月-12月 1月-4月	フランス 笠 一	フランス語
	トロント大学 Unversity of Toronto	2	9月-12月 1月-4月	250点(5.0)・[100点](22)	英語
	ウォータールー大学 University of Waterloo	6	9月-12月 1月-4月 5月-8月	英語・ TOEFLスコア提出不要	英語
メキシコ	グアダラハラ大学 Universidad de Guadalajala	2	8月-12月2月-6月	スペイン語	スペイン語
アメリカ合衆国	ジョージワシントン大学 The George Washington University	2	9月-12月 1月-5月		英語
	ハワイ大学 マノアキャンパス University of Hawaii at Manoa	2	8月-12月 1月-5月	190点・168点	英語
	ペンシルベニア大学 University of Pennsylvania	2	9月-12月 1月-5月		英語

- \*本表の情報は変動するため応募時には必ず正式募集通知を参照して下さい。
- \*派遣人数は変更になることがあります。
- \*必要語学の得点のみの記載はTOEFL (Computer-based Total) の得点を示し、< >内の数字はTOEFL (Paper-based Total) [内の数字はTOEFL (Internet-based Total) の得点を示します。( )内の数字はEssay Rating (Internet-based Totalの場合は Writing section) のスコアを表します。

この数字が記載されている大学は、Essay RatingまたはWriting sectionの得点も条件とされます。

TOEFL iBT/CBT/PBT換算表: http://www.ets.org/Media/Tests/TOEFL/pdf/TOEFL\_iBT\_Score\_Comparison\_Tables.pdf なお、ここに掲載している必要語学の得点は、前年度実績等です。協定校へ出願する際には、必要語学の得点が変わることがあります。

- \*TOEFLスコア提出の必要がない大学へ出願する場合も学内選考用に応募の際提出して下さい。
- \*TOEFLを基準とする大学に出願する場合は、希望先大学の設定する必要語学力の85%以上の得点で、かつ最低CBT190点以上 (iBT68点)を取得していることを学内応募の条件とします。
- \*以上の点数基準は最低基準であって、希望先大学の判断によって、留学が認められないことがあります。
- \*英語能力判定試験

## 問い合わせ先

TOEFL (Test of English as a Foreign Language) : 国際教育交換協議会 http://www.cieej.or.jp/

IELTS (International English Language Testing System) : プリティッシュ・カウンシル http://www.uknow.or.jp/

\*GPA (Grade Point Average):

#### 学業成績の平均点

(国により成績判定区分が異なり最終判断は出願先によるが下記が目安となり、本学内での選考にも参考とされる。)

{(優の単位数×3)+(良の単位数×2)+(可の単位数)}÷優良可の単位数の計×4÷3(全科目優の場合は40となる。)

# Ⅲ 施 設 案 内

- 1 附属図書館
- 2 総合博物館
- 3 情報環境機構
- 4 京都大学以外の施設利用案内

# 1 附属図書館 学習活動を支える知的空間/創造の広場

- ・学内には,附属図書館をはじめ,宇治分館と50カ所に学部や学科図書館・室があります。皆さんの学習や勉学を支えるための施設です。
- ・学術情報を必要としている広範囲な人々に、門戸を広げてサービスを行っています。
- ・専門的な資料は,学部や学科図書館・室にあります。

### 「図書館の利用]

- ・附属図書館と学部や学科図書館・室の利用や図書の貸出には,学生証が必要です。
- ・附属図書館の開館時間

平日

午前 9時~午後10時

土曜日/日曜日/国民の祝日等 午前10時~午後 5時

・附属図書館の休館日

年末年始(12月29日~1月3日)

図書整理等による休館日(4月1~3日,12月27~28日,1月4日)

毎月(7~8月,1~2月を除く)末日(末日が土/日曜日/祝日にあたるときは,その前日の平日開館日,試験期間中は期間終了後の平日開館日)

以上のほか, 臨時に休館することがあります。

# [豊富な資料群]

- ・創立より100年以上にわたる歴史から,蔵書数は全学で約625万冊を数えています。その中には,国宝 や重要文化財があり,質量ともにわが国有数の図書館です。
- ・学習図書,教養図書のほか,研究資料,視聴覚資料,マイクロフィルム,CD-ROM,インターネットによる情報の収集が自由に出来ます。



附属図書館全景



1階メインカウンター



1階雑誌閲覧コーナー



2 階開架閲覧室



2 階開架書架



1 階学習室24

#### [図書館資料の配置]

- 1 階 雜誌,新聞,参考図書
- ・2階 開架図書
- 3 階 視聴覚資料
- ・地階 書庫内図書,バックナンバーセンター

# [ 附属図書館の設備 ]

- ・電子図書館,オンライン目録,電子ジャーナルを利用したい。
- ・文献や調査の相談をしたい。
- ・インターネットを利用したい。
- ・自分のパソコンでインターネットを利用したい。
- ・ビデオ, DVDを利用したい。

1階「サイバースペース」へどうぞ

1階 番 参考調査カウンターへどうぞ

3階「情報端末室」へどうぞ

3階「閲覧室」へどうぞ

3階「メディア・コモン」へどうぞ

## [図書館の活用方法]

- ・OPAC基礎 / Web of Science / 電子ジャーナル入門等各種講習会の実施
- ・新入生/留学生のためのオリエンテーションの実施
- ・情報リテラシー教育の実施 全学共通科目「情報探索入門」の提供 \*\*ご不明な点は,気楽に図書館員にお尋ねください。

## 図書館機構サイト

http://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/

学術情報リポジトリWebサイト http://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/







電子図書館Webサイト http://edb.kulib.kyoto-u.ac.jp/

- 『貴重資料画像』
- 『博士論文論題一覧』
- 『学内研究成果』などがあります。

# 電子ジャーナル

提供タイトル数:約50,000

学術雑誌をそのまま電子化し、パソコンの画面上で 読めるようにしたものです。研究者は図書館まで 足を運ばなくても自分の研究室から24時間雑誌論 文を読むことができます。

# 2 総合博物館

収蔵庫・研究棟としての総合博物館

京都大学開校以来100年以上にわたり収集され、研究や教育に活用されてきた260万点に及ぶ学術標本 資料が保存されています。その内容は文系・理系を問わない多彩なもので、国宝・重要文化財やそれに 準ずる資料が多数含まれています。また、新発見された生物・化石の新種の第一標本である「タイプ標 本」、後世の研究者が再吟味するための「バウチャー標本」も数多く収蔵されています。

#### 研究成果公開の場としての総合博物館

文化史・自然史・技術史と広い分野にまたがる常設展示(\*),最新の研究成果を公開する年2回の企画展示・公開講座,頻繁に開かれる学習教室・体験教室など,京都大学における学術活動の成果を公開する役割も担っています。これらの展示や催しを通じて諸先輩の優れた研究に触れることにより,知的刺激を受けたり研究のヒントを得ることができるかもしれません。ぜひ,卒業論文や修士・博士論文のための研究に活用してください。

\*文化史系展示:古文書・古記録といった歴史資料,京都市内の古地図,様々な様式の石棺,史跡発掘調

査や海外学術交流によってもたらされた土器や石器 金属製品などを展示しています。

\*自然史系展示:ナウマン象の第一標本などの化石,芦生研究林や霊長類研究所での研究成果を中心に

温帯林の生態系やチンパンジーの生態,マレーシアとの共同研究の成果などを展示し

ています。

\*技術史系展示:三高時代や創設期の京都大学で使われた機械メカニズム模型などを展示しています。



文化史系展示



自然史系展示



技術史系展示

# 総合博物館の利用について

・開館時間 9:30~16:30 (入館は16:00まで)

・休館日 月曜・火曜(平日・祝日にかかわらず)及び年末年始(12月28日~1月4日)

・入館料 本学の学生は無料(学生証の提示が必要)

総合博物館の詳しい情報はホームページで発信しています。

http://www.museum.kyoto-u.ac.jp/indexj.html

# 3 情報環境機構

情報環境機構は教育・研究など本学のさまざまな活動を支える高い安全性と利便性を備えた先端的情報環境の構築・運営を目的として、研究開発を担う学術情報メディアセンターと種々の情報サービスを提供する情報環境部という構成で活動しています。本機構では学内外を高速のネットワークで結ぶ学術情報ネットワークサービス(KUINS)、全国共同利用のスーパーコンピューティングサービスを提供する大型計算機システムや学術データベースのサービス、本学での教育を支援する教育用コンピュータシステム、語学学習システム、遠隔講義支援サービス、コンテンツ作成支援サービスなど多様な情報サービスを統一的に提供しています。

## (1)教育用コンピュータシステム

本機構では全学の学生・教職員が利用できる教育用コンピュータシステムとしてパーソナルコンピュータ (PC) 約1200台を学術情報メディアセンター南館と各学部のサテライト演習室に配置し、もっばら授業での利用に供するとともに、一部を自習専用としてセンター南館1階、附属図書館3階、総合人間学部図書館2階などにオープンスペースラボラトリ(OSL)として配置しています。サテライトの演習室は、それぞれの学部の講義・演習に利用されますが、授業等の占有利用時間外の運用は学部によって異なります。利用を希望する人は各学部に確認してください。教育用コンピュータシステムのすべてのPCは学内ネットワークで接続されており、利用資格・パスワードの照合、各自のファイルの保存、利用統計の収集などを行っています。これらのPCには各種ソフトウェアが導入されており、レポートの作成やプログラミングの学習、WWW(World Wide Web)による情報収集や電子メールによる情報交換が行えます。入学と同時に必ず利用資格を取得し、大学生活に活用して下さい。

この他,本機構では,外国語会話の双方向での学習を支援する語学学習(CALL, Computer Assisted Language Learning)システムを備えた教室や,CALL教材の自習コーナーを設置しており,また各学部に設置された遠隔講義システムにより学部間や他大学との遠隔講義の支援も行っています。

### (2)利用コード(ECS ID)の取得

教育用コンピュータシステムの利用コード(以下,ECS IDという)は,教育用コンピュータシステムのほかに,電子ジャーナルへのアクセスや,学外などから学内LANへのアクセス等にも利用できます。(学内LANへのアクセスのために必要な設定は,http://www.kuins.kyoto-u.ac.jp/KUINS3/kuins3-guide/にあるマニュアルをご覧下さい。)

ECS-IDは,本機構が年度初め等に開催する講習会を受講し,利用規定・利用心得を厳守して利用する旨の誓約書を提出した人にのみ交付します。原則としてこの講習会を受講しない限りECS-IDの入手はできません。授業などで急に必要になっても,そのつど交付する対応は取っていません。ECS-IDは在学期間中有効です。また転部や大学院への進学に際しても同じECS-IDと電子メールアドレスを継続的に利用できます。

講習会の日程は各学部とセンターの掲示板,Webサイトに掲示しますので注意して下さい。

### (3)オープンスペースラボラトリ(OSL)の運用

学術情報メディアセンター南館のOSLにはPC110台を設置しています。入室には磁気カード型の学生 証もしくは図書館の入室カードが必要です。利用時に忘れないように携行して下さい。また,OSLの利 用にあたっては利用規程,利用心得の遵守をお願いしています。OSLでは利用者の補助のためにティー チングアシスタント(TA)として大学院生が駐在しています。利用にあたって不明な点などはTAに相談して解決して下さい。なお,各種ソフトウェアの利用方法については,市販の書籍などを参照して下さい。

#### 開館時問

- ・センター南館OSL: 月曜日~金曜日(ただし,国民の祝日等は休館)午前10時~午後8時 土曜日(ただし,国民の祝日等は休館)午前10時~午後6時
- ・附属図書館,総合人間学部図書館OSL: 各館の開館時間に従います。
  OSLの運用については機構のWebサイト(URL http://www.iimc.kyoto-u.ac.jp/services/ecs/)を参照して下さい。

#### (4)賢い利用者になるために

OSLは利用規程に則り可能な限り広く利用して頂くことを考えていますが、ネットワークに接続されたPCの利用には注意を要する事項がいくつかあります。情報・ネットワーク社会の特性や求められるルールを学び、適切な利用を心がけて下さい。例えば情報の著作権の尊重、ネットワークや計算機への適正なアクセス、自分自身の情報を含めた個人情報の慎重な扱いとプライバシーの尊重、電子的なコミュニケーションで生じやすいトラブルの回避などです。これら、情報ネットワーク社会で求められるルールを学ぶために、情報セキュリティ対策室からe-Learningシステムが提供されています。ECS IDを取得したら、PC端末からすぐに学習を始めましょう。

また,教育用コンピュータシステムではPCやファイルサーバ,プリンタなどは限られた資源を多くの利用者が共同で利用しています。他の利用者に配慮し,許された利用条件の範囲で有効に利用して下さい。設備やソフトウェアは賃借物品ですので大切に扱って下さい。機器やソフトウェアについては保守や更新を行っていますが,必ずしも個人の希望に沿った新規導入などができるわけではないことにもご理解下さい。



学術情報メディアセンター南館(OSL)建物



OSL風景

#### (5) スーパーコンピュータの利用について

学術情報メディアセンターは全国共同利用機関としての一面も担っています。大規模計算向けにスーパーコンピュータの利用サービス(有料)を行っており、このサービスを利用することで、PCなどの小規模な計算機では解くことのできない大容量の計算を高速に実行することができます。

4回生の学部学生は卒業研究の目的で指導教員の監督の下にこのサービスを利用できます。また,4回生以外でも,「スーパーコンピューティング入門」,「コンピュータネットワーク入門」の全学共通科目を履修すると,履修期間中,自習のために本サービスを無料で利用することができます。

# 4 京都大学以外の施設利用案内

# (1)京都府立ゼミナールハウス

〒601-0533

京都市右京区京北下中町鳥谷2番地

電話 0771-54-0216

申し込み方法

来館及び電話で予約します。

(利用を希望する日の1年前から受付可)

休館日

年末年始(12/28~1/4)

1月と2月の第3月曜日

その他

食事料金 2,550円~(ただし3食,朝昼夕食消費税含む)

宿泊料金 1.500円~

宿泊定員 最大200名

研修室料金 洋室20人用1日4,000円~(洋室6室・和室10室有り)

FAX 0771-54-0316

ホームページ http://kyosemi.or.jp/

E-mail kyosemi@oak.ocn.ne.jp



# (2)独立行政法人国立青年少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家

〒656-0543

兵庫県南あわじ市阿万塩屋町757-39

電話 0799-55-2695 (事業推進係)

申し込み方法

申込書を提出して頂きます。

(30名以上の団体は,早期利用予約制度を利用できます。)

詳細は,上記まで。

休館日 年末年始(12/27~1/4)

その他

食事料金 朝食410円,昼食530円,夕食660円

(バイキング方式…食べ放題)

シーツ等洗濯料金 160円 平成21年10月から200円) 施設使用料金

一般利用 1人1泊 250円

青少年利用 無料

宿泊定員 400名

FAX 0799-55-0463

ホームページ http://awaji.niye.go.jp/

#### (3)独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立若狭湾青少年自然の家

〒917-0198

福井県小浜市田烏区大浜

電話 0770-54-3100

申し込み方法

電話で予約します。

詳細は,上記まで。

休館日

年末年始(12/28~1/4)

施設整備等の日

その他

食事料金 1,600円 (3食)

施設使用料 無料(ただし,平成19年10月1日より「一般利用」のみ1人1泊 250円)

シーツ等洗濯費用 160円

宿泊定員 300名

2名以上であれば利用可。日帰り利用も可。

FAX 0770-54-3023

ホームページ http://wakasawan.niye.go.jp/

E-mail wakasawan@niye.go.jp



森・星・ススキの曽爾高原でいきいき体験! 平成の名水100選,ホタル飛び交う清流,自然豊かな曽爾高原でサークル合宿しませんか?

体育施設・研修室などもあり,サークル合宿・ ゼミ合宿にはぴったりです。

近くには,名湯で知られる温泉施設「お亀の湯」 もあります。(温泉まではお車で約5分)



(4)独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立曽爾青少年自然の家

〒633-1202

奈良県宇陀郡曽爾村太良路1170

電話 0745-96-2121(代)

お申し込み方法

電話で予約願います。

詳細は,上記まで。

休館日

年末年始(12/28~1/4)

施設・設備整備の日

ご利用料金

食事料金 1,600円(3食)

施設使用料 無料

(ただし,一般利用のみ1人1泊250円)

シーツ等洗濯料 1人160円

(平成20年10月現在)

その他

宿泊定員 400名

2 名様よりご利用になれます。日帰り利用も OK

FAX 0745-96-2126

ホームページ http://soni.niye.go.jp/

E-mail soni@niye.go.jp

# ™ 教育職員免許状

# 教育職員免許状

大学を除くすべての国公立,私立学校の教員となるためには教育職員免許状が必要です。本学で取得できるのは高等学校教諭,中学校教諭及び特別支援学校教諭の免許状です。

高等学校及び中学校の免許状は教科《国語・社会・地理歴史・公民・理科・数学・英語など》別になっており、学部・学科の専攻分野に対応した教科の免許状が取得できます。免許状を取得するには、教育職員免許法に定められた所要の単位を修得する必要があります。

なお,中学校免許状取得には介護等体験が必要です。詳細は「(3)介護等体験」を参照してください。

# (1)単位の修得

単位は「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」、「教職に関する科目」に区分され、それぞれ必要な単位を修得しなければなりません。

「教科に関する科目」の単位は所属学部又は他学部で開講している授業科目の中から,これに対応する 科目の単位を修得してください。

「教科又は教職に関する科目」 平成12年度入学者から適用 については ,「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要単位数を超えて修得した場合 , その単位を当該単位として算定します。

「教職に関する科目」の単位は教育学部で開講している授業科目の中から,指定された科目を履修し, 修得してください。(配当は2回生から)

特別支援学校教諭の免許状を取得するには,中学校あるいは高等学校教諭免許状取得に要する科目に加え,教育学部で開講している特別支援教育に関する科目を履修し,所要の単位を修得しなければなりません。(配当は2回生から)

平成12年度入学者からは,全ての教科に共通して「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のほかに,全学共通科目から「日本国憲法」2単位,「体育」2単位以上〔運動科学又は体力医科学とスポーツ実習( A・ B・ A又は Bの中から1科目)の両方とも必要〕、「外国語コミュニケーション」2単位(英語,ドイツ語,フランス語,中国語,ロシア語の 又は )及び「情報機器の操作」2単位(基礎情報処理,コンピュータ概論A・B,情報科学演習・実習,人文情報基礎A・B,情報科学A・B,情報と知財,基礎情報処理1・2又は基礎情報処理演習)を修得する必要があります。

なお,平成11年度以前入学者については,全ての教科について「教科に関する科目」,「教職に関する科目」のほかに,全学共通科目から「日本国憲法」2単位,「体育」2単位以上(理論と実技科目両方必要)を修得しなければなりません。

また,入学年度に関りなく教育学部で開講の「民族と教育」、「発達教育論・・」、「同和・人権教育論」 を履修しておくことを推奨します。

また,免許状用の科目(単位)が所属学部の卒業に必要な単位と重複できる場合もありますので,所属学部で確認してください。

#### (2)教育実習

教育実習は「教職に関する科目」として必修になっています。

教育実習は実習に係る事前及び事後指導(いずれも講義)並びに中・高等学校で行う実習(中学校免許 状4週間・高等学校免許状2週間)からなっています。

教育実習参加についての説明会は3回生時の5月下旬,実習に係る事前指導は4回生の4月下旬と5月上・中旬に,また事後指導は11月下旬から12月に行います。教育職員免許状取得希望者は必ず説明会に参加し,

また事前指導を受けたうえで教育実習に参加してください。なお,教育実習の総括として事後指導を実施 しますから,同様に参加してください。いずれについても掲示で周知しますので,各自で確認し,見落と さないようにしてください。

教育実習に参加できるのは学部4回生(中学校免許状取得希望者は3回生からでも可能な場合があります。 平成12年度入学者から),大学院学生又は本学卒業の科目等履修生で教育職員免許状取得希望者に限ります。

学部学生については、「教科に関する科目」はもちろんのこと、「教職に関する科目」の大部分を3回生までに修得しておかなければなりません。これらの科目が未修得の場合、教育実習に参加できないことがあります。

# (3)介護等体験

中学校教諭免許状取得希望者については,平成10年度入学者から,特別支援学校で2日間と社会福祉施設等(保育所を除く)で5日間,合計7日間の介護等体験を行うことが義務づけられました。

京都大学では2回生から介護等体験の実施が可能ですが,原則として学生の出身都道府県で行うことになっています。しかし,都道府県によって所管する教育委員会・社会福祉協議会等の対応が異なり,出身都道府県で実施できない場合もあるので,体験申請時までに教育学研究科教職担当専門職員に照会してください。

介護等体験についての制度や申請方法等については説明会を実施し、その後申込受付を行います。(翌年度実施希望者に対する説明会を10月に実施します。)

なお,申請手続きは大学が窓口になり,まとめて行うことになっていますので,学生個人では申請できません。説明会の開催,申込手続き等は掲示で周知しますから見落としのないよう注意してください。

また,申請に当たっては,当該年度に実施される学生定期健康診断を必ず受検しておいてください。 レントゲン写真についても省略せずに撮影しておいてください。(21頁参照)

さらに事故対策としての保険,「学生教育研究災害傷害保険」(学研災)と「学研災付帯賠償責任保険」 (学研賠)に加入しなければ介護等体験を実施できません。 担当:学生センター (36頁参照)

# (4)教育職員免許状の授与申請

教育委員会への免許状申請は,学部ごとに一定の様式に従ってまとめて行います。その手続きについて は例年10月頃に各学部から掲示が出されますので,卒業予定者は見落としのないように注意してください。

#### (5)その他の資格取得

本学では教育職員免許状のほかに社会教育主事,博物館学芸員,図書館司書,学校図書館司書教諭となる資格の取得に必要な授業科目を文学部・教育学部等において開設しています。資格取得希望者は各自の所属学部に照会し,その取得方法について確認してください。

#### (6)教育職員免許状取得までの道筋(一般的事項)

1回生(1~4は全学共通科目)

- 1. 日本国憲法
- 2. 体育科目(運動科学又は体力医科学とスポーツ実習)
- 3. 外国語コミュニケーション(英・独・仏・中・露)
- 4.情報機器の操作

5. 教科に関する科目(各自の所属学部等...配当科目がある場合)

#### 2 回生

- 1. 教科に関する科目(各自の所属学部等)
- 2. 教職に関する科目(教育学部)
- 3.介護等体験(中学校教諭免許状取得希望者)
- 4.1回生の1~4の科目で取得できなかった科目

#### 3 回生

- 1. 教科に関する科目(各自の所属学部等)
- 2. 教職に関する科目(教育学部)
- 3.介護等体験(中学校教諭免許状取得希望者) 2回生で実施しなかった場合
- 4.教育実習 実施(3回生,4回生に分割して教育実習を行う場合・中学校教諭免許状取得希望者) (5~10月)
- 5.教育実習説明会(5月下旬)参加
- 6.教育実習内諾申請(出身校)…できるだけ早いうちに内諾を得る 4月から内諾申請を行う
- 7. 教育実習申請(9月末~10月上旬)

#### 4 回生

- 1. 教科に関する科目(未修得の場合)
- 2. 教職に関する科目(未修得の場合)
- 3.介護等体験(中学校教諭免許状取得希望者) 2・3回生で実施しなかった場合
- 4. 教育実習事前オリエンテーション(全体・教科別)4月下旬~5月上旬
- 5.教育実習 又は ・ 実施(5~10月)教育実習 については中学校教諭免許状取得希望者は必修
- 6.教育実習 各教科別事後指導(11月~12月)
- 7. 教員免許状授与一括申請(10~1月)
- 8. 教員免許状交付(3月下旬)

免許状	要資格	基礎資格				大 学	 źにお	ける	5 最 低	修 得 単 位			·风   2 牛皮八子		3 3,22,13
の種類	専免許修状	修士の学位 を有するこ と。		免許状	に必要な	単位を修得	得したうえ	、修士説	程において	て教科又は教職に関す	する	科目	を24単位修得す	する	0
	S 1/\	<u>C</u> ,	免許法第五 状の授与を 得方法は, 応じ,第二 以上計20単	受ける 次の表 欄に掲	。場合の教 表の第一欄 引げる科目	(科に関する に掲げる9 について	る科目の単 免許教科の ,それぞれ	位の修 種類に	を受ける 定めると	五条別表第一に規定 場合の教職に関する ころによる。 行規則に定める科目区分	科目	の単			ての表の
			Inn				· ·	1		11   規則に定める科目区7 	単		開設授業科目 授業科目	単	備
			第一欄		第		欄 -		科目	必要事項・教職の意義及び教員の	位数	(	は必修科目)	位数	考
			免許教科 国 語	するも 国文学	を(音声言 このを含む を(国文学	:関する科目 語及び文章 。) 史を含む。)	表現に関		教職の意義等に関する科目	・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種機会の提供等	2	教職		2 2	(平成16年度 修得分から 認定)
中				漢文学 書道(		心とする。)	)		教育の基礎理論に	<ul><li>教育の理念並びに教育 に関する歴史及び思想</li></ul>		教育	教育学概論 学概論 人間学概論	2 2 2	1科目選択 必修
	_		社会	地理学 「法律 「社会	で及び外国 全(地誌を 学,政治等 学,経済等 ,倫理学	含む。) 学」 学」			目	・幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の 過程(障害のある幼児 児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程を 含む。)	6	教育育 発達	八间子做調 心心理学 心心理学 教育論 教育論	2 2 2 2 2	1科目選択必修 平成16年 度修得分
			数 学		<u> </u>	ž				・教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項		教教教教民育育育育族	教育学概論 社会学概論 行政学概論 学概論 学教育 · 人権教育論(教職科	2 2 2 2 2 2 2 2	から認定) 1科目選 択必修 平成16年 度修得分
学	種	W. 1 -	理科	物物む化化生生む地理理。学学物物。学	を 全実験(コ 足験 コンと を 全実験(コ	ンピュータ ピュータ活月 ンピュータ ピュータ活月	用を含む。) 活用を含		教育課程導する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法		目教教国国社社数数理理英英	大で標準等。 ・ できない。 ・	2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	及ら物定 から目標 から目標 対数数 対対 が は は を を を を を を を を を を を を を を を を さ に を を を を
校	免	学年を	保健体育	管理: (運動: 生理学 学校安	原理,体育 学,体育名 方法学を含 でひび で は で は で び い が り で と で び い り と で い で い で と の で と り で り で り で り で り の り の り の り に り に り に り に り り り り り り	理学を含む	び運動学 。) !保健,学			・道徳の指導法 ・特別活動の指導法	12	ドフフ保保中中宗宗イララ健健国国教教道	ツンス体体語語科科教育法法法法 科科教教育育法法法法 科科教教育育法法法 经票额 化二甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基	4 4 4 4 4 4 4 4 2	中学必修
			英 語	英語学 英米文 英語二 異文化	(学 ]ミュニケ	ーション			生徒指導、	<ul><li>教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活 用を含む。)</li><li>生徒指導の理論及び方法</li></ul>		特別 教業 授業	活動論 活動論 育方法論 心理学 心理学 徒指導論	2 2 2 2 2 2	
教	許			英語の <sup>5</sup> に表示	場合に準 <sup>.</sup> された科	ずる。 目は , その	科目の修得: の科目の一		教育相談と指導する科目	・進路指導の理論及び方法  ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4	教	徒指導の精神と 具体的方策 育相談	2 2	
			わたって( 3 第二欄に				に対応する	授業科	総合演習教育実習		5	教	職総合演習 <u></u> 育実習 育実習	2 3	事前・事後 指導1単位
諭			目は所属:			認のこと。			ごとに(	育法に関する科目は 修得すること。 <b>別途資料を各学部</b> 習の単位は,教育実	. 1	研究	科教務掛で	2布	を含む 免許教科 でする。〕
	状			教職	教科又	は教職	合計	_	単位を	含んで修得すること。	,				
			 「教科」 超えて修得				59 得単位数で る。	<u> </u>	4 すく インス 2 得 1 日本 1	全ての教科について」のほかに,全学共i 2 単位以上〔連動科さ 8 B・ A 又は Bの Iミュニケーション」 国語,ロシア語の 基礎情報処理,又は くことが必要です。	る育・教科文のション	と部 科目はか単はい	推奨する。 こ掲示する。( 関するる。( 関する科国 ら「日科)の ののでは、 のので	「去ポと語器 と語器	牧職に関 , 2 ツ (
	L÷DN	外の免許教科し	-0174	<b>年早</b> 世	4 ÷n ≠h ₹b ++	1	テノギナい			教諭普通免許状の取 ます。( 詳細は 83 頁刻			介護等体験」	が 	5務づけ

上記以外の免許教科については、所属学部教務掛で確認してください。

中学校、高等学校の教諭の免許状を取得し、免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば、特別支援学校教諭(聴覚障害者、知的障害者,肢体不自由者に関する教育領域)の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へ問い合わせてください。 発達教育論 は、特別支援学校教諭免許状の必修科目であるので、特別支援学校教諭免許状を申請した場合は、教職科目として使用できません。

所	要資格	甘琳次+每			<b>+</b> ==	. I- +	1+ 2		:修得単位	*/-	,		
免許状 の種類		基礎資格			人 子	· IC 0	1) 6	カロマ はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ	7 10 17 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	女义			
	専 免許状	修士の学位 を有するこ と。	一種	免許状に必	要な単位を修得	引したうえ、	、修士誤	程におい	て教科又は教職に関す	する	科目を24単位修得す	する	•
			許状の授与 修得方法は に応じ,第	を受ける場 は,次の表の 三欄に掲げ	に規定する高等 合の教科に関す 第一欄に掲げる る科目について するものとする	る科目の 免許教科 , それぞ	単位の の種類	与を受けの定める	五条別表第一に規定 る場合の教職に関す ところによる。 行規則に定める科目区分	る <b>科</b>	注目の単位の修得方 左記に対応する		
			D W T H Z	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		·	i		各科目に含める	単	開設授業科目	巣	
高			第一欄	第		闌		科目教職の意	必要事項 ・教職の意義及び教員の	位数	( は必修科目)	位数	考
1-5			免許教科		科に関する科目			義等に関 する科目	役割 ・教員の職務内容(研修、 服務及び身分保障等を	2	教職教育論 教職教育	2 2	(平成16年度
			国語	するものを1	≒言語及び文章 ₹ 含む。) 文学史を含む。)			教育の基 礎理論に	念む。) ・進路選択に資する各種機会の提供等 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	_	比較教育学概論教育学概論	2 2	修得分から 認定) 1科目選択
	_		地理歴史	日本史 外国史 人文地理学 地誌	及び自然地理学			関する科目	・幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の 過程(障害のある幼児、 児童及び生徒の心身の		教育人間学概論 教育心理学 教育心理学 教育心理学	2 2 2 2	必修 1科目選 択必修
等			公民	「法律学(国政治学(国	際法を含む。),  際政治を含む。]  済学 ( 国際経済				発達及び学習の過程を 含む。) ・教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項	6	発達教育論 発達教育論 比較教育学概論 教育社会学概論	2 2 2	平成16年 度修得分 から認定)
			数学	「哲学,倫理 代数学 幾何学	学,宗教学,心						教育行政学概論 教育行政学概論 教育学概論 民族と教育 同和・人権教育論(教職科 目として修得すること)	2 2 2 2 2	択必修 平成16年 度修得分 から認定)
	種		数 学	解析学  「確率論,統  コンピュー/  物理学				教育課程 及び指導 法に関す る科目	<ul><li>教育課程の意義及び編成の方法</li><li>各教科の指導法</li></ul>		教育課程論 教育課程論 国語科教育法 国語科教育法 地理歷史科教育法	2 2 4 4 4	1科目選 択必修 当該教科教 育法につい ては・
学		学士の学位を	理科	化 学学学学 学学学 学学 学学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学	( コンピュータ) 実験 ( コンピュ- 生物学実験 ( コン む。), 地学実験 を含む。)」	ータ活用 ンピュー				6	公民学科教育 会議会 公民学科教育育教法 法法法 海育育教育自教教育 海市等 海市等 海市等 海市等 海市等 海市等 海市等 海市等	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	と(地歴科を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
校	免	有すること。	保健体育	理学,体育行動方法学を行動方法学(運動) 生理学(運動) 衛生学及び行学校保健(	勧生理学を含む。	助学(運 ) 保健,学			<ul><li>特別活動の指導法</li></ul>		体域 体域 体域 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型	4 4 4 4 4 4 4 2 2	
			英語	英語学 英米文学 英語コミュ: 異文化理解	ニケーション				・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活		と実践 特別活動論 特別活動論 教育方法論 授業心理学	2 2 2 2 2 2	
	許		農業・工業					生徒指導、教育相談	用を含む。) ・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法		授業心理学 生徒指導論 生徒指導の精神と	2	
教			商業・水産 *情報 (備 考)	職業指導				及び進路 指導等に 関する科	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論 及び方法	4	具体的方策 教育相談	2	
7.			2 第二欄に 目は所属	掲げる教科I 学部教務掛て	はこの表にも準 こ関する科目に ҈確認のこと。 ≱科(平成 14 年	対応する		総合演習 教育実習 (備 考)		3	教職総合演習 教育実習	3	事前・事後 指導1単位 を含む
	.1.10		用)					1教科教	育法に関する科目は 修得すること。	それ	1ぞれ受けようとす	る!	免許教科
	状			<b>导単位数</b>	Col 1 1 40 5	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	7	〔  別	途資料を各学部・				
			20	教職 教 23	科又は教職 16	<u>合計</u> 59		単位を	習の単位は,教育実 含んで修得すること。 部で開講の「民族と				
諭					目の最低修得望より充足する。	」 単位数を起	<u> </u>	和・人 4 授業時 生以上	権教育論」を履修す 間割は4月上旬に教 )	るこ (育:	とを推奨する。 学部に掲示する。(	配	当は2回
								する科目 「体育」 2 ( A・ 「外語」 ス語,中 2単位(	全ての教科について」のほかに,全学共i 2 単位以上〔運動科 <sup>4</sup> B・ A 又は Bの コミュニケーション」 国語,ロシア語の 基礎情報処理,又は くことが必要です。	通科 学又 中: 2 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	目から「日本国憲   は体力医科学とス から1科目)の両方 単位(英語,ドイツ は )及び「情報	法ポート 活機器	2単位, -ツ実習 も必要〕, ,フラン の操作」

上記以外の免許教科については,所属学部教務掛で確認してください。 中学校,高等学校の教諭の免許状を取得し,免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば,特別支援学校教諭(聴覚障害者, 知的障害者,肢体不自由者に関する教育領域)の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へ問い合わせてください。 発達教育論 は,特別支援学校教諭免許状の必修科目であるので,特別支援学校教諭免許状を申請した場合は,教職科目として使用できません。

所	要資格			_			
免許状 の種類		基礎資格		大学にお	ける旨	最低修得单位数	数
	専 免 許 修	修士の学位   を有するこ   と。	一種	<b>1</b> 免許状に必要な単位を修得したうえ、	修士課程は	おいて教科又は教職に関する	る科目を24単位修得する。
			を受ける場 の第一欄に	条別表第一に規定する中学校教諭普通免 合の教科に関する科目の単位の修得方法 掲げる免許教科の種類に応じ,第二欄に それぞれ第三欄に掲げる単位を修得するも	は,次の表 掲げる科目		記定する中学校教諭普通免許状の 関する科目の単位の修得方法は る。
			第一欄	第 二 欄	第三欄	免許法に定められた	最低修得左に対応する単位
			免許教科	教科に関する科目	最低修得 単 位 数	教職に関する科目	単位数授業科目名
中			国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学	8又は6 8又は6 4又は2	教育の本質及び目標に関する科目 る科目 幼児,児童又は生徒の心身	2 教育原論 2
	_			書道(書写を中心とする。) 選択科目 日本史及び外国史	4 20 計 40 6	の発達及び学習の過程に関 する科目	2 教育心理学 2又は4
			社会	ロチェスピケー回文   地理学(地誌を含む。) 「法律学,政治学」 「社会学,経済学」 「 哲学,経済学」 「 哲学,経済学」	6 2 2 4	教育に係る社会的,制度的 又は経営的な事項に関する 科目	2 教育原論 2又は4
				選択科目  (代数学  幾何学	20 計 40 6又は4 6又は4	教育の方法及び技術(情報 機器及び機材の活用を含む。) に関する科目	教育方法論 2 授業心理学 2
学	種		数学	際行学 「確率論,統計学」 コンピュータ 選択科目	4 4 4又は2 2 20	4 科目とも必修	8単位
				物理学	計 40 3	教科教育法に関する科目	2 教科教育法 2又は4
			TER 51	物理学実験(コンピュータ活用を含む。) 化学 化学実験(コンピュータ活用を含む。) 生物学	2 3 2 3	道徳教育に関する科目	道徳教育論 2 教育課程 2
		学士の	理 科	生物学実験(コンピュータ活用を含む。) 地学 地学実験(コンピュータ活用を含む。) 選択科目	2 3 2 20	特別活動に関する科目	2 特別活動論 2 教育課程 2
校	_	学位を		体育実技	計 40 5	3 科目とも必修	6単位
	免	有する		「本月東京X 「体育原理,体育心理学,体育経営 管理学,体育社会学」及び運動学(運動方法 学を含む。) 生理学(運動生理学を含む。)	6	生徒指導,教育相談及び 進路指導に関する科目	2 教育指導 2又は4 生徒指導論 2
		22.	保健体育	五柱子(隆到五柱子を占付。) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健,精神保健,学校安全及 び救急処置を含む。) 選択科目	2 5 20	必修	2単位
				職業指導	計 40 4	教育 実習	3 教育実習 3
教	<b>≐/</b> ⊤		職業指導	職業指導の技術 職業指導の運営管理 選択科目	10 6 20	必修	3単位
	許		* =	英語学 英米文学 英語コミュニケーション	計 40 6 6 6	最低必修単位	19単位
			英 語	比較文化(外国事情を含む。) 選択科目	2 20 計 40	教科ごとに修得すること	
			(備 考)			2 教育実習の単位は,教育 の1単位を含んで修得する	『実習に係る事前及び事後の指導 ること。
諭			れぞれ英	の外国語の教科に関する科目の修得だ 語の場合に準ずる。			]講の「民族と教育」,「発達教育 ■教育論」を履修することを推奨
間	状		て修得す 3(ア)(	こ表示された科目は , その科目の一以 るものとする。 )内の科目を必ず含めて修得しなけれに	ばならない。	する。(選択科目とはなら	
				に関する科目の修得方法は,国語学 6 単位以上,漢文学 2 単位以上及び書)			)て「教科に関する科目」,「教職
			修得する 4第二欄に	ものとする。 掲げる教科に関する科目に対応する! 教務掛で確認のこと。		に関する科目」のほかに、	全学共通科目から「日本国憲法」 L(理論と実技科目両方必要)を
							・ fは「介護等体験」が義務づけら

上記以外の免許教科については,所属学部教務掛で確認してください。 中学校,高等学校の教諭の免許状を取得し,免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば,特別支援学校教諭(聴覚障害者, 知的障害者,肢体不自由者に関する教育領域)の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へ問い合わせてください。

所 免許状 の種類	要資格	基礎資格		大学にお	ける	最 低 修 得 単 位 数
の種類	専免許状	修士の学位を有すること	一種	免許状に必要な単位を修得したうえ、	修士課程	において教科又は教職に関する科目を24単位修得する。
	IS 1八	<u> </u>	与を受ける <sup>は</sup> 表の第一欄!	条別表第一に規定する高等学校教諭普通 場合の教科に関する科目の単位の修得方 こ掲げる免許教科の種類に応じ,第二欄 それぞれ第三欄に掲げる単位を修得する:	法は , 次の に掲げる科	1中学校の同表備考1,2及び3号(ア)はこの表にも準用する。
			第一欄	第二欄	第三欄	77周子中外が3月で4年900とと。
高			免許教科	教科に関する科目	最低修得 単 位 数	日 免許法第五条別表第一に規定する高等学校教諭普通免許状
				国語学(音声言語及び文章表現に関する ものを含む。)	8又は6	- の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法 は次の表の定めるところによる。
			国語	国文学(国文学史を含む。) 漢文学 選択科目	8又は6 6 20	免許法に定められた 最低修得 左に対応する 教職に関する科目 単位数 授業科目名 単位
	_			日本史外国史	計 40 6又は4 6又は4	教育の本員及し口標に関す   2   教育店論   2
等			地理歴史	人文地理学及び自然地理学 地誌 選択科目	8又は4 8又は6 4又は2 20 計 40	の発達及び学習の過程に関 2 教育心理学 2又は4   する科目
			公民	「法律学(国際法を含む。),政治学(国際政治を含む。)」 「社会学,経済学(国際経済を含む。)」	6	教育に係る社会的,制度的
	種			「哲学,倫理学,宗教学,心理学」 選択科目 代数学	8 20 計 40 6又は4	教育の方法及び技術(情報   教育方法論 2   機器及び機材の活用を含む。) 2   授業心理学 2
224			数学	幾何学 解析学 「確率論,統計学」	6又は4 6又は4 4又は2	4 科目とも必修 8単位
学				選択科目	4又は2 20 計 40	教科教育法に関する科目  2   教科教育法  2又は4
		学士の		物理学 化 学 生物学	4 4 4	
	免	学位を	理科	地 学 「物理学実験(コンピュータ活用を含む。), 化学実験(コンピュータ活用を含む。),	4	2 科目とも必修 4単位
		有すること。		生物学実験(コンピュータ活用を含む。), 地学実験(コンピュータ活用を含む。)」 選択科目	20	
校				体育実技 「体育原理,体育心理学,体育経営管理	計 40 5 6	-   必 16   2単位
			/口/体/十六	学,体育社会学」及び運動学(運動方法 学を含む。) 生理学(運動生理学を含む。)	2	教育 実 習 3 教育実習 3
	許		保健体育	衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健,精神保健,学校安 全及び救急処置を含む。)	2 5	必 修 3単位
				選択科目	20 計 40 4	
教			職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 選択科目	10 6 20	最低必修単位 19単位
	状		英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 比較文化(外国事情を含む。) 選択科目 各教科の関係科目	計 40 6 6 6 6 2 20 計 40	1教科教育法に関する科目はそれぞれ受けようとする免許教科でとに修得すること。 2中学校の「道徳教育に関する科目(教育課程 ,道徳教育論)」は、この表中の選択科目として使用できる。 3教育実習の単位は、教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含んで修得すること。 4このほかに教育学部で開講の「民族と教育」、「発達教育
諭			農業・工業商業・水産	職業指導各教科の選択科目	4 20 計 40	する。(選択科目とはならない。)
						なお,全ての教科について「教科に関する科目」,「教職に関する科目」のほかに,全学共通科目から「日本国憲法」2単位,「体育」2単位以上(理論と実技科目両方必要)を修得しなければなりません。

上記以外の免許教科については,所属学部教務掛で確認してください。 中学校,高等学校の教諭の免許状を取得し,免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば,特別支援学校教諭(聴覚障害者, 知的障害者,肢体不自由者に関する教育領域)の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へ問い合わせてください。

# IX 京都大学の概況等

- 1 概況
- 2 キャンパスマップ
- 3 交通案内

#### 概 況 1

役 員 数 10人 (平成19年7月1日現在)

総長 1 理事 監事 2 7

職 員 数 5,391人 平成19年5月1日現在) 教 授 997 准教授 765 講 師 149 助 教 951 助 手 7 その他の職員 2,522

学 生 数

第1-1表 学生種別別・正規生

(平成20年10月1日現在)

	:	学部学生	Ė	学部	学生(;	六年)	1	修士課程	Ē	博:	土後期認	<b>課程</b>	博:	上課程 (	医)	博士	課程(-	一貫)	博士	課程(	三年)	専門	門職学位	課程	
	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	総計
総合人間学部	388	168	556																						556
文 学 部	548	428	976																						976
教 育 学 部	164	128	292																						292
法 学 部	1,243	357	1,600																						1,600
経 済 学 部	938	199	1,137																						1,137
理 学 部	1,231	125	1,356																						1,356
医 学 部	209	413	622	527	111	638																			1,260
薬 学 部	188	71	259	47	45	92																			351
工 学 部	3,989	317	4,306																						4,306
農 学 部	887	433	1,320																						1,320
文 学 研 究 科							156	98	254	147	81	228													482
教育学研究科							42	59	101	44	66	110													211
法 学 研 究 科							23	11	34	53	24	77										337	136	473	584
経済学研究科							52	21	73	125	33	158													231
理学研究科							546	89	635	423	86	509													1,144
医 学 研 究 科							51	70	121	46	35	81	446	133	579							32	38	70	851
薬 学 研 究 科							116	73	189	77	27	104													293
工 学 研 究 科							1,259	128	1,387	515	66	581													1,968
農学研究科							452	187	639	205	77	282													921
人間・環境学研究科							206	139	345	185	137	322													667
エネルギー科学研究科							198	13	211	77	14	91													302
アジア・アフリカ地域研究研究科																73	93	166							166
情報学研究科							349	29	378	152	16	168													546
生命科学研究科							113	62	175	108	46	154													329
地球環境学舎							50	42	92	7	6	13							30	14	44				149
公共政策教育部																						62	31	93	93
経営管理教育部																						103	40	143	143
総計	9,785	2,639	12,424	574	156	730	3,613	1,021	4,634	2,164	714	2,878	446	133	579	73	93	166	30	14	44	534	245	778	22,234

# 第1-2表 学生種別別・非正規生

(平成20年10月1日現在)

		科目等履修生		科	目等履修生(阝	院)	聴講生				聴講生(院)		
	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	男子	女子	中計	総計
総合人間学部	11	10	21										21
文 学 部	11	10	21				34	16	50				71
教 育 学 部	9	9	18				6	7	13				31
法 学 部	1		1				2	2	4				5
経 済 学 部	1		1				10	1	11				12
理 学 部	4		4				4	1	5				9
医 学 部													
薬 学 部		1	1										1
工 学 部	3	1	4				2		2				6
農 学 部	4	2	6				4		4				10
文 学 研 究 科										22	13	35	35
教育学研究科				3	4	7							7
法 学 研 究 科				1	1	2							2
経済学研究科				2		2				4	1	5	7
理学研究科				1		1				2		2	3
医 学 研 究 科													
薬 学 研 究 科													
工学研究科				61	9	70							70
農学研究科													
人間・環境学研究科													
エネルギー科学研究科				1		1							1
アジア・アフリカ地域研究研究科				1		1							1
情報学研究科													
生命科学研究科													
地球環境学舎													
公共政策教育部				1		1				1	1	2	3
経営管理教育部				8	2	10							10
総計	44	33	77	79	16	95	62	27	89	29	15	44	305

#### 卒業者数(累計) (平成20年10月1日現在)

大学院博士課程修了	14,203
大学院修士課程修了	57,700
学 部(旧制)	47,964
学 部(新制)	130,059
理工科大学	944
旧制附属医学専門部	804

(注)大学院修士課程修了の累計には,修士修了相当 授与者を含む。

学位授与数(	[累計]	) (3	平成20年10月1	日現在)

博士(旧制)	9,651	博士(新制)	26,471
修士	57,700	学 士	45,435

図書数 (平成20年3月31日現在) 和 漢 書 3,218,668 書

3,037,001

土地及び建物面積 (平成19年5月1日現在) 土 地 面 積 49,125,887 m<sup>2</sup> 建 物 面 積(延) 1,160,052m<sup>2</sup>

洋

# 2 キャンパスマップ





#### Main Campus

- Mein Gate
   Clock Tower Centennial Hall University Archives Restaurant "La Tour" 3. University Head Office 4. Student Lounge 62-2U-NA
- 5. Ryoto University Health Service
- Kyoto University Infirmacy Student Affairs Department Student Center Education Promotion Department Foreign Student Divis International Center
- 7. University Library (Central Library) II. Institute of Boon

- Bidg.

  9. Counseling Center

  10. Faculty of Education Main Bidg.

  11. Faculty of Letters Exhibition Hall

  12. The Kyoto University Museum
- Faculty of Letters Seat Bidg.
   Office for Students with Physical Claubittis
   Research Bidg. No. 1 / ProjectLab
   Research Bidg. No. 2
   Environment Preservation Center Innovative Collaboration Center (CC) Yoshida Law School School of Governm Kokoro Research Center Center for the Integral Studies of Cultural

13. Faculty of Law and Economics Main Bidg.

Faculty of Law 14. Faculty of Law and Economics North Bldg.

Faculty of Law and Economics East Bidg. Faculty of Economics Graduate School of Management.

16. Faculty of Letters Main Bidg

Heritage 20. Institute for Research in Humaniles Main Bidg./ Research Bidg. No.4

- 21. Research Bldg. No.5
- 22. Academic Center for Computing and Media Studies (North Bidg.)
- 23. Faculty of Engineering Bidg, No.3 24. Faculty of Engineering Bidg, No.10 Graduate School of Informatics
- Graduate School of Informatics
  5: Faculty of Engineering Bidg, No.5:
  Career Support Center
  19: Faculty of Engineering Bidg, No.1:
  27: Verture Business Laboratory (VBL)
  28: Faculty of Engineering
  Engineering Science Depts Bidg,
  29: Faculty of Engineering Bidg, No.6:
  30: Faculty of Engineering Witegrated
  Engineering Bidg, No.6:
  Departure Bidg.

- Pleasant Bidg.

  31. Faculty of Engineering Bidg. No.2
  Graduate School of Energy Science
  32. Faculty of Engineering Radiolastope-Research Laboratory

  33. Faculty of Engineering Bidg. No.11

- Carle-Restaurant "Camphore"
   Faculty of Engineering Department of Architecture Historic Bldg.

- of Architecture Historic Blog.

  52. Pacuity of Engineering Department of Club Engineering

  53. Sonjo-do

  55. Cooperative Store Head Office

  56. International Sonninar House

  57. Center for Integrated Area Studies

  60. Research Blog. No.3 Halt of Global Environmental Research Studies

  61. Institute of Economic Research North

  5849.
- 51dg. 62, Faculity of Letters West
- West Campus
- 35. Sports Gymnesium 58. Yoshida Izumidono



京大展学部前 本部構内 Kyodai Nogalubu-maa 百万香 Main Campus destilla med **李総合研究15日第** ₹ 百万遍 型人文科学研究所**支持** -概会研究4条位 **① 総合研究26数** 情報メディアセンター(主盤) Hydrumanben 西部構内 West Campus の 取りの中のの数 1 の中・女子を取れた表 国行大学院 公共政策大学研 ごころの未見研究も 区化財政合研究も ろの未見研究也 **土木工学品宝本服 ①初心体育部** 型工学部10号解 文基学的校告 **建工学報3時数** 情報学研究科 **企和企構物館** NAME YOU WAY 本経済学生 経済学記 経済学記 経済管理大学学の工学部を付款 **① 法经济学程 ① 教育学校发** ☆エ学部1号数 古田東府 ストーピフルス・ラボラトリー(VBL) ② 法经济发起本地 非损失态 DISSESSED 經濟研究所北部市 OH無限表的 ②工学数GEN OH RERMANDE **日** 百用年时打世記念書 **西丁学問用研究主軸機** o o **〇学生**部 为于文章推 201-00 学生センター ●工学图28個 国際交流セ ○本田根 亞工学部11月旬 国際交通电影 OH APT OET 0 GRESS-250 (注:00位) -21 青田神社 第一条路 Higgstfi-tchip St. **②新市人田学初度** Yoshida Shrine 京大正門前 古田南北南田古 Kyodai Seimon-mae 数音推動 高等教育研究開発推進センタ Yoshida South Campus 批榜 36. Faculty of Integrated Human Studies Bidg. 吉田南橋内 Yoshida-South Campus Yoshida South Campus Academic Center Bidg, (North Wing / East Wing / South Wing / West Wing) 西京田市総会館 38. Faculty of integrated Human Studies Library 39. Yoshida South Campus Bidg, No. 2 40. Yoshida South Campus Bldg, No. 3 41. Yoshida South Campus Bldg, No. 4 42. Graduate School of Human and Emitronmental Studies Bidg. 43. Academic Center for Computing and Media Studies 医学部横内 ① 人間・環境学研究科 (South Bldg.) 基金人民学部拼查的 44. Rakuyu Kalkan Faculty of ①人間-環境学研究料機 Center for the Promotion of Excellence in Higher Education Medicine Campus Yoshida South Campus Bidg, No. 1 Education Promotion Department ② 吉田州2号館 Center for the Promotion of Excellence in Higher Education 59. Institute for Integrated Cell-Material Sciences イアカンター(南朝) の 吉田南3号盤 ②古田南4号館 til 広報センター Information Center 倉堂 Cafeteria □ 型 型 型 Siğaği 先店 Cooperative Store, Shop 一個物統合システム組合 近常道 意大ショップ Kongedari **西京京報** Co-op Gift Shop 研究開発推進センター ■ コンペンション・サービスセンター Convention Service Center MENTA Korge St. ・イス体 Bus Stop.



#### North Campus

- Main Gate
   Faculty of Science Bldg, No.1
   Faculty of Science Bldg, No.2
   Faculty of Science Bldg, No.6

- 5. Faculty of Science Bidg, No.3 6. Faculty of Science Bidg, No.4 7. Research Center for Low Temperature

- 7. Research Center for Low Temperature and Materials Sciences 8. Radiobatope Research Center (Annex) 9. Faculty of Science Bidg. No.5 10. Faculty of Agriculture Main Bidg. 11. Graduate School of Agriculture Bidg. No.2 12. Research Institute for Mathematical Sciences. (RIMS) 13. Videos Holl
- 13. Yukawa Hali

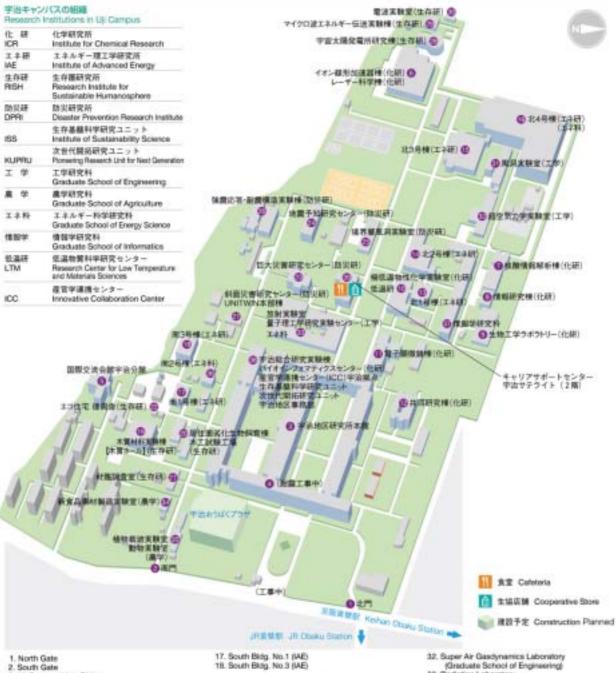
- 14. Yukawa Institute for Theoretical Physics 15. Botanical Garden

- Experimental Farm
   Sports Ground
   Graduate School of Agriculture Graduate School of Biostudies
- Documentation and Information Center for Chinese Studies (DICCS) [Institute for Research in Humanities]
   Field Science Education and Research Center









- 2. South Gate
- Uji Campus Main Bldg.
   (Under construction for earthquake-resistance)
- 5. Uji International House
- 6. Accelerator Laboratory (ICR) Luser Science Laboratory (ICR)

  7. Nucleic Acid Research Bldg. (ICR)

- 8. Informatios Bidg. (ICR) 9. Biotechnology Laboratory (ICR)
- 10. Low-Temperature Laboratory (ICFI)
- 11. Bectron Spectromicroscope Bldg. (ICR)
- 12. Joint Research Laboratory (ICR)

- 13. North Bridg. No.1 (IAE) 14. North Bridg. No.2 (IAE) 15. North Bridg. No.3 (IAE) 16. North Bridg. No.4 (IAE) Graduate School of Energy Science

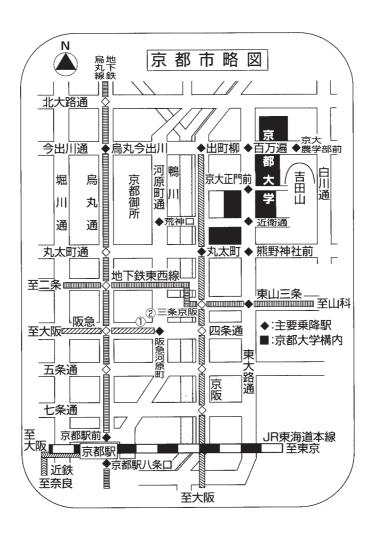
- Wood Composite Hall (RISH)
   Deterioration Organisms Laboratory
   Woodworking Shop (RISH)
   Z1, Xylanium (RISH)
- 22. Eco-Housing "Ritsushusha" (RISH)
- 23. Research Center for Disaster Reduction Systems (DPR)
- Heaser's Center for Dated recursor systems (pres)
   Beaundary Center for Earthquade Prediction (DPR)
   Boundary Layer Wind Tunnel Laboratory (DPR)
   Earthquake Response Simulation Laboratory (DPR)
   Telesech Center on Landsides (DPR)
   UNITWIN Headquarter
- 28. Solar Power Station / Satellite Laboratory (RISH)
- 29. Microwave Energy Transmission Laboratory (RISH) 30. Electromagnetic Wave Laboratory (RISH)
- 31. Wind Turnel Laboratory (Graduate School of Engineering)

- (Graduate School of Engineering)
- 33. Radiation Laboratory Quantum Science and Engineering Center (Graduate School of Engineering) Graduate School of Energy Science
- 34. Pilot Plant Factory of New Materials for Food Processing (Graduate School of Agriculture)
- Experimental Station for Planta and Animala (Graduate School of Agriculture)
- 36. South No.2 Bldg. (Graduate School of Energy Science)
- 37. Graduate School of Informatics
- 38. Uji Research Bidg. Bioinformatics Center (ICR) Innovative Collaboration Center (ICC) Up Institute of Sustainability Science Poneering Research Unit for Next Generation Administration Office of Uli Campus 39. Career Support Center





# 3 交通案内



# 市バス案内等

主要鉄道駅	乗車バス停	市バス系統	市バス経路等	下車バス停
京 都	京都駅前	206系統	「東山通 北大路バスターミナル」行	「京大正門前」又は「百万遍」,医(医学科)・薬は「近衛通」,医( 川腹解料 )は「熊野神社前」
(JR、近鉄)	京 部 歌 則	17系統	「河原町通 銀閣寺」行	「百万遍」,理・農は「京大農学部前」,薬は「荒神口」
	四条河原町①	201系統	「祇園 百万遍」行	「京大正門前」又は「百万遍」,医(医学科)・薬
阪急河原町	四宋何原明①	31系統	「東山通 高野・岩倉」行	は「近衛通」,医(人間健康科学科)は「熊野神社前」
敗心何原門	四条河原町②	3系統	「百万遍 北白川仕伏町」行	「百万遍」,薬は「荒神口」
	四条何原可包	17系統	「河原町通 銀閣寺」行	「百万遍」,理・農は「京大農学部前」,薬は「荒神口」
地下鉄烏丸線	烏丸今出川	201系統	「百万遍 祇園 四条大宮」行	「京大正門前」又は「百万遍」,医(医学科)・秦は「近衛通」,医( J剛顯料料 )は「熊野神社前」
今 出 川	一 ラルブ 山川	203系統	「今出川 通 銀閣寺」 又は 「銀閣寺 錦林車庫」 行	「百万遍」,理・農は「京大農学部前」
此一丛中王的		206系統	「東山通 北大路バスターミナル」行	「青十工明青」又は「五工海」 医、薬は「浜海海」
地下鉄東西線 東 山	東山三条	201系統	「百万遍 千本今出川」行	「京大正門前」又は「百万遍」,医・薬は「近衛通」
ж ш		31系統	「東山通 高野・岩倉」行	医(人間健康科学科 )は「熊野神社前」
京阪出町柳	文・教・法・	経済・工は,	当駅下車東へ徒歩10分,総合人間・理	・農は徒歩15分
京阪丸太町	医 (医学科)	・薬は,当り	R下車東へ徒歩10分,医 <b>(人間健康科学科)</b> は	,当駅下車東へ徒歩5分

# X 関係諸規程

- 1 京都大学通則
- 2 京都大学学位規程
- 3 学位規則
- 4 京都大学における学生納付金に関する規程
- 5 京都大学授業料,入学料免除等規程
- 6 京都大学学生健康診断規程
- 7 京都大学学内掲示等規程
- 8 京都大学学内団体規程
- 9 京都大学学内集会規程
- 10 京都大学学生表彰規程
- 11 京都大学学生寄宿舎規程
- 12 京都大学総合体育館規程
- 13 京都大学総合体育館使用規則
- 14 京都大学北白川スポーツ会館規則
- 15 京都大学白馬山の家使用規程
- 16 京都大学白馬山の家管理要項
- 17 京都大学白浜海の家使用規程
- 18 京都大学白浜海の家管理要項
- 19 京都大学笹ヶ峰ヒュッテ規則

# 1 京都大学通則

(昭和28年4月7日) 達示第3号制定

#### 第1章 学 年

- 第1条 学年は,4月1日に始まり,翌年3月31日に 終わる。
- 第2条 学期は,次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第3条 学年中の定期休業日は,次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日

創立記念日 6月18日

夏季休業 8月6日から9月30日まで

冬季休業 12月27日から翌年1月4日まで

#### 第2章 学部

- 第3条の2 本学の学部及び学科並びにその学生定員は,別表第1に掲げるとおりとする。
- 第3条の3 前条の学部においては,当該学部の定めるところにより,学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め,公表するものとする。
- 第4条 入学は,学年の初め1回とする。ただし,特別の必要があると認めるときは,当該学部の定めるところにより,学期の初めにも入学させることができる。
- 2 入学の手続は,当該学部の定めるところによる。
- **第5条** 本学に入学することのできる者は,次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
  - (1) 高等学校を卒業した者
  - (2) 中等教育学校を卒業した者
  - (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
  - (4) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学 校教育を修了した者
  - (5) 外国において,学校教育における12年の課程を 修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の 指定したもの

- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を 有するものとして認定した在外教育施設の当該課 程を修了した者
- (7) 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を 文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部 科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試 験に合格した者(同規則附則第2条の規定による 廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省 令第13号)による大学入学資格検定に合格した者 を含む。)
- (10) 本学において,個別の入学資格審査により,高 等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認 めた者で,18歳に達したもの
- 第6条 入学志望者に対しては,試験を行う。
- 2 試験は,当該学部の定めるところによる。
- 第7条 次の各号の一に該当する者は,前条の規定にかかわらず選考のうえ,入学を許可することがある。
  - (1) 一の学部を卒業した者が,他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志望するとき。
  - (2) 中途退学をした者が同一学部に入学を志望するとき。
  - (3) 他の大学の学部を卒業した者
- 2 前項に規定するもののほか,編入学については, 当該学部の定めるところによる。
- 第8条 本学の他学部に転学を志望し,又は他大学から本学に転学を志望する者は,欠員のある場合に限り,当該学部の定めるところにより許可することがある。
- 第9条 入学志望者は,所定の期日までに,願書を学 部長あてに提出しなければならない。
- 第10条 入学志望者は,願書に添えて検定料を納めなければならない。
- 2 受理した検定料は,返還しない。ただし,京都大学における学生納付金に関する規程(平成16年達示第63号。第67条において「学納金規程」という。) に定めるものについては,この限りではない。
- 第11条 入学志望者には,健康診断を行う。
- 第12条 入学に際しては,所定の入学手続期間内に 入学料を納めなければならない。
- 2 入学料を納めない者には,入学を許可しない。た

だし,次項の規定による手続をとった者については, この限りでない。

- 3 第1項の規定にかかわらず,特別の事由のある者 については,別に定める京都大学授業料,入学料免 除等規程(昭和53年達示第5号。以下「免除等規程」 という。)による。
- 4 前項の規定による手続をとった者が入学料全額の 免除若しくは入学料の徴収猶予をされなかった場合 又は入学料の徴収猶予をされた場合において,免除 等規程の定めるところにより所定の期日までに納め るべき入学料を納めないときは 学生の身分を失う。
- 5 第1項の規定にかかわらず,第37条第1項第8号, 第3項第7号又は第53条の3第8号の規定により本 学大学院に入学し,課程を修了した者が,当該入学 前に在学した学部に再入学するときは,入学料の納 付を要しない。
- 6 受理した入学料は,返還しない。ただし,所定の 入学手続期間内に入学を辞退し,かつ,申し出た者 については,この限りでない。
- 第13条 入学を許可された者は,本学の定めた方式によって宣誓を行うものとする。
- 第14条 除籍された者が,再入学を願い出たときは,除籍された日から3年以内に限り,学部長の申請により教育研究評議会の議を経て,総長が許可することがある。
- 第15条 教育課程は,教育上の目的を達成するため に必要な科目を開設して,体系的に編成するものと する。
- 2 教育課程の編成に当たっては,学部及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに,幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い,豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 第16条 科目の区分は、開講対象による区分として 全学共通科目及び学部科目とし、教育目的・内容に よる区分として教養科目及び専門科目とする。
- 第17条 科目の単位数の計算の基準については,別 に定める。
- 第18条 科目,授業,修業年限及び在学年限は,当 該学部の定めるところによる。
- 2 前項の場合において,学部は,学生に対して,授 業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらか じめ明示するものとする。

- 第18条の2 授業の内容及び方法の改善を図るため、 組織的な研修及び研究を行うものとする。
- 第19条 学生は,他学部の科目を履修することができる。ただし,この場合は,所属学部長を経て,当該学部長の許可を受けなければならない。
- 第20条 教育上有益と認めるときは,当該学部の定めるところにより,他の大学又は短期大学と協議のうえ,学生に,その科目を履修することを許可することがある。
- 2 教育上有益と認めるときは,当該学部の定めるところにより,外国の大学又は短期大学と協議のうえ,学生に,休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し,その科目を履修することを許可することがある。
- 3 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生に、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。
- 4 前3項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該学部の定めるところにより、60単位を超えない範囲で、本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 第21条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、 前条第4項の規定により修得したものとみなす単位 数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 第22条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に行った前条 第1項に規定する学修を、本学における科目の学修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし,又は

与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第20条第4項の規定により修得したものとみなす単位数及び前条第1項の規定により与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 4 第1項に定めるもののうち,学生が本学の科目等履修生として修得した単位(大学の学生として修得した単位及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条の規定による入学資格を有する前に修得した単位を除く。)を本学に入学した後に修得したものとみなすときは,その単位数,修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間は,第18条の修業年限に通算することができる。ただし,その期間は,当該修業年限の2分の1を超えることができない。
- 第23条 疾病その他の事故により,3月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て,休学することができる。
- 2 疾病のため,修学が不適当と認められる者に対しては,学部長は,総長の許可を得て,休学を命ずることができる。
- 3 休学は,通算4年を超えることができない。
- 4 休学期間内に復学しようとするときは、その旨届け出なければならない。
- 5 休学期間は,在学年に算入しない。
- 第24条 学生が退学しようとするときは、その事由 を申し出て、総長の許可を受けなければならない。
- 第25条 次の場合には,学部長の申請により教育研究評議会の議を経て,総長が除籍する。
- (1) 疾病その他事故により成業の見込みがない者
- (2) 授業料納付の義務を怠る者
- 第26条 試験は,当該学部の定めるところにより行う。
- 第27条 卒業の要件は,学部所定の期間在学し,学 士試験に合格することとする。
- 第27条の2 学部においては、学生に対して、前条 の学士試験及び学修の成果に係る評価の基準をあら かじめ明示するものとする。
- 第28条 授業料は,年額を次の2期に分けて,所定 の期日までに納めなければならない。ただし,第2 期に係る授業料については,学生が申し出た場合,

- 当該年度の第1期に係る授業料を納めるときに納めるものとする。
- 第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当 する額
- 第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当 する額
- 2 前項の規定にかかわらず,特別の事由がある者については,別に定める免除等規程による。
- 3 受理した授業料は,返還しない。
- 4 第1項ただし書の規定により,第2期に係る授業料を当該年度の第1期に係る授業料を納めるときに併せて納めた者が第2期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学し,かつ,申し出た場合にあっては,既に納めた第2期に係る授業料に相当する額を返還するものとする。
- 第29条 休学中は,別に定める免除等規程により授 業料を免除する。
- 第30条 停学を命ぜられた者は,その期間中であっても授業料を納付しなければならない。
- 第31条 学生は、別に定める学生票の交付を受け、 常に携帯しなければならない。
- 第32条 本学学規に違背し,学生の本分を守らない 者があるときは,総長は懲戒する。
- 2 懲戒に関する手続は,別に定める。
- 第33条 懲戒の種類は,次のとおりとする。
  - (1) 譴責
- (2) 停学
- (3) 放学
- 第34条 停学3月以上にわたるときは,その期間は, 在学年に算入しない。

# 第3章 大 学 院

- 第35条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその 学生定員は,別表第2に掲げるとおりとする。
- 第35条の2 前条の研究科等においては,当該研究 科等の定めるところにより,研究科等又は専攻ごと の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目 的を定め,公表するものとする。
- 第36条 研究科(地球環境学舎を含む。以下同じ。) に博士課程を置く。
- 2 博士課程の標準修業年限は,5年とする。ただし, 医学研究科医学専攻の博士課程の標準修業年限は,

4年とする。

- 3 博士課程(前項ただし書の博士課程を除く。)は, 前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し,前期 2年の課程は,これを修士課程として取り扱う。
- 4 医学研究科人間健康科学系専攻の博士課程は,前期2年の課程とし,医学研究科社会健康医学系専攻及び地球環境学舎地球環境学専攻の博士課程は,後期3年の課程とする。
- 5 第3項の規定にかかわらず,アジア・アフリカ地域研究研究科の博士課程は課程の区分を設けない。
- 6 第3項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項 の課程は,それぞれ「修士課程」及び「博士後期課 程」並びに「一貫制博士課程」という。
- 第36条の2 入学は,学年の初め1回とする。ただし,特別の必要があると認めるときは,当該研究科の定めるところにより,学期の初めにも入学させることができる。
- 2 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。
- 第37条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は,次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
  - (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において,学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を 我が国において履修することにより当該外国の学 校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において,外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって,文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を 文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 大学に3年以上在学した者(学校教育法第67条 第2項の規定により,これに準ずる者として文部 科学大臣が定める者を含む。)であって,本学に おいて,所定の単位を優れた成績をもって修得し

たものと認めた者

- (9) 本学において,個別の入学資格審査により,大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で,22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は,次の 各号の一に該当する資格を有する者とする。
- (1) 修士の学位又は修士(専門職)若しくは法務博士(専門職)の学位を有する者
- (2) 外国において,本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を 我が国において履修し,本学大学院の修士課程又 は専門職学位課程に相当する課程を修了した者
- (4) 我が国において,外国の大学の大学院の課程を 有するものとして当該外国の学校教育制度におい て位置付けられた教育施設であって,文部科学大 臣が指定するものの当該課程(本学大学院の修士 課程又は専門職学位課程に相当する課程に限る。) を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本学において,個別の入学資格審査により,第 1号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた 者で,24歳に達したもの
- 3 医学研究科の博士課程(第36条第2項ただし書の博士課程に限る。以下同じ。)に入学することのできる者は,次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
- (1) 医学部医学科又は歯学部を卒業した者
- (2) 大学における修業年限6年の獣医学を履修する 課程を修了した者
- (3) 外国において,学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業料目を 我が国において履修することにより当該外国の学 校教育における18年の課程を修了した者
- (5) 我が国において,外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって,文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者

- (7) 大学(医学,歯学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者(学校教育法第67条第2項の規定により,これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって,本学において,所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (8) 本学において,個別の入学資格審査により,第 1号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた 者で,24歳に達したもの
- 第38条 入学志望者に対しては,試験を行う。
- 2 試験は,当該研究科の定めるところによる。
- 第39条 次の各号の一に該当する者は,前条の規定にかかわらず,選考のうえ,入学を許可することがある。
  - (1) 第37条第2項各号の一に該当する資格を有する 者が,一貫制博士課程における博士後期課程の第 1年次に相当する年次に入学を志望するとき。
  - (2) 中途退学した者が,同一研究科に入学を志望するとき。
- 第40条 本学大学院の他研究科に転科(地球環境学 舎にあつては転部)を志望し,又は他大学大学院か ら本学大学院に転学を志望する者は,欠員のある場 合に限り,当該研究科の定めるところにより,許可 することがある。
- 2 同一研究科内における転専攻については,当該研 究科の定めるところによる。
- 第41条 除籍された者が再入学を願い出たときは, 除籍された日から3年以内に限り,研究科長(地球 環境学舎長を含む。以下同じ。)の申請により教育 研究評議会の議を経て総長が許可することがある。
- 第42条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を研究科長あてに提出しなければならない。
- 第42条の2 教育課程は,教育上の目的を達成する ために必要な科目を開設するとともに研究指導の計画を策定して,体系的に編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては,専攻分野に関する 高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに, 当該専門分野に関連する分野の基礎的素養を涵養す るよう適切に配慮するものとする。
- 第43条 科目,その授業及び研究指導は,当該研究 科の定めるところによる。
- 2 前項の場合において,研究科は,学生に対して,

- 授業及び研究指導の方法及び内容並びに年間の授業 及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとす る。
- 3 当該研究科において必要と認めたときは,学部若しくは他の研究科等(研究科,公共政策教育部又は経営管理教育部をいう。以下同じ。)の科目を履修させ,修士課程,博士後期課程,一貫制博士課程若しくは医学研究科の博士課程の単位とし,又は他の研究科において研究指導を受けさせ,修士課程,博士後期課程,一貫制博士課程若しくは医学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。
- 第43条の2 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする
- 第44条 学生は、他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けることができる。ただし、この場合所属の研究科及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により履修した科目及びこれについて 修得した単位並びに前項の規定により受けた研究指 導の取扱いについては,当該研究科の定めるところ による。
- 第45条 教育上有益と認めるときは、当該研究科の 定めるところにより、他の大学と協議のうえ、学生 に、当該他の大学の大学院の科目を履修することを 許可することがある。
- 2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、外国の大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。
- 3 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定める ところにより、学生に、外国の大学の大学院が行う 通信教育における授業科目を我が国において履修す ることを許可することがある。
- 4 前3項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、10単位を超えない範囲で、本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 第46条 学生で,他の大学の大学院若しくは研究所 等において研究指導を受け,又は休学することなく 外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し,研

究指導を受けることを志望するものには,それぞれ前条第1項又は第2項に定めるものと同様の要件及び手続により,これを許可することがある。ただし,修士課程及び一貫制博士課程の修士課程に相当する年次の学生について許可する場合には,当該研究指導を受ける期間は,1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究科の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、 一貫制博士課程又は医学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。
- 第46条の2 教育上有益と認めるときは,当該研究 科の定めるところにより,学生が本学大学院に入学 する前に大学院において履修した科目について修得 した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28 号)第15条において準用する大学設置基準第31条に 定める科目等履修生として修得した単位を含む。) を,本学大学院に入学した後の本学大学院における 科目の履修により修得したものとみなすことができ る。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は,転学等の場合を除き,本学大学院において修得した単位以外のものについては,10単位を超えないものとする。
- 第47条 疾病その他の事故により,3月以上修学を中止しようとするときは,研究科長の許可を得て,休学することができる。
- 2 疾病のため,修学が不適当と認められる者に対しては,研究科長は,総長の許可を得て,休学を命ずることができる。
- 3 休学は,修士,博士後期の各課程,一貫制博士課程及び医学研究科の博士課程において,それぞれ通算3年を超えることができない。ただし,特別の事情がある者に対し,一貫制博士課程においては,なお,2年以内の,医学研究科の博士課程においては,なお,1年以内の休学を許可することができる。
- 第48条 試験及び研究指導の認定方法は,当該研究 科の定めるところによる。
- 第49条 修士課程の修了の要件は,同課程に2年以上在学して,研究指導を受け,専攻科目につき30単位以上を修得し,かつ,当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし,在学期間については,当該研究科の定めるところによ

- り,優れた研究業績を挙げた者について,同課程に 1年以上の在学をもって足りるものとすることができる。
- 2 在学年限は,4年を超えることができない。
- 第50条 博士後期課程の修了の要件は,同課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の過程を修了した者にあっては,2年)以上在学して,研究指導を受け,かつ,当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。
- 2 一貫制博士課程の修了の要件は,同課程に5年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し,研究 指導を受け,かつ,当該研究科の行う博士論文の審 査及び試験に合格することとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、当該研究科において必要と認めたときは、専攻科目につき当該研究科の定める単位の修得を博士後期課程又は一貫制博士課程の修了の要件に加えることができる。
- 4 医学研究科の博士課程の修了の要件は,同課程に 4年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得 し,研究指導を受け,かつ,医学研究科の行う博士 論文の審査及び試験に合格することとする。
- 5 第1項,第2項及び前項の在学期間については, 当該研究科の定めるところにより,優れた研究業績 を挙げた者について,それぞれ博士後期課程にあっ ては1年(修士課程又は専門職学位課程の修了の要 件を満たした者で,大学院における在学期間が2年 未満のものにあっては,その在学期間を含めて3年) 以上の,一貫制博士課程にあっては3年(第39条第 1号に該当して入学した者で,修士課程又は専門職 学位課程の修了の要件を満たした者にあっては,大 学院における2年以内の在学期間を含めて3年)以 上の,医学研究科の博士課程にあっては3年以上の 在学をもって足りるものとすることができる。
- 6 在学年限は,博士後期課程においては6年を,一 貫制博士課程においては10年を,医学研究科の博士 課程においては8年を超えることができない。
- 第50条の2 研究科においては、学生に対して、第49条第1項並びに前条第1項、第2項及び第4項の 論文の審査及び試験に係る評価の基準をあらかじめ 明示するものとする。
- 第51条 授業料は,年額を次の2期に分けて,所定

の期日に納めなければならない。

第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当 する額

第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当 する額

第52条 休学中は,別に定める免除等規程により授 業料を免除する。

第53条 第10条第1項及び第2項,第11条,第12条 第1項ないし第4項及び第6項本文,第13条,第17 条,第23条第4項及び第5項ないし第25条,第28条 第1項ただし書及び第2項ないし第4項,第30条な いし第34条の規定は大学院学生の場合に準用する。 この場合において,第25条中「学部長」とあるのは 「研究科長」と読み替えるものとする。

#### 第3章の2 専門職大学院

- 第53条の2 第36条に定めるもののほか,法学研究 科,医学研究科,公共政策教育部及び経営管理教育 部に専門職学位課程を置き,これを専門職大学院と する。
- 2 前項の専門職大学院は,法学研究科の専門職学位 課程に関し,これを法科大学院とする。
- 3 専門職学位課程(法科大学院の課程を除く。)の標準修業年限は,2年とする。ただし,教育上の必要があると認めるときは,医学研究科又は経営管理教育部の定めるところにより,1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 4 法科大学院の課程の標準修業年限は,3年とする。
- 5 専門職大学院である法学研究科,医学研究科,公 共政策教育部及び経営管理教育部の専攻及びその学 生定員は,別表第2に掲げるとおりとする。
- 6 前項の研究科及び教育部においては,当該研究科 又は教育部の定めるところにより,研究科若しくは 教育部又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その 他の教育研究上の目的を定め,公表するものとする。
- 第53条の3 専門職学位課程に入学することのできる者は,次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
  - (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において,学校教育における16年の課程を

#### 修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を 我が国において履修することにより当該外国の学 校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において,外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって,文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を 文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者(学校教育法第67条 第2項の規定により,これに準ずる者として文部 科学大臣が定める者を含む。)であって,本学に おいて,所定の単位を優れた成績をもって修得し たものと認めた者
- (9) 本学において,個別の入学資格審査により,大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で,22歳に達したもの
- 第53条の4 教育課程は,教育上の目的を達成する ために専攻分野に応じ必要な科目を開設して,体系 的に編成するものとする。
- 第53条の5 科目及び授業は,当該法学研究科,医学研究科,公共政策教育部又は経営管理教育部(以下第53条の15までにおいて「研究科又は教育部」という。)の定めるところによる。
- 2 前項の場合において、研究科又は教育部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の 計画をあらかじめ明示するものとする。
- 3 当該研究科又は教育部において必要と認めたときは,学部又は他の研究科等の科目を履修させ,専門職学位課程の単位とすることができる。
- 第53条の6 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。
- 2 当該研究科又は教育部において必要と認めるときは,学生が各年次において履修し,修得すべき授業科目,単位数その他上位の年次に進級させる基準並

びに同一年次において在学することができる年限を 定めることができる。

- 第53条の7 学生は,他の研究科等の科目を履修することができる。ただし,この場合所属の研究科又は教育部及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により履修した科目及びこれについて 修得した単位の取扱いについては,当該研究科又は 教育部の定めるところによる。
- 第53条の8 教育上有益と認めるときは,当該研究 科又は教育部の定めるところにより,他の大学と協 義のうえ,学生に,当該他の大学の大学院の科目を 履修することを許可することがある。
- 2 教育上有益と認めるときは,当該研究科又は教育 部の定めるところにより,外国の大学と協義のうえ, 学生に,休学することなく当該外国の大学の大学院 に留学し,その科目を履修することを許可すること がある。
- 3 前2項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科又は教育部の定めるところにより、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあってはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、法学研究科にあっては30単位を超えない範囲で、当該専門職大学院又は法科大学院(以下「専門職大学院等」という。)における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。
- 第53条の9 教育上有益と認めるときは、当該研究 科又は教育部の定めるところにより、学生が当該専 門職大学院等に入学する前に大学院において履修し た科目について修得した単位(大学院設置基準第15 条において準用する大学設置基準第31条に定める科 目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該 専門職大学院等に入学した後の当該専門職大学院等 における科目の履修により修得したものとみなすこ とができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は,転学等の場合を除き,当該専門職大学院等において修得した単位以外のものについて

- は,前条第3項の規定により修得したものとみなす 単位数と合わせて,医学研究科,公共政策教育部又 は経営管理教育部にあってはその修了要件として定 める単位数の2分の1を超えないものとし,法学研 究科にあっては30単位(前条第3項ただし書の規定 により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超え ないものとする。
- **第**53**条の**10 休学は,通算3年を超えることができない。
- 第53条の11 試験は,当該研究科又は教育部の定めるところによる。
- 第53条の12 専門職学位課程(法科大学院の課程を除く。)の修了の要件は、同課程に2年(第53条の2第3項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間とする場合にあっては、当該期間)以上在学し、専攻科目につき医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。この場合において、単位の修得以外の教育課程の履修を課すときは、当該履修の方法及びその学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ学生に対し明示するものとする。
- 2 法科大学院の課程の修了の要件は,同課程に3年 以上在学し,法学研究科が定める93単位以上を修得 することとする。
- 3 在学年限は,4年(法科大学院にあっては6年) を超えることができない。ただし,第53条の6第2 項の規定により当該研究科又は教育部において同一 年次に在学する年限を定めるときは,当該年限を超 えることができない。
- 第53条の13 第53条の9第1項の規定により当該専門職大学院等に入学する前に修得した単位(学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後,修得したものに限る。)を当該専門職大学院等において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修したと認めるときは,その単位数,修得に要した期間その他当該研究科又は教育部が必要と認める事項を勘案して当該研究科又は教育部が必要と認める事項を勘案して当該研究科又は教育部が認める期間は,1年を超えない範囲で,当該専門職大学院等の課程に在学したものとみなすことができる。ただし,第53条の2第3項ただし書の規定により1年

以上2年未満の期間を標準修業年限とする場合において,当該専門職大学院の課程に在学したものとみなすことができる期間は,当該1年以上2年未満の期間から1年を減じた期間を超えることができない。

- 第53条の14 第53条の12第2項に定めるもののうち, 法学研究科の定めるところにより,当該法科大学院 において必要とされる法学の基礎的な学識を有する と認める者(以下本条において「法学既修者」とい う。)に関しては,在学期間については1年を超え ない範囲で当該法科大学院の課程に在学し,単位に ついては30単位を超えない範囲で当該法科大学院が 認める単位を修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は,前条の規定により 在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は第53条の8第3項及び第53条の9第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第53条の8第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。
- 第53条の15 第10条第1項及び第2項,第11条,第 12条第1項ないし第4項及び第6項本文,第13条, 第17条,第18条の2,第23条第4項及び第5項ない し第25条,第28条第1項ただし書及び第2項ないし 第4項,第30条ないし第34条,第36条の2,第38条, 第39条(第2号の場合に限る。), 第40条ないし第42 条,第47条第1項及び第2項,第51条及び第52条の 規定は,専門職大学院等学生の場合に準用する。こ の場合において,第25条中「学部長」とあるのは 「法学研究科長,医学研究科長,公共政策教育部長 又は経営管理教育部長」と,第36条の2,第38条第 2項及び第39条(第2号の場合に限る。)中「研究 科」とあるのは「研究科又は教育部」と,第40条第 1項中「研究科に転科(地球環境学舎にあつては転 部)」とあるのは「研究科又は教育部に,それぞれ, 転科若しくは転部」と,「当該研究科」とあるのは 「当該研究科又は教育部」と,同条第2項中「研究 科」とあるのは「研究科又は教育部」と,第41条中 「研究科長(地球環境学舎長を含む。以下同じ。)」

とあるのは「法学研究科長,医学研究科長,公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と,第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長,医学研究科長,公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。

#### 第4章 学 位

- 第54条 学士試験に合格した者には,学士の学位を 授与する。
- 第55条 修士課程を修了した者には,修士の学位を 授与する。
- 2 前項に規定するもののほか,一貫制博士課程において,第49条第1項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも,修士の学位を授与することができる。
- 第55条の2 専門職学位課程(法科大学院の課程を除く。)を修了した者には,修士(専門職)の学位を授与する。
- 2 法科大学院の課程を修了した者には,法務博士 (専門職)の学位を授与する。
- 第56条 博士後期課程を修了した者,一貫制博士課程を修了した者及び医学研究科の博士課程を修了した者には,博士の学位を授与する。
- 第57条 前条に規定するもののほか,別に定めるところにより博士の学位の授与を申請して,博士論文の審査及び試験に合格し,かつ,学識の確認を経た者にも,前条と同様の学位を授与する。
- 第58条 この章に定めるもののほか,学位の授与に 関し必要な事項は,別に定める。
  - 第5章 外国学生,委託生,科目等履修生,聴講生,特別聴講学生,特別研究学生,特別 流学生等
- 第59条 外国人で第5条及び第37条によらないで学部又は大学院に入学しようとする者には,当該学部又は研究科等の定めるところにより,外国学生として入学を許可することがある。
- 2 外国学生で学部又は大学院の課程を修了した者には,当該学部又は研究科等の定めるところにより学位を授与する。
- 第60条 公の機関又は団体等から、その所属の職員につき、学修科目を定め、学部又は大学院に入学を

願い出たときは,当該学部又は研究科等の定めると ころにより,委託生として入学を許可することがあ る。

- 2 委託生で所定の科目につき試験に合格した者には,当該学部又は研究科等の定めるところにより, 修了証書を授与する。
- 第61条 本学の学生以外の者で学部又は大学院において,1又は複数の科目の履修を志望する者には, 当該学部又は研究科等の定めるところにより科目等 履修生として入学を許可することがある。
- 2 科目等履修生で履修した科目につき,当該学部又 は研究科等の定めるところにより試験のうえ,単位 を与えることができる。
- 第62条 特定の科目を定め、学部又は大学院において、聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより聴講生として入学を許可することがある。
- 2 聴講生で聴講した科目につき,本人の希望があるときは,証明書を交付する。
- 第63条 他の大学若しくは外国の大学の学生又は他の大学若しくは外国の大学の大学院の学生で,大学間の協議に基づき,特定の科目を定め,それぞれ,学部又は大学院において聴講を志望する者には,当該学部又は研究科等の定めるところにより,特別聴講学生として入学を許可することがある。
- 2 他の大学又は外国の大学の大学院の学生で,大学間の協議に基づき,大学院において研究指導を受けることを志望する者には,当該研究科の定めるところにより,特別研究学生として入学を許可することがある。
- 3 「大学院教育における大学間学生交流に関する協定書」(平成19年12月25日発効)に基づき、大学院において研究指導を受け、又は聴講を志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別交流学生として入学を許可することがある。
- 4 特別聴講学生又は特別交流学生として聴講した科目については、試験のうえ、単位を与える。
- 第64条 委託生,科目等履修生又は聴講生として入 学を志望する者は,願書に添えて検定料を納めなけ ればならない。
- 2 委託生,科目等履修生又は聴講生として入学する 者は,入学に際して,所定の期日までに入学料を納

- めなければならない。特別聴講学生,特別研究学生 又は特別交流学生として入学する者は,入学料の納 付を要しない。
- 3 委託生,科目等履修生,聴講生及び特別聴講学生の授業料は,履修又は聴講科目の単位数に応じて, 特別研究学生の授業料は,研究指導を受ける期間の 月数に応じて,それぞれ所定の期日までに納めなければならない。ただし,特別交流学生並びに次の各 号に掲げる特別聴講学生及び特別研究学生は,授業 料の納付を要しない。
  - (1) 国立大学(国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設置される大学で,当該大学との間における学生の交流協定又は協義に基づき授業料の相互不徴収が確認できるものに限る。)の学生又は大学院の学生
  - (2) 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間相互単位互換協定(相互に授業料目を履修し,単位を修得することを認めるもので,授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の学生
  - (3) 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間特別研究学生交流協定(相互に研究指導を受けることを認めるもので,授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生
- (4) 本学と外国の大学との間において締結した大学間交流協定(学部若しくは研究科間の協定又は協定に準じるものを含み,相互に学生を受け入れるもので,その数,授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。)に基づき受け入れる外国の大学の学生
- 4 前3項の規定にかかわらず,文部科学省科学技術 振興調整費新興分野人材養成プログラムに基づく科 目等履修生に係る検定料,入学料及び授業料は,そ の納付を要しない。
- 5 受理した検定料 入学料及び授業料は 返還しない。
- 6 入学料又は授業料を納めないときは,入学又は聴 講若しくは研究指導を受けることを許可しない。
- 第65条 第4条,第6条,第8条ないし第14条,第 18条ないし第26条,第28条ないし第34条の規定は,

学部の外国学生に準用する。

- 2 第10条第1項及び第2項,第11条,第12条第1項 ないし第4項及び第6項本文,第13条,第23条第4 項及び第5項ないし第25条,第28条第1項ただし書 及び第2項ないし第4項,第30条ないし第34条,第 36条の2,第38条,第40条ないし第52条,第53条後 段,第55条,第56条の規定は,大学院の外国学生に 準用する。
- 3 第11条,第19条,第24条ないし第26条,第30条ないし第33条の規定は,学部の委託生,科目等履修生及び聴講生に準用する。
- 4 第11条,第19条,第24条ないし第26条,第30条ないし第33条,第40条,第41条,第44条第1項,第48条,第53条後段の規定は,大学院の委託生,科目等履修生及び聴講生に準用する。
- 5 第24条,第26条,第30条ないし第33条の規定は, 学部の特別聴講学生に準用する。
- 6 第24条,第30条ないし第33条,第48条の規定は, 大学院の特別聴講学生及び特別研究学生に準用する。
- 7 第24条,第31条ないし第33条,第48条の規定は, 特別交流学生に準用する。
- 第66条 この章及び別に定めるもののほか,特定の 学部又は研究科等において特定の方法により学修を 志望する者については,当該学部又は研究科等の定 めるところによる。

#### 第6章 授業料等の額

第67条 第10条第1項の検定料及び第12条第1項の 入学料の額並びに第28条第1項及び第51条の授業料 の年額並びに第64条第1項の検定料,同条第2項の 入学料及び同条第3項の授業料の額は,それぞれ学 納金規程の定めるところによる。

附 則(略)

別 表(略)

# 2 京都大学学位規程

(昭和33年1月28日) 達示第1号制定

- 第1条 本学において授与する学位は,学士,修士, 博士,修士(専門職)及び法務博士(専門職)とす る。
- 2 学士の学位を授与するに当たっては,次の区別に 従い,専攻分野の名称を付記する。

総合人間学部 総合人間学

文 学 部 文 学

教育学部 教育学

法 学 部 法 学

経済学部 経済学

理学部 理 学

医学部 医 学

人間健康科学

薬 学 部 薬 科 学

薬 学

工 学 部 工 学

農学部農学

3 修士の学位を授与するに当たっては,次の区別に 従い,専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 文 学

教育学研究科 教育学

法学研究科 法 学

経済学研究科 経済学

理学研究科 理 学

医学研究科 医科学

人間健康科学

薬学研究科 薬 科 学

薬 学

工学研究科 工 学

農学研究科 農 学

人間・環境学研究科 人間・環境学 エネルギー科学研究科 エネルギー科学 アジア・アフリカ地域研究研究科 地域研究

情報学研究科 情報学

生命科学研究科 生命科学

地球環境学舎 地球環境学

4 博士の学位を授与するに当たっては,次の区別に 従い,専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 文 学

教育学研究科 教育学

法学研究科 法 学

経済学研究科 経済学

理学研究科 理 学

医学研究科 医 学

医 科 学

社会健康医学

薬学研究科 薬 科 学

薬 学

工学研究科 工 学

農学研究科 農 学

人間・環境学研究科 人間・環境学

エネルギー科学研究科 エネルギー科学

アジア・アフリカ地域研究研究科 地域研究

情報学研究科 情報学

生命科学研究科 生命科学

地球環境学舎 地球環境学

5 修士(専門職)の学位を授与するに当たっては, 次の区別に従い,専攻分野の名称を付記する。

医学研究科 社会健康医学

公共政策教育部 公共政策

経営管理教育部 経営学

- 第2条 本学大学院の課程(京都大学通則(昭和28年達示第3号。以下「通則」という。)第53条の2の専門職学位課程を除く。)の修了による学位の授与を受けようとする者は,所定の学位論文審査願に学位論文及び論文目録を添えて,当該研究科長(地球環境学舎にあっては学舎長。以下同じ。)に提出するものとする。ただし,博士の学位の授与を受けようとするときは,更に履歴書を添えなければならない。
- 2 通則第55条第2項の規定により修士の学位の授与を受けようとする者は,所定の学位論文審査願に修士論文及び論文目録を添えて,当該研究科長に提出するものとする。
- 第3条 前条によらないで博士の学位の授与を申請する者は,所定の学位申請書に学位論文,論文目録,履歴書及び学位論文審査手数料を添えて,総長に提出するものとする。

- 2 前項の学位論文審査手数料の額は,京都大学における学生納付金に関する規程(平成16年達示第63号) 第7条に定める額とする。
- 3 受理した学位論文審査手数料は,返還しない。
- 第4条 第2条の学位論文審査願及び前条の学位申請 書を受理したときは,総長又は研究科長は,これを 当該教授会又は研究科会議(地球環境学舎にあつて は学舎会議。以下同じ。)に付託するものとする。
- 第5条 学位論文(修士論文又は博士論文)は1編とし,修士論文は1通,博士論文は3通を提出しなければならない。ただし,参考として他の論文を添えることができる。
- 2 審査のため必要があるときは,教授会又は研究科会議は,学位論文の副本,訳本,模型又は標本等の 材料を提出させることができる。
- 第6条 教授会又は研究科会議は,当該教授会又は研究科会議を構成する教授の中から調査委員3名を選定して,論文についての調査及び試験(以下この条において「論文の調査等」という。)を行わせる。
- 2 前項の規定にかかわらず,教授会又は研究科会議で必要があると認めたときは,2名以内に限り,当該教授会又は研究科会議を構成する教授以外の本学教員をもって調査委員に充てることができる。ただし,当該研究科(地球環境学舎を含む。以下同じ。)以外の教員は,1名以内に限るものとする。
- 3 教授会又は研究科会議で必要があると認めたときは,第1項の委員を増し,又は論文の調査等の一部を調査委員以外の本学教員に委嘱することができる。また特に必要があると認めたときは,論文の調査等の一部を他の大学の大学院,又は研究所等の教員等に委嘱することができる。
- 4 教授会又は研究科会議で特に必要があると認めたときは、第1項及び第2項に定める調査委員のほかに、他の大学の大学院、研究所等の教員等を1名以内に限り調査委員に加えることができる。
- 第7条 第3条の規定により学位を申請した者については,別に,必要な学識の確認のため,試問を行う。
- 2 試問の方法は、当該研究科の定めるところによる。
- 第8条 調査委員は、論文の調査及び試験並びに試問が終わったときは、学位論文の内容の要旨、調査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を教授会又は研究科会議に文書をもって報告するものとする。た

だし,修士論文の内容の要旨,調査及び試験の結果の要旨は,省略することができる。

- 第9条 修士,博士,修士(専門職)又は法務博士 (専門職)の学位授与の議決は,当該教授会又は研 究科会議を構成する教授の3分の2以上が出席し て,その3分の2以上が賛成しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず,前項の学位授与の議決には,当該研究科の定めるところにより,准教授を加えることができる。この場合における学位授与の議決は,前項の教授及び当該准教授の3分の2以上が出席して,その3分の2以上が賛成しなければならない。
- 第10条 教授会又は研究科会議において,学位を授与できるものと議決したときは,当該研究科長は,学位論文及び論文内容の要旨にその審査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を添えて総長に報告しなければならない。ただし,修士,修士(専門職)又は法務博士(専門職)の学位授与に係るものは,別に定める必要事項を記載した資格者の名簿による。
- 2 教授会又は研究科会議において博士の学位を授与 できないものと議決したときは、その旨を報告する ものとする。
- 第11条 修士論文の審査及び試験は,在学期間中に 終わるものとする。
- 2 博士論文の審査及び試験並びに学識の確認は,論 文受理後1年以内に終わるものとする。ただし,当 該研究科において特別の事由があると認めたとき は,その期間を1年以内に限り延長することができ る。
- 第12条 総長は、修士、博士、修士(専門職)又は 法務博士(専門職)の学位を授与できると認めた者 に対し学位記を授与し、学位を授与できない者に対 しては、その旨を本人に通知する。
- 第13条 学位を授与したときは,総長は,学位簿に 登録し,博士の学位の授与については,これを文部 科学大臣に報告するものとする。
- 第14条 博士の学位を授与された者は,学位を授与された日から1年以内に当該学位論文の全文,又は やむを得ない事由がある場合には,その内容の主要 部分を印刷公表するものとする。
- 第15条 修士,博士,修士(専門職)又は法務博士

- (専門職)の学位を授与された者が,不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは,総長は,当該教授会又は研究科会議の議及び教育研究評議会の議を経て学位の授与を取り消し,学位記を返還させ,かつ,その旨を公表するものとする。
- 2 前条の規定に違背したときは,前項の規定によることができる。
- 3 教授会,研究科会議及び教育研究評議会において,前各項の議決をする場合は,構成員の3分の2以上が出席して,その4分の3以上が同意しなければならない。
- 第16条 学位記及び学位授与関係書類の様式は,別表のとおりとする。

附 則(略)

別 表(略)

# 3 学位規則

(昭和28年4月1日) 文部省令第9号

#### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第68条の2第1項から第4項までの規定により大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構が授与する学位については,この省令の定めるところによる。

#### 第2章 大学が行う学位授与

(学士の学位授与の要件)

第2条 法第68条の2第1項の規定による学士の学位の授与は,大学(短期大学を除く。第10条,第11条及び第13条を除き,以下同じ。)が,当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

- 第3条 法第68条の2第1項の規定による修士の学位 の授与は,大学院を置く大学が,当該大学院の修士 課程を修了した者に対し行うものとする。
- 2 前項の修士の学位の授与は,大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第4条第3項の規定により前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に入学し,大学院設置基準第16条に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

(博士の学位授与の要件)

- 第4条 法第68条の2第1項の規定による博士の学位 の授与は,大学院を置く大学が,当該大学院の博士 課程を修了した者に対し行うものとする。
- 2 法第68条の2第2項の規定による博士の学位の授与は,前項の大学が,当該大学の定めるところにより,大学院の行う博士論文の審査に合格し,かつ,大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

(学位論文の審査の協力)

第5条 前2条の学位の授与に係る学位論文の審査に 当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協 力を得ることができる。

(専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する 学位)

第5条の2 法第68条の2第1項に規定する文部科学 大臣の定める学位は,次の表の上欄に掲げる区分に 応じ,それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし,こ れらは専門職学位とする。

区分	学	位
専門職大学院の課程(次項以下の課程を除く。)を修了した者に授与する学位		門職)
専門職大学院設置基準(平成 15年文部科学省令第16号) 第18条第1項に規定する法 科大学院の課程を修了した者 に授与する学位	法務博士	(専門職)
専門職大学院設置基準第26条 第1項に規定する教職大学院 の課程を修了した者に授与す る学位	教職博士	(専門職)

(専門職学位の授与の要件)

第5条の3 法第68条の2第1項の規定による前条の 専門職学位の授与は,専門職大学院を置く大学が, 当該専門職大学院の課程を修了した者に対して行う ものとする。

#### 第3章 短期大学が行う学位授与

(短期大学士の学位授与の要件)

第5条の4 法第68条の2第3項の規定による短期大学での学位の授与は,短期大学が,当該短期大学を 卒業した者に対し行うものとする。

## 第4章 独立行政法人大学評価・学位授与機構 が行う学位授与

(学士,修士及び博士の学位授与の要件)

第6条 法第68条の2第4項の規定による同項第1号 に掲げる者に対する学士の学位の授与は独立行政法 人大学評価・学位授与機構の定めるところにより, 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で,大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものに

おける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める 学修を行い,かつ,独立行政法人大学評価・学位授 与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

- (1) 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- (2) 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第82 条の10の規定により大学に編入学することができる者
- (3) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (4) その他前3号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者
- 2 法第68条の2第4項の規定による同項第2号に掲 げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、 独立行政法人大学評価・学位授与機構が定めるとこ るにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程 で独立行政法人大学評価・学位授与機構がそれぞれ 大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課 程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、か つ、独立行政法人大学評価・学位授与機構の行う審 査に合格した者に対し行うものとする。

(学位授与の審査への参画)

第7条 前条の学位の授与の審査に当たっては,大学 の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るもの とする。

#### 第5章 雑則

(論文要旨等の公表)

- 第8条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は,博士の学位を授与したときは,当該博士の学位を授与した日から3月以内に,当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。
- 第9条 博士の学位を授与された者は,当該学位を授与された日から1年以内に,その論文を印刷公表するものとする。ただし,当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは,この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず,博士の学位を授与された者は,やむを得ない事由がある場合には,当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて,当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表するこ

とができる。この場合,当該大学又は独立行政法人 大学評価・学位授与機構は,その論文の全文を求め に応じて閲覧に供するものとする。

(専攻分野の名称)

第10条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は,学位を授与するに当たっては,適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位の名称)

第11条 学位を授与された者は,学位の名称を用いるときは,当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称を付記するものとする。

(学位授与の報告)

第12条 大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、それぞれ別記様式第1 又は別記様式第2による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位規程)

- 第13条 大学は,学位に関する事項を処理するため, 論文審査の方法,試験及び学力の確認の方法等学位 に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告する ものとする。
- 2 独立行政法人大学評価・学位授与機構は,第6条 に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等 学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告 するとともに,これを官報に公示するものとする。

附 則(略)

別記様式(略)

# 4 京都大学における学生納付金に 関する規程

(平成16年4月1日) 達示第63号制定

- 第1条 京都大学(以下「本学」という。)における 授業料,入学料,検定料,学位論文審査手数料及び 寄宿料(以下「学生納付金」という。)に関しては, この規程の定めるところによる。
- 第2条 本学において徴収する授業料,入学料及び検 定料の額(第6条に定めるものを除く。)は,別表

第1のとおりとする。

- 2 前項の検定料のうち,次の各号の一に該当する場合は,その者の申出により,当該各号に掲げる額を返還するものとする。
  - (1) 京都大学通則(昭和28年達示第3号。以下「通 則」という。)第6条の規定による学部の入学に 係る試験を2段階の選抜方法で実施する場合にお いて,出願書類等による第1段階目の選抜に合格 しなかった者 13,000円
  - (2) 通則第6条の規定による学部の入学に係る試験において,入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより出願の資格がないことが判明した者 13,000円
  - (3) 通則第7条第2項の規定による学部の編入学に 係る試験を2段階の選抜方法で実施する場合にお いて,出願書類等による第1段階目の選抜に合格 しなかった者 23,000円
  - (4) 通則第53条の15において準用する通則第38条の 規定による法科大学院又は経営管理教育部の入学 に係る試験を2段階の選抜方法で実施する場合に おいて,出願書類等による第1段階目の選抜に合 格しなかった者 23,000円
- 3 第1項の規定にかかわらず,年度における在学期間が12月に満たない者の授業料は,当該授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数(1月未満の端数があるときは,これを1月とする。)を乗じて得た額とする。
- 第3条 授業料の徴収は,各年度に係る授業料について,第1期及び第2期の2期に区分して行なうものとし,それぞれの期において徴収する額は,年額の2分の1に相当する額とする。
- 2 前項の授業料は,第1期にあっては4月,第2期にあっては10月に徴収するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず,前条第3項の場合に おける授業料の徴収は,当該年度における在学期間 が第1期及び第2期にまたがるときはそれぞれの期 における在学月数に応じた額を当該学生が入学又は 復学した月及び10月に徴収し,当該年度における在 学期間が第1期又は第2期の期間内のときは当該期 における在学月数に応じた額を当該学生が入学又は 復学した月に徴収するものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず,学生の申出があったときは,第1期に係る授業料を徴収するときに当該年度の第2期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- **第4条** 入学料は,入学を許可するときに徴収するものとする。
- 第5条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の 出願を受理するときに徴収するものとする。
- 第6条 委託生,科目等履修生,聴講生及び研究生に係る授業料,入学料及び検定料並びに特別聴講学生,特別研究学生に係る授業料の額は,別表第2のとおりとする。
- 2 前項の授業料は在学予定期間の当初の月に,入学 料は入学を許可するときに,検定料は入学の出願を 受理するときに徴収するものとする。
- 第7条 学位論文審査手数料は,1件当たり57,000円 とし,学位授与の申請を受理するときに徴収するも のとする。
- 第8条 寄宿料の額は,別表第3のとおりとする。
- 2 寄宿料は、寄宿舎に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず,学生の申出又は承諾があったときは,当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で,その申出又は承諾に係る額を,その際徴収することができるものとする。
- 第9条 この規程に定めるもののほか,授業料その他 学生納付金に関し必要な事項は 総長が別に定める。

#### 附 則(略)

#### 別表第1(第2条関係)

第1表 学生に係る授業料等(別表第2に掲げるものを除く。)

X	分	授業料(円)	入学料(円)	検定料(円)
学部		535,800	282,000	17,000
大学院研究科	 斗	535,800	282,000	30,000
法科大学院		804,000	282,000	30,000
短期大学の学科(	専攻科を含む)	390,000	169,200	18,000
転学 , 編入	,再入学	535,800	282,000	30,000

第2表 平成10年度以前に入学した学生に係る授業料

区分・入学年度	年額(円)
学部・大学院の研究科	
昭和62年度及び昭和63年度	300,000
平成元年度及び平成2年度	339,600
3年度及び平成4年度	375,600
5 年度及び平成 6 年度	411,600
7年度及び平成8年度	447,600
9 年度及び平成10年度	469,200
短期大学の学科 (専攻科を含む。)	
平成元年度及び平成2年度	248,400
3年度及び平成4年度	274,800
5 年度及び平成 6 年度	300,600
7年度及び平成8年度	326,400
9 年度及び平成10年度	342,000

#### 別表第2(第6条関係)

委託生等に係る授業料等

区分	授業料(	円)	入学料(円)	検定料(円)
委託生	1 単位 ′	14,800	28,200	9,800
科目等履修生	1 単位 ′	14,800	28,200	9,800
聴講生	1 単位 ′	14,800	28,200	9,800
研究生	月 額 2	29,700	84,600	9,800
特別聴講学生	1 単位 ′	14,800		
特別研究学生	月 額 2	29,700		

#### 別表第3(第8条関係)

1 国際交流会館 本館・宇治分館・おうばく分館) に入居する学生に係る寄宿料

区分		収容定員1人当たり又は収容世帯1世帯		寄宿料	
	当たりの建物(共有部分を含む。)の面積		(円)		
居室が単身・用の場合・		18㎡以上20㎡未満	月額	4,300	
		20㎡以上25㎡未満	月額	4,700	
		25㎡以上	月額	5,900	
居室が世帯 - 用の場合 -		40㎡以上50㎡未満	月額	9,500	
		50㎡以上60㎡未満	月額	11,900	
		60㎡以上	月額	14,200	

2 熊野寮に入居する学生に係る寄宿料

......月額700円

# 5 京都大学授業料,入学料免除等 規程

(昭和53年2月21日) 達示第5号制定

(趣旨)

第1条 京都大学における学部及び大学院の授業料の 免除,徴収猶予及び月割分納の許可(以下「授業料 の免除等」という。)並びに入学料の免除及び徴収 猶予(以下「入学料の免除等」という。)に関して は,京都大学通則(昭和28年達示第3号。以下「通 則」という。)に定めるもののほか,この規程の定 めるところによる。

(授業料の免除)

- 第2条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については,願い出により,第1号に掲げる場合にあっては当該期分の授業料の全額又は半額を,第2号及び第3号に掲げる場合にあっては当該事由発生の日の属する期又はその翌期分の授業料の全額又は半額を,それぞれ免除することがある。
  - (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり,かつ,学業優秀と認められる場合
  - (2) 授業料の納付期限前6月以内(入学した日の属する期分の授業料の免除の場合は,入学前1年以内)において,その者の学資を主として負担する者(以下「学資負担者」という。)が死亡し,又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け,授業料の納付が著しく困難と認められる場合
  - (3) 前号に準ずる場合であって,総長が相当と認める事由がある場合
- 2 次の各号に掲げる特別の事由のある者については,第1号から第3号までに掲げる場合にあっては未納の授業料の全額を,第4号に掲げる場合にあっては月割計算により退学の日の属する月の翌月以降の授業料の全額を,それぞれ免除することがある。
  - (1) 死亡又は行方不明のため除籍された場合
  - (2) 通則第12条第4項に定めるもののうち,入学料全額の免除又は入学料の徴収猶予をされなかった場合において,第8条第2項本文に定める期日までに収めるべき入学料を収めないことにより学生の身分を失った場合

- (3) 通則第25条第2号の規定により除籍され,通則 第14条又は第41条の規定による再入学の願出期間 を経過した場合
- (4) 授業料の徴収猶予又は月割分納の期間中に退学した場合
- 3 休学する者については,月割計算により休学する 日の属する月の翌月(休学する日が月の初日からの ときは,その月)から復学の日の属する月の前月ま での授業料を免除する。ただし,休学する日が授業 料の納付期限経過後であって,授業料の徴収猶予又 は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料 については,この限りでない。
- 第2条の2 前条に規定するもののほか,経済的理由によって授業料の納付が困難である者については,願い出により,通則第28条第1項及び第51条(第53条の15において準用する場合を含む。)に定める第2期の授業料の全額を免除することがある。

(授業料の徴収猶予及び月割分納の許可)

- 第3条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については,願い出により,当該期分の授業料の徴収を猶予し,又は月割分納を許可することがある。
  - (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
  - (2) 行方不明の場合
  - (3) その者又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料の納付が困難と認められる場合
  - (4) その他やむを得ない事情により納付期限までに 授業料の納付が困難と認められる場合
- 2 授業料の徴収を猶予された場合の授業料の納付期限は、当該期の末日までとする。
- 3 授業料の月割分納を許可された場合の月割分納額 の納付期限は,毎月末日までとする。 (授業料の免除等の出願手続)

第4条 第2条第1項及び第2条の2の規定による授業料の免除又は前条第1項の規定による授業料の徴収猶予若しくは月割分納の許可を受けようとする者は,所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え,所定の期日までに,学部学生の場合にあっては当該学部の長を,大学院学生の場合にあっては当該研究科(地球環境学舎を含む。以下同じ。)の長を経て,総長に願い出なければならない。

- (1) 事由書
- (2) 授業料の納付が困難な当該事由を認定することができる市区町村長の証明書
- (3) その他当該学部又は研究科の長が特に必要と認める書類
- 2 授業料の免除等の出願期日は,各期の初めに告知する。
- 3 授業料の免除等の願書並びに第1項第1号及び第 2号の書類の様式は,総長が別に定める。 (入学料の免除)
- 第5条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については,願い出により,入学料の全額又は半額を免除することがある。
- (1) 大学院の研究科に入学する者で,経済的理由によって入学料の納付が困難であり,かつ,学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において 学資負担者が死亡し, 又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害 を受け,入学料の納付が著しく困難と認められる 場合
- (3) 前号に準ずる場合であって,総長が相当と認める事由がある場合
- 2 本学の学部において入学料を納付し,入学(編入学,転入学及び聴講生,研究生等としての入学を除く。)手続きを行った後に,当該学部への入学を辞退し,所定の期日までに本学の他学部に入学手続を行う場合は,願い出により,入学料の全額を免除するものとする。
- 3 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、未納の入学料の全額を免除するものとする。
  - (1) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出た後,これに対する決定がなされるまでの間に死亡した場合
  - (2) 第8条第2項本文の規定により入学料を納める べき場合において,その納めるべき期間内に死亡 した場合
  - (3) 通則第12条第4項に定めるもののうち,入学料 全額の免除又は入学料の徴収猶予をされなかった 場合において,第8条第2項本文に定める期日ま でに収めるべき入学料を収めないことにより学生 の身分を失った場合

(入学料の徴収猶予)

第5条の2 次の各号に掲げる特別の事由のある者に

- ついては,願い出により,入学料の徴収を猶予することがある。
- (1) 経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において 学資負担者が死亡し, 又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害 を受け,納付期限までに入学料の納付が困難と認 められる場合
- (3) その他やむを得ない事情により納付期限までに 入学料の納付が困難と認められる場合
- 2 入学料の徴収を猶予された場合の入学料の納付期限は,当該入学年度内において別に定める。

(入学料の免除等の出願手続)

- 第6条 第5条第1項の規定による入学料の免除又は 前条第1項の規定による入学料の徴収猶予を受けよ うとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類 を添え、所定の期日までに、学部に入学する者の場 合にあっては当該学部の長を、大学院の研究科に入 学する者の場合にあっては当該研究科の長を経て、 総長に願い出なければならない。
  - (1) 事由書
  - (2) 入学料の納付が困難な当該事由を認定することができる市区町村長の証明書
  - (3) その他当該学部又は研究科の長が特に必要と認める書類
- 2 第5条第2項の規定による入学料の免除を受けようとする者は、所定の願書に、本学の学部において入学料を既に納付したことを証明する書類、当該学部への入学を辞退したことを証明する書類及び当該年度に実施された大学入試センター試験の受験票を添え、所定の期日までに総長に願い出なければならない。
- 3 入学料の免除等の出願期日は,入学する者に通知する
- 4 入学料の免除等の願書,第1項第1号及び第2号 の書類並びに第2項の入学料を既に納付したこと及 び入学を辞退したことを証明する書類の様式は,総 長が別に定める。

(選考等)

第7条 授業料の免除等及び入学料の免除等の決定は,学生部委員会の議を経て,総長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず,第2条第2項の規定による授業料の免除及び第5条第3項の規定による入学料の免除の決定は当該学部又は研究科の長の申出に,第5条第2項の規定による入学料の免除の決定は当該学部の長の申出に基づき,総長が行う。
- 3 第4条第1項の規定による授業料の免除等の願い 出及び前条第1項の規定による入学料の免除等の願い出に対し決定がなされたときは、厚生補導担当の 副学長は、学部学生又は学部に入学する者の場合に あっては当該学部の長を、大学院学生又は大学院の 研究科に入学する者の場合にあっては当該研究科の 長を経て、その旨を出願者に通知する。

(免除等がなされなかった授業料等の納付等)

- 第8条 第4条第1項の規定による授業料の免除等の願い出に対し、免除しない決定、半額を免除する決定、徴収を猶予しない決定又は月割分納を許可しない決定がなされたときは、出願者は、その通知が行われた日から起算して30日以内に納めるべき授業料を納めなければならない。
- 2 第6条第1項の規定による入学料の免除等の願い出に対し、免除しない決定、半額を免除する決定又は徴収を猶予しない決定がなされたときは、出願者は、その通知が行われた日から起算して14日以内に、納めるべき入学料を納めなければならない。ただし、免除しない決定又は半額を免除する決定がなされたときは、同項の規定による入学料の徴収猶予を願い出ることができる。

(授業料の免除等及び入学料の免除の取消)

- 第9条 授業料の免除,徴収猶予又は月割分納の許可を受けている者は,その事由が消滅したときは,学部学生の場合にあっては当該学部の長を,大学院学生の場合にあっては当該研究科の長を経て,その旨を遅滞なく総長に届け出なければならない。
- 2 前項の届出があったときは,総長は,当該授業料の免除,徴収猶予又は月割分納の許可を取り消す。
- 3 前項の規定により授業料の免除を取り消された場合にあっては月割計算により当該事由の消滅した月以降の授業料の全額を、徴収猶予又は月割分納の許可を取り消された場合にあっては未納の授業料の全額を速やかに納めなければならない。
- 第10条 授業料の免除, 徴収猶予若しくは月割分納 の許可若しくは入学料の免除若しくは徴収猶予を不

正の方法により受けた者又は前条第1項の届出を怠った者に対しては,総長は,学生部委員会の議を経て,それぞれ当該授業料の免除,徴収猶予若しくは月割分納の許可又は入学料の免除若しくは徴収猶予を取り消す。

- 2 前項の規定により授業料の免除又は入学料の免除 若しくは徴収猶予を取り消された場合にあっては授 業料又は入学料の全額を,授業料の徴収猶予又は月 割分納の許可を取り消された場合にあっては未納の 授業料の全額を直ちに納めなければならない。
- 第11条 第7条第3項の規定は,第9条及び第10条 の規定による授業料の免除等の取消し及び入学料の 免除等の取消しがあった場合に準用する。 (雑則)
- 第12条 この規程に定めるもののほか,この規程の 実施に関し必要な事項は,総長が別に定める。

附 則(略)

## 6 京都大学学生健康診断規程

(昭和29年12月21日) 達示第16号制定

- 第1条 学生は,本学の行う定期及び臨時の健康診断 を受けなければならない。
- 第2条 疾病その他の事由によって前条の健康診断を 受けることができないときは、その事由を附してあ らかじめ所属学部長または所属研究科長に届け出な ければならない。
- 2 前項の事由のなくなったときは,速やかに健康診断を受けなければならない。
- 第3条 やむを得ない事情により前条の届出ができない場合においては、その事情のなくなったとき、速やかに所属学部長又は所属研究科長に届け出、健康診断依頼書の交付を受けて、健康診断を受けなければならない。
- 第4条 病気休学者が復学するときは,所定の健康診断を受けなければならない。
- 第5条 この規程による健康診断を受けなかった者は、当該年度に施行する試験を受けることができない。

附 則(略)

#### 7 京都大学学内掲示等規程

(昭和23年12月7日) 告示第13号制定

- 第1条 学内周知を目的とする掲示,放送,配布用または撒布用の印刷物,伝単,流旗,プラカード,立 看板および広告類の取扱いは,公用のものを除きこの規程による。
- 第2条 掲示は,京都大学学内団体規程により総長の 承認した団体,本学職員,学生,生徒が行なうもの に限る。

学外者による掲示については,本学が特に必要と 認めた広告類に限り許可することがある。

- 第3条 掲示を行おうとするときは,本部の事務組織 (国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成 16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)に提出して許可をうけなければならない。許可は,印章を押捺することによって行なう。
- 第4条 掲示は,本学の定める一般掲示所以外の場所 に行なってはならない。
- 第5条 掲示の大きさは,おおむね日本標準規格B4 判以内とする。ただし,関係部局で特に必要と認め, かつ,掲示場所を指定するものに限り日本標準規格 B2判(新聞紙2頁大)以内とすることができる。
- 第6条 学外者に告知することを目的とする集会の掲示の大きさおよび場所については,関係部局の指示に従わなければならない。

なお,立看板は,縦220センチメートル,横40センチメートル以内のものとする。

- **第7条** 掲示期間の経過した掲示は,責任者において 直ちに撤去しなければならない。
- 第8条 掲示以外の印刷物, 伝単, 流旗, プラカード, 放送, および広告類については, 掲示に準じて取り扱う。ただし, 印刷物, 伝単については, 許可の日付, 番号等をこれらに記入することにより許可の印章にかえることができる。
- 第9条 前各条に反するものは,撤去する。
- 第10条 部局所属の施設を使用する掲示等は,この 規程により当該部局長が取り扱う。

附 則(略)

# 8 京都大学学内団体規程

(昭和26年2月28日) 達示第3号制定

- 第1条 本学の職員又は学生生徒が,学内活動を行う 団体を結成するときは,この規程による。
- 第2条 前条の学内団体は,本学の職員,学生生徒又は特定の本学関係者のみをもって構成しなければならない。
- 第3条 職員が、学内団体を結成したときは、経営企画本部を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもって又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、学生センターを経て総長に団体結成願を提出して、その承認をうけなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。

前項の届出又は願出の様式は,別に定める。

**第4条** 前条により承認をうけた団体に承認事項を守らない行為があったときは、その承認を取り消すことがある。

承認を受けた団体は,毎年5月15日までに承認更新届を提出しなければならない。提出のないときは,解散したものとみなす。

- 第5条 第3条の規定により届出をなし又は承認をうけた団体が、解散したときは、総長に届け出なければならない。
- 第6条 団体の構成員の所属が部局限りのものについては,この規程により部局長が取り扱う。ただし, 学生生徒を含む団体については,部局長は,総長と協議して取り扱う。

附 則(略)

# 9 京都大学学内集会規程

(昭和26年2月28日) (達示第2号制定 )

- 第1条 総長の管理に属する地域または建物その他の 施設を利用する集会は、本学の主催によるもののほか、この規程による。
- 第2条 集会の主催者は,次のものに限る。

- (1) 本学職員,学生生徒の団体で,総長の承認したもの
- (2) 官公庁または団体で,そのつど総長の承認するもの

集会の後援者, 賛助者等についても, そのつど 総長の承認を受けなければならない。

- 第3条 集会は,次の場合を除き,学外者の参加を許さない。ただし,特別の詮議を経たうえで許可することがある。
  - (1) 卒業生懇談会,学会,講習会等で当該関係特定 人を対象とする場合
  - (2) 映画会,音楽会,演劇等で単に映写演出のみを 行なう場合
- 第4条 集会の主催者は,本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)を経て別に定める様式の集会許可願を総長に提出して,その許可を受けなければならない。集会許可願に記載した事項に変更又は追加をしようとするときも,また同じ。

継続使用の許可を受けている場所において,使用目的の範囲内で集会を行なう場合は,前項の規定にかかわらず,そのつど許可を受けることを要しない。

- 第5条 集会許可願は,集会の3日前までに,第3条 の特別の詮議を経る場合は,5日前までに提出し, 許可は,24時間前までに受けなければならない。
- 第6条 主催者,開催場所,参加者の範囲がいずれも 部局限りの集会については,この規程によって部局 長が取り扱う。

附 則(略)

# 10 京都大学学生表彰規程

(平成18年1月23日 (達示第83号制定)

(趣旨)

第1条 この規程は,京都大学(以下「本学」という) の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定め るものとする。

(名称)

第2条 表彰の名称は,京都大学総長賞とする。

(対象)

- 第3条 表彰は,次の各号の一に該当する個人又は団体に対して行うものとする。
  - (1) 学業において,国際的又は全国的規模の学会等により優れた評価を受け,本学の名誉を高めた個人又は団体
  - (2) 課外活動において,国際的又は全国的規模 の各種スポーツ,競技,演奏,展示,発表等で優 秀な成績を収め,本学の名誉を高めた個人又は団 体
  - (3) 環境保全,社会福祉,青少年育成,国際交流等のボランティア活動,災害救援,人命救助,海外援助協力等の各種社会活動において,活動実績が認められ,他の学生の範となった個人若しくは団体又は社会的に評価を受け,本学の名誉を高めた個人若しくは団体
  - (4) その他前3号に準ずるもので、「京都大学総 長賞」に相応しいと認められる個人又は団体

(候補者の推薦)

第4条 本学の教職員及び学生は,前条各号の一に該当すると認められる個人又は団体を別記様式1により総長に推薦することができる。

(学生表彰選考委員会)

- 第5条 前条により推薦のあった個人又は団体が表彰 を受けるに相応しいかどうかを選考するため,本学に,学生表彰選考委員会(以下「委員会」という。) を置く。
- 第6条 委員会は 次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) 教育・学生担当の理事(以下「担当理事」という。)
  - (2) 副学長補佐
  - (3) 学生部長
  - (4) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第4号の委員は,総長が委嘱する。
- 第7条 委員会に委員長を置き,担当理事をもって充てる。
- 2 委員長は,委員会を招集し,議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の 指名する委員が、その職務を代行する。
- 第8条 委員会は,必要と認めるときは,委員以外の 者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(表彰の決定)

第9条 表彰の決定は,委員会の議を経て,総長が行う。

(表彰方法)

- 第10条 表彰は,総長が別記様式2による表彰状を 授与することにより行う。
- 2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈するものとする。

(事務)

第11条 表彰に関する事務は,学生部学生課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか,学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項は,担当理事が定める。

附 則(略)

別記様式(略)

## 11 京都大学学生寄宿舎規程

(昭和34年2月10日) 達示第2号制定

第1条 本学の学生寄宿舎は,次の各寮とし,厚生補 導担当の副学長(以下「副学長」という。)が管理 する。

京都大学学生寄宿舎吉田寮京都大学学生寄宿舎女子寮京都大学学生寄宿舎熊野寮京都大学学生寄宿舎室町寮

- 第2条 各寮における寮生活の運営は,寮生の責任ある自治によるものとする。
- 2 寮生の自治に関する規則は、寮生がこれを作成し、 副学長の承認を得るものとする。その規則を変更し ようとするときも同様とする。
- 第3条 学生寄宿舎は,学部学生に限り入舎させる。
- 2 学生寄宿舎に入舎を希望する者は,所定の願書に 履歴書,事由書及び写真(名刺型半身脱帽)を添え, 所定の期日までに,副学長に提出しなければならな
- 第4条 入舎する者の選考は, 寮生代表の意見をきいて, 副学長が行う。

- 第5条 選考は,書類審査,面接及び健康診断によって行う。
- 第6条 入舎を許可された者は,所定の期日までに宣誓その他入舎に必要な手続を行わなければならない。
- 2 正当な事由なく前項の手続を怠り,又は所定の期日までに入舎しないときは,許可を取り消すことがある。
- 第7条 収容人員に欠員を生じたときは、補欠入舎を 許可することがある。
- 第8条 入舎を許可された者は,寄宿料及び光熱水料 を納付しなければならない。
- 第9条 寄宿料の月額は,京都大学における学生納付金に関する規程の定めるところによる。
- 2 寄宿料は,入舎当月から退舎当月まで,毎月,当 月分を10日までに納付しなければならない。ただし, 8月分及び9月分は,夏季休業期間開始前に納付す るものとする。
- 3 月の中途において入舎を許可された者は,許可の あった日から10日以内に当月分の寄宿料を納付しな ければならない。
- 4 寄宿料は,外泊又は旅行等のため居住しないこと があっても納付しなければならない。
- 第10条 次の各号の一に該当するときは、寄宿料を 免除することができる。
  - (1) 風水害等の災害を受け,寄宿料の納付が困難と認められる場合
  - (2) 死亡又は行方不明等のため 学籍を除かれた場合
  - (3) 京都大学通則第25条第2号により除籍され,京都大学通則第14条により再入学願い出の期間を満了した場合
- 2 前項第1号による寄宿料の免除の許可を受けようとする者は,所定の願書に事由書及びその他必要書類を添え,副学長に提出しなければならない。
- 第11条 光熱水料の額及びその納期は 別に指示する。
- 第12条 受理した寄宿料及び光熱水料は 返還しない。
- **第**13条 在舎期問は,入学年から起算して,正規の 卒業年までとする。
- 第14条 退舎しようとする者は,その事由を記した 退舎願を副学長に提出しなければならない。
- 第15条 学籍を失ったとき及び休学を許可され,又は命ぜられたときは,退舎しなければならない。

- 第16条 次の各号の一に該当するときは,退舎させることがある。
  - (1) 学生寄宿舎の秩序を乱した場合
  - (2) 健康上集団生活に不適当と認められた場合
  - (3) 所定の期日までに寄宿料及び光熱水料を納付しない場合
- 2 前項第1号に該当することにより退舎させる場合は、寮生代表及び当該寮生の意見を聴取するものと する。

附 則(略)

## 12 京都大学総合体育館規程

(昭和47年3月9日) 達示第10号制定

- 第1条 本学に総合体育館(附属プールを含む。以下同じ。)を置き,本学における体育活動及び本学の行う式典のためにこれを用いる。
- 第2条 総合体育館は,厚生補導担当の副学長が管理 する。
- 2 総合体育館の管理に関する重要事項は,学生部委員会において審議する。
- 第3条 総合体育館は、この規程に定めるもののほか、総長が別に定める使用規則の定めるところにより使用するものとする。
- 第4条 総合体育館に関する事務は,学生センターにおいて処理する。

附 則(略)

# 13 京都大学総合体育館使用規則

(昭和47年3月9日)総長裁定制定

- 第1条 京都大学総合体育館規程(以下「規程」という。)第1条の京都大学における体育活動とは,次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 保健体育科目の体育実技
  - (2) 本学又は京都大学体育会(以下「体育会」という。)若しくはそれに所属する運動部の主催又は 共催にかかる体育大会

- (3) 体育会に所属する運動部の課外体育活動
- (4) 前各号に掲げる以外の本学学生及び教職員の体育活動
- (5) その他厚生補導担当の副学長(以下「副学長」 という。)が特に総合体育館の使用を適当と認め る体育活動
- 2 規程第1条の本学の行う式典とは,入学式,卒業 式,学位授与式及び創立記念式をいう。
- 第2条 副学長は、この規則に定めるもののほか、総合体育館(附属プールを含む。以下同じ。)の使用に関する重要事項について、総合体育館運営会議(以下「運営会議」という。)に諮り、その意見を聴くものとする。
- 2 運営会議の構成その他必要な事項は,副学長が別に定める。
- 第3条 総合体育館の開館期間等は次のとおりとする。

施設名	開館期間	開	館	時	間
体育館	年間を通じて	(月曜日から金曜日まで) 午前8時30分から午後9時まで。ただし,第2武道場については,午後9時30分まで (日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。) に規定する休日) 午前9時から午後6時まで			
附属プール		(月曜日か 午前8時 (日曜日 定する休 午前9時	30分か ・土曜 日)	ら午後 日・祝	8時まで日法に規

- 2 総合体育館の休館日は,次のとおりとする。
- (1) 毎月の第3日曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- 3 前2項の規定にかかわらず、副学長は、特別の事情があるときは、運営会議に諮り、開館時間を変更し、休館日に臨時に開館し、又は前項の休館日以外の日に休館することができる。
- 第4条 高等教育研究開発推進機構長は,総合体育館の第1条第1項第1号の使用について,学年の初日の10日前までに,別に定める様式による当該学年の使用計画書を副学長に提出するものとする。
- 2 総合体育館の使用が第1条第1項第2号に規定する本学の主催又は共催に係る場合及び総合体育館を 同条第2項に規定する式典に使用する場合は,主管

部長において,使用しようとする日(2日以上にわたるときには,その初日。以下「使用日」という。)の属する月の初日の10日前までに,別に定める様式による使用計画書を副学長に提出するものとする。

- 第5条 総合体育館を使用しようとする者は,前条において別段の定めのある場合を除くほか,次の各号の定めるところにより使用承認申請書を副学長に提出し,その承認を受けなければならない。
  - (1) 第1条第1項第2号及び第3号の使用の場合 体育会において、これらの使用についての月間 の使用計画を調整の上、これを取りまとめ、毎月 その初日の10日前までに、別記様式第1による当 該月の使用承認申請書を提出する。
- (2) 同条第1項第4号の使用の場合 原則として使用日の属する月の初日の10日前までに,別記様式第2による使用承認申請書を提出する。
- (3) 同条第1項第5号の使用の場合 使用日の属する月の初日の10日前までに,別記 様式第3による使用承認申請書を提出する。
- 2 副学長は,第1条第1項第5号の使用に係る前項 の申請があった場合において,その使用を承認する には,あらかじめ運営会議に諮るものとする。
- 3 総合体育館の使用の承認,不承認の結果は,これを申請者に通知するものとする。
- 第6条 前条の規定は,総合体育館の使用の承認を受けた者が,その使用を変更しようとする場合に準用する。ただし,申請書の提出は,あらかじめかつ速やかに,これを行えば足りる。
- 2 総合体育館の使用の承認を受けた者が,その使用 を中止しようとする場合には,速やかに,その旨を 副学長に届け出なければならない。
- 第7条 第1条第1項第5号の使用の場合には,別に 定める使用料を徴収するものとする。
- 第8条 総合体育館を使用する者は,次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 承認を受けた使用目的及び使用時間以外に使用しないこと。
  - (2) 館内設備,器具等を無断で使用し,又は移動させないこと。
  - (3) 使用後は,速やかに清掃し,設備,器具等を使用前の状態に復すること。

- (4) 施設,設備,器具等を滅失,損傷又は汚損したときは,直ちに,その旨を副学長に報告し,必要な場合には,速やかに原状回復に要する経費の額を弁償すること。
- (5) その他副学長が運営会議に諮って定める使用上の心得に違反しないこと。
- 第9条 この規則又は使用上の心得に違反して総合体育館を使用したときは、副学長は、その使用を中止させることができる。

附 則(略) 別記様式(略)

# 14 京都大学北白川スポーツ会館 規則

(昭和57年8月24日) 総長裁定制定

- 第1条 京都大学北白川スポーツ会館(以下「会館」 という。)の管理及び利用に関しては,この規則の 定めるところによる。
- 第2条 会館は,厚生補導担当の副学長(以下「副学 長」という。)が管理する。
- 第3条 会館は,次の各号に掲げる体育活動のための 利用に供する。
  - (1) 京都大学体育会に所属する運動部の体育活動
  - (2) その他本学における体育活動で副学長が適当と認めるもの
- 第4条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ所 定の申請書を副学長に提出し、その承認を受けなけ ればならない。
- 第5条 会館の利用の承認を受けた者(以下「利用者」 という。)は,会館の利用に際しては,副学長が定 める方法に従わなければならない。
- 第6条 利用者は、故意又は過失により会館の施設若 しくは設備をき損し、又は滅失したときは、その原 状回復に要する経費を負担しなければならない。
- 第7条 申請書の受付,施設の鍵の管理その他会館に 関する事務は,学生センターにおいて処理する。
- 第8条 この規則に定めるもののほか,会館の管理及び利用に関し必要な事項は,副学長が定める。

附 則(略)

## 15 京都大学白馬山の家使用規程

(昭和45年7月1日)総長裁定制定

- 第1条 京都大学白馬山の家(以下「山の家」という。) の使用に関しては,この規程の定めるところによる。
- 第2条 山の家を使用することのできる者は,次の各号の一に該当する者とする。
  - (1) 京都大学の学生
  - (2) 京都大学教職員その他厚生補導担当の副学長 (以下「副学長」という。) が特に認めた者
- 第3条 使用を希望する者は、使用日の2日前までに、別記様式1による使用願書を副学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- **第4条** 使用期間は特別の事情のある場合を除き,7 日を超えることができないものとする。
- 第5条 使用を許可された者(以下「使用者」という。) は,1人1泊につき120円の使用料を前納しなけれ ばならない。
- 2 一たん納付された使用料は,返還しない。
- 第6条 副学長は,使用料が納付されたときは,別記様式2による使用許可証を当該使用者に交付する。
- 第7条 使用者は,別に定める山の家使用者心得を遵守しなければならない。

附 則(略)

別記様式(略)

#### 16 京都大学白馬山の家管理要項

(昭和45年7月1日) 総長裁定制定

- 1 白馬山の家 (以下「山の家」という。)の管理責任者は,厚生補導担当の副学長とする。
- 2 管理責任者は,山の家に管理人1名を置き,次に 掲げる職務を担当させる。
- (1) 開設期間中(使用者がある日)
  - ア 使用者の確認
  - イ 学生センターへの連絡及び報告
  - ウ 火災防止

電気及びガス器具,消火器具,防火用水,給 排水設備,重油,白灯油,LPガス,薪等燃料 保管状況等の点検

- エ 設備,備品等の管理
- オ 清掃及び除雪作業
- カ 暖房,入浴等の世話
- キ 使用者への食事提供
- (2) 開設期間外及び開設期間中(使用者がない日)
  - ア 1日4回(9時,12時,15時,17時)建物内 外の見回り
  - イ 異常のある場合を除き,定期(毎週月,水, 金曜日)現状の報告
- 3 山の家の運営について、体育会は次の事項を行う。
- (1) 使用希望者の使用願書等の受付事務
- (2) 受付後,使用願書(使用料金を添えて)を学生センターに直ちに送付する。
- (3) 使用者の食事申込み受付
- (4) 使用者との連絡調整
- 4 山の家開設期間
- (1) 夏期・秋期 7月10日から10月31日
- (2) 冬期・春期 12月10日から5月5日
- 5 施設使用料は,次の各号に該当する場合は,必要 としない。
- (1) 大学が企画する行事
- (2) 体育会が主催する行事
- 6 山の家に関する事務は,学生センターにおいて行 う。

附 則(略)

# 17 京都大学白浜海の家使用規程

(昭和48年4月16日)総長裁定制定

- 第1条 京都大学白浜海の家(以下「海の家」という。) の使用に関しては、この規程の定めるところによる。
- 第2条 海の家を使用することのできる者は,次の各号の一に該当する者とする。
  - (1) 京都大学の学生
  - (2) 京都大学教職員,その他厚生補導担当の副学長 (以下「副学長」という。)が特に認めた者
- 第3条 使用を希望する者は、使用日の2日前までに、別記様式1による使用願書を副学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 第4条 使用期間は特別の事情のある場合を除き,7 日を超えることができないものとする。
- 第5条 使用を許可された者(以下「使用者」という。) は,1人1泊につき1,100円の使用料を,使用開始 予定日の前日までに,現金で学生センターに納めな ければならない。
- 2 一旦納付された使用料は,返還しない。ただし, 第8条第2項の規定により使用許可を取り消し又は 変更した場合については,使用料の全額又は一部を 返還する。
- 第6条 副学長は,使用料が納付されたときは,別記様式2による使用許可証を当該使用者に交付する。
- 第7条 使用者は、別に定める海の家の使用者心得 (以下「使用者心得」という。)を遵守しなければな らない。
- 第8条 副学長は,使用者がこの規程又は使用者心得に違反したと認めるときは,使用許可を取り消し, 又は使用を中止させることができる。
- 2 前項に定める場合のほか,海の家の運営上特に必要がある場合は,使用許可を取り消し又は変更することがある。
- 3 前2項の規定により使用許可を取り消し若しくは変更し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼすことがあっても、京都大学は責任を負わない。
- **第9条** 海の家に関する事務は,学生センターにおいて処理する。
- 第10条 この規程に定めるもののほか,海の家の使用に関する必要な事項は別に定める。

附 則(略)

別記様式(略)

# 18 京都大学白浜海の家管理要項

(昭和48年4月16日)総長裁定制定

- 1 白浜海の家(以下「海の家」という。)の管理責任者は、厚生補導担当の副学長とする。
- 2 管理責任者は,海の家に管理人1名を置き,次に 掲げる職務を担当させる。ただし,使用者のない日 にあっては,建物内外の見回り(1日3回10時,14

- 時,17時)を担当させる。
- (1) 使用者の確認
- (2) 学生センターへの連絡及び報告
- (3) 火災,盗難の防止 電気器具,消火器具,給排水器具の点検,白 灯油,LPガスの安全確認
- (4) 設備,備品等の管理
- (5) 清掃作業(建物内外,浴室,トイレ等)
- 3 海の家の開設期問

年間を通じて開設する(12月29日から翌年1月3日までの間は除く。)。ただし,特別の事情がある場合は,開設期間を変更することがある。

- 4 施設の使用料は,次の各号に該当する場合は,必要としない。
- (1) 大学が企画する行事
- (2) 体育会が主催する行事

附 則(略)

## 19 京都大学笹ヶ峰ヒュッテ規則

(平成12年3月7日)総長裁定制定

- 第1条 京都大学笹ヶ峰ヒュッテ(以下「ヒュッテ」という。)の管理及び利用に関しては,この規則の定めるところによる。
- 第2条 ヒュッテは,厚生補導担当の副学長(以下「副学長」という。)が管理する。
- **第3条** ヒュッテは,次の各号に掲げる体育活動のための利用に供する。
  - (1) 京都大学体育会に所属する運動部の体育活動
  - (2) その他本学における体育活動で副学長が適当と 認めるもの
- **第4条** ヒュッテを利用しようとする者は,あらかじめ所定の申請書を副学長に提出し,その承認を受けなければならない。
- 第5条 ヒュッテの利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は,ヒュッテの利用に際しては, 副学長が定める方法に従わなければならない。
- 第6条 利用者は、故意又は過失によりヒュッテの施設若しくは設備をき損し、又は滅失したときは、その原状回復に要する経費を負担しなければならな

110

第7条 申請書の受付,施設の鍵の管理その他ヒュッテに関する事務は 学生センターにおいて処理する。

第8条 この規則に定めるもののほか,ヒュッテの管理及び利用に関し必要な事項は,副学長が定める。

附 則(略)

- 1 京都大学学歌
- 2 学生歌
- 3 応援歌
- 4 逍遥の歌

X

## 1 京都大学学歌 (昭和15年1月18日制定)

(1) 九重に 花ぞ匂へる
 千年の 京に在りて
 その土を 朝踏みしめ
 その空を 夕仰げば
 青雲は 極みはるかに
 われらの まなこをむかへ
 照る日は ひかり直さし
 われらの ことばにうつる

(2) 緑吹く 樟の葉風に 時の鐘 継ぎて響けば 人の世に まこと立つべく 現身に まこと立つべく たまきはる 命をこめて いしずえ 堅く築かん 伸びゆく 強き力の 日出づる 国の子我等



初代総長 木下廣次先生の揮毫

水梨 彌久 作詞下総 皖一 作曲



学歌は、昭和15年 (1940年) 1月18日、告示第1号によって制定されたものである。

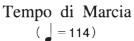
その歌詞は、前年の5月から11月にかけて学内で公募されたもので、その応募作品から1等に選ばれた昭和13年本学文学部国語国文専攻卒業生の水梨彌久の作品である。

また、作曲は、当時、東京音楽学校の助教授であった下総皖一に 依頼したものである。

一「京都大学70年史」による一

## 2 学生歌

長崎 太郎 作詞 芥川 徹 作曲





- (1) 光溢るる蒼空に 尊き命育みて
- (2) 嗚呼ここにしも東西の 八つの灯火掲げつつ
- (3) 楠の大木に風薫り 自由独立自治を求め
- (4) 嵐雄師ぶ唯中に 国敗るとも外国に
- (5) 朝靄曳きて黙深き 比叡の大嶺を背にし

無限の時を刻みつつ 真謹の途に励ましむ

思想の潮渦巻きて学徒吾等の拠りて立つ

萌ゆる若葉に陽は映えて 吉田山辺に学舎を

学の自由を譲りてし 学の誉を弥高く

を要求を を覚ます時の声 光を高く掲ぐなる が 逝きて帰らぬ青春の 吾等の誇学の塔

荒るる怒涛の地を打てど 岩根は固し学の塔

今日廻り来ぬ記念の日 創めし大人を偲ぶかな

不抜の信念君知るや 挙げし功を思わずや

闇に暮れゆく都路に 吾が学塔に栄あれ

(昭和28年6月18日学生歌公募入選作)

## 3 応援歌

中川 裕朗 作詞 多田 武彦 作曲



- (1) 新生の 息吹きに充ちて 息吹きに充ちて 躍動の 若き腕に 勝利分たん 守れ 守れ 守れ 母校の栄誉 京都大学 京都大学
- (2) 麗しき 吉田の里に 吉田の里に 幾星霜 鍛えし力 ここに尽さん 示せ 示せ 示せ 母校の伝統 京都大学 京都大学
- (3) 公明の 日輪のもと 日輪のもと 高鳴るは 希望の凱歌 自由の潮 たたえよ たたえよ たたえよ 不滅の光 京都大学 京都大学 (昭和33年制定)

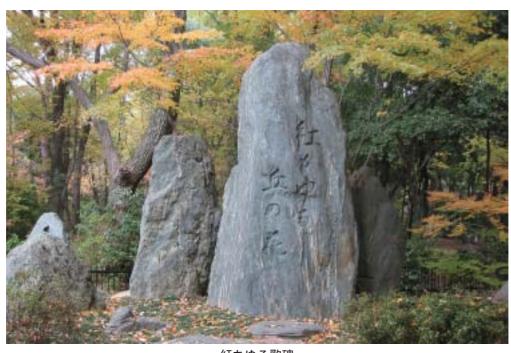
#### 4 逍遥の歌

#### 沢村胡夷 作詞作曲

- (1) 紅萌ゆる岡の花 草緑匂う岸の色 都の花に嘯けば 月こそかかれ吉田山
- (7) 左手の文にうなづきつ\*\*うぐの風に砕ずれば砕けて飛べる白雲の空には高し如意ヶ嶽
- (10) 希望は照れり東海の み富士の裾の山桜 歴史を誇る二千載 神武の兇等が立てる今

- (2) 緑の夏の芝露に残れる星を仰ぐ時希望は高く溢れつつ我等が胸に湧きかえる
  - (5) 鳴呼故里よ野よ花よここにも萌ゆる六百の 光も胸に春の戸に 嘯き見ずや古都の月
  - (8) 神楽ヶ岡の初時雨 老樹の梢伝う時 繋灯かかげ口桶む 発哲室理の教にも
  - (11) 見よ洛陽の花霞 桜の下の男の子等が 今逍遥に月白く 静かに照れり吉田山

- (3) 学載秋の水清く 銀漢空にさゆる時 通へる夢は崑崙の 篙嶺の此芳ゴビの原
- (6) それ京洛の岸に散る 三年の秋の初紅葉 それ京洛の山に咲く 三年の春の花嵐
- (9) 鳴呼又遠き二千年 血潮の逆や西の子の 栄枯の跡を思うにも 胸こそ躍れ若き身に



紅もゆる歌碑

学生便覧 平成21年度 平成21年3月 発行

編集 京都大学

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

印刷 (株)田 中 プ リ ン ト



このエンブレムの原型は、昭和25年頃本学庶務課小川緑郎氏により考案され、以来事務局及び部局における印刷物、レターヘッド等に使用されていました。その後、国際交流の進展に伴う大学としてのエンブレムへの必要性の高まりを受けて、工学部建築学科の川崎清教授及び京都芸術短期大学ビジュアルデザイン学科の久谷政樹教授により専門的な検討が加えられ、1990年11月16日の評議会において本学のエンブレムとすることが了承されました。

京都大学URL

http://www.kyoto-u.ac.jp/